# 神武後記　五

陸軍将士叙勲
近衛師團ノ凱旋
海陸将士ノ叙勲
海軍将校ノ叙勲
陸軍兵士ノ叙勲
海軍将校ノ叙勲、
奉天半嶌還付條約
陸軍兵士叙勲
皇族ノ叙勲
文官及陸海将士ノ叙勲
臺湾土匪再熾ノ報
朝鮮建元及断髪ノ詔
李俊鎔遊学
媾和始末
臺湾平定の宣言
朝鮮政府の通知
大本営解散
第二回償金領收

日清通商條約批准交換
第三回償金領收
第四回償金領收　皆濟

洋学文庫
文庫8
J236
5

神武後記五

## 軍功叙勲

大尉　北村他郎
叙勲四等授旭日小綬章（年金百三十五円）
同上
一等軍医（一時金四百円）　宮崎昌三
大尉　永野申義
同　田原良之助
同上（一時金三百円）
大尉　金子昌明
同上（同上）
一等軍吏（年金百八十円）林猪之助
大尉（同百三十五円）永瀬良俊
一等軍医（同上　中村舜吉
大尉（一時金四百円）　沢宗行
同（年金百八十円）　西村藤太郎
同（同上　村山西明
同（同上　喜久雄三
監督補（同上）　松本鶴四郎

一等軍吏（同上） 稲村房二
一等軍医（一時金四百円） 山崎桂策
一等軍医（同上） 山根道章
一等軍吏（同上） 小塚募重
同（同上） 三村廣信
大尉（同三百円） 太田欽哉
一等軍吏（同上） 久野敬義

## 叙勲四等旭日小綬章

少佐（一時金三百円） 赤川重申
大尉（同上） 松嶌貞祥
同（年金百円） 吉田充親
同（一時金二百円） 沼田又五郎
同（年金百廿円） 大嶌友緝
同（同百円） 蒲江庄太郎
同（同上） 白樫甚一
同（同百廿円） 坂名井善蔵
同（同上） 中村豊三郎
同（同上） 三浦徳充
同（同百円） 半井成明
同（一時金三百円） 内田尊徳
同（同二百円） 赤川昇
一等軍医（年金百円） 倉本忠紀
同（同百廿円） 山本貞二郎
同（一時金二百円） 田村義長
同（同上） 原田適
同（同上） 河野亨
一等軍吏（年金百廿円） 小野亮一
同（同上） 津田尚辰
同（同上） 児玉清信
同（同上） 岡本貞明
同（同百円） 杉原全徳
同（同上） 嶋田節義
同（一時金三百円） 飯塚正行
同（同上） 池田豊四郎
同（同上） 筑土邦順
同（同上） 田中貫一
同（同上） 並河英和
同（同二百円） 木部貞
同（同上） 鴻池桑太郎
大尉（同上） 岡部長民
同（年金百円） 荘司由従
同（同上） 守田元之
一等軍医（一時金二百円） 大内雄蔵
同（同上） 柳田三郎
中尉（同三百円） 今村忠猗
同（同二百円） 生駒巍
二等軍吏（同上） 小松正志
同（同上） 石毛友三

同（同上）　渡辺義綽
同（同三百円）　遠藤欣三郎
同（年金百円）　吉岡敬一
同（百六円）　葉若競
一等薬剤官（同上）　大井玄洞
同（一時金三百円）　安香堯行
一等獣医（同上）　厚木訥平次
同（同二百円）　木村典
同（同上）　西村正
同（同上）　西川信
理事（同三百円）　荘司熙
同（同上）　代田野黙
一等軍吏（年金百六円）　佐藤業富
二等軍吏（一時金二百円）　山本愛次郎

## 叙勲五等双光旭日章

大尉（一時金二百円）　根本坦

## 叙勲五等瑞宝章

大尉（年金七十円）　鳥居利剛
同（一時金百五十円）　井野口春清
同（年金八十四円）　禁務三郎
同（同上）　高橋清晏
同（同上）　山名義路
同（同上）　高橋長七郎
同（同上）　安田徐次郎
同（同上）　松本三省
同（同七十円）　佐藤為彦
同（一時金二百円）　武富牧太郎
同（年金八十四円）　祈下傍造
同（同上）　中宮彌太郎
同（同上）　松本正義
同（同上）　安東直康
同（同上）　永嶌正道
同（同上）　竹内金七
同（同上）　奈良蝬太郎
同（年金七十円）　田中貫一
同（同上）　篠田金次郎
同（一時金二百円）　鍋嶌忠備
同（同百五十円）　今江久平
一等軍楽長（同上）　永井岩升
中尉（年金八十円）　乃萬文太郎
同（同上）　菅野尚一
同（一時金二百円）　國廣業一
同（同上）　大枝健介
同（同上）　濱田義夫
同（同上）　長野辰次郎
同（同百五十円）　松橋芳藏
同（同上）　荘原梅一郎
同（同上）　吉永征義

同（同上）井上氏枝
同（同二百圓）仁村俊徳
同（年金二十四圓）伊集院兼尚
同（同上）廣瀬龍吉
同（同上）大村庄太郎
同（同上）山形閑
同（同上）川端成康
同（同上）橋本哲臣
同（同上）杉部文四郎
同（同上）坂戸直吉
同（同上）吉井直太郎
同（同上）五十嵐多一
同（同上）嶌倉棠吉
同（同上）吉見彌一
同（同上）北川為吉
同（同上）岩本績
同（同上）矢土安之
同（同上）住吉常三
同（同上）庄田孫治
同（同七十圓）長谷川荘太郎
同（同上）山崎辰次郎
同（同上）濱野廣洪
同（同上）田中欽蔵
同（同上）木村重行
同（同上）八巻半六
同（同上）野村又四郎
同（同上）山村金次
同（同上）中村忠愛
同（同上）藤井知行
同（同上）中根乙巳
同（同上）松木政太郎
同（同上）鉾田俊
同（同上）藤田直太郎
同（同上）望月銀吾
同（同上）廣渡正隆
同（同上）永井豹三郎
同（同上）山村清臣
同（同上）坂井重雄
同（同上）山内正至
同（同上）川瀬房四
同（同上）磯谷角次郎
同（同上）谷口重紀
同（同上）吉田源三郎
同（同上）小出覚之助
同（同上）倉科十九三
同（同上）伊藤一雄
同（同上）西尾宮治
同（附金二百圓）尾崎元次郎

同（同上）川口金之助
同（同上）田中武雄
同（同上）外山元治
同（同上）伊藤完蔵
同（同上）石黒金吾
同（同上）寺町鍵三
同（同上）小野政治
同（同上）津田次郎
同（同上）早瀬松次郎
同（同上）石黒銕四郎
同（同上）磯部芦丸
同（同上）高柳保太郎
同（同上）井上昌基
同（同上）川村猛
同（同上）福田光作
同（同上）西田勇
同（同上）桜井利吉
同（同上）濱口忠之
同（同上）渡辺米太郎
同（同上）後藤昔壮
同（同上）赤堀馬太郎
同（同上）渡辺金次郎
同（同上）今村忠勝
同（同上）長谷川武吏
同（同上）三品道久
同（同上）高嶌嘉蔵
同（同上）原小太郎
同（同上）中原松之助
同（同上）渡辺博
同（同上）鈴木經彦
同（同上）山縣保次郎
同（同上）磯村年
同（同上）加藤義雄
同（同上）小野寺重太郎
同（同上）神代玄
同（同上）朝川瀬平
同（同上）小山喜久男
同（同上）丹羽萬男
同（同上）大谷久蔵
同（同上）吉原正矢
同（同上）坂井三五郎
同（同百五十㊃）池田卯之助
同（同上）出嶌尚司
同（同上）重見靜三郎
同（同上）塚本捨吉
同（同上）岩淵末馬太
同（同上）三井貞義
同（同上）池上幸光

同（同上）　朝倉　定
同（同上）　赤　経次
一等軍医（年金八十円）　平井　政道
同（一時金百五十円）　岡　芳太郎
同（年金八十四円）　都筑　宗正
同（同上）　市川　廣助
同（同上）　田中　彌太郎
同（同上）　鷲津　要次郎
同（同上）　芳賀　栄次郎
同（一時金二百円）　豊田　修造
同（同上）　赤黒　松太郎
同（同百五十円）　嶌中　豊
同（同上）　毛利　隆尚
同（同上）　矢嶋　柳三郎
同（同上）　中葉　郁二
同（同上）　本多　鎗二
同（同上）　星　知善
一等軍吏（年金八十四円）　刈谷　敬三
二等軍医（同七十円）　永末　茂太郎
同（一時金二百円）　吾妻　慶治
同（同上）　篠尾　悄済
同（同上）　室　開二
同（同上）　伴野　欽平
同（同百五十円）　岡嵜　亀彦
同（同上）　赤嶺　豊熊
同（同上）　村上　一學
同（同上）　加藤　準彌
同（同上）　前田　三郎次
同（同上）　雀見　金十郎
一等軍医（一時金二百円）　宮嵜　昌三
同（同上）　嶌田　完兵
二等軍吏（年金八十四円）　杉本　漢樹
同（同上）　大江　玄壽
同（一時金二百円）　小林　藤吉郎
同（同百五十円）　丹　錬吉
同（同上）　栗山　作五郎
三等軍医（同上）　長峯　縫一郎
同（年金七十四円）　植本　弟三郎
同（一時金二百円）　三輪　孫三郎
同（同上）　桒原　如則
同（同上）　川口　善甫
同（同上）　並河　栄三郎
同（同上）　伴　壽一
同（同上）　内山　彷之助
同（同百五十円）　堀江　治三郎
同（同上）　栗田　嘉平太
同（同上）　桒山　重太郎
同（同上）　岡島　彷次郎

同（同上）大北武彦
同（同上）服部末彦
同（同上）生川善松
同（同上）桐楊録三郎
同（同上）中村秀樹
同（同上）水野秀吉
同（同上）河村賢太郎
三等軍吏（年金八十四円）掛札丑太郎
同（一時金百五十円）平田一久
同（同上）太田房次郎
同（同上）冷木庸吉
同（同上）松野徳哉
同（同二百円）和田重宣
同（同上）川村貞次郎
同（同百五十円）前田伴次
同（同上）前川遜
同（同上）後藤満次郎
同（同上）毎川周徳
同（同上）飯田謙藏
少尉（年金七十円）村上翁藏
同（一時金二百円）矢上英太郎
同（同百五十円）藤川典一
同（同上）鏑木理八
同（同上）戸川宗太郎
同（同上）黒田恒藏
同（年金七十円）大宮鐵雄
同（一時金二百円）打越省三
同（同上）林康義
同（年金七十円）志甫勘三
同（同八十四円）細野辰雄
同（同上）桜井傳吉
同（同七十円）佐藤寉松
同（同上）河上清吉
同（同上）杉本義助
同（同上）井上伸次郎
同（同上）成田宇多
同（同上）酒井貞孝
同（同上）菅沼來
同（同上）牧達之
同（同上）吉田八太郎
同（同上）泉潤太郎
同（同上）高田干城
同（同上）伊藤貞治
同（同上）杉本哲
同（同上）梶原景敏
同（同上）石井武男
同（同上）加藤曽十郎
同（同上）吉川房吉

同（同上）　大林　為菜
同（同百五十円）　吉本　一平
同（以下同上）　塙　兼吉
同　加藤　市松
同　坂根　敏雄
同　田村　芳蔵
同　白石　進雄
同　野坂　甚八郎
同　吉田　都三郎
同　松山　兼三郎
同　橋本　仙作
同　藤田　与三
同　高村　識治
同　加藤　米九郎
同　寺田　松次郎
同　村井　因憲
同　桐生　定政
同　吉山　徳蔵
同　池田　栄一郎
同　多賀　権彌
同　大村　甲松
同　山田　幸太郎
同　松坂　主税
同　田中　久太郎
同　相沢　陣吉郎
同　佐藤　小次郎
同　今村　外次郎
二等獣医（一時金百五十円）　古川　元直
同（同上）　大井　俊太郎
三等獣医（同上）　今井　廉
同（同上）　可児　岩吉
二等薬剤官（年金七十円）　波多野　常三郎
同（同上）　三善　清房
同（一時金二百円）　喜多野　金助
理事（同百五十円）　岩村　茂
叙勲六等単光旭日章
中尉　吉永　在義
同　井上　民枝
少尉　氏泉　寅三郎
二等軍吏　折原　耕造
三等軍医　長峯　縫一郎
叙勲六等瑞宝章（一時金百五十円）
中尉　中嶌　識之
少尉　丸坂　安次郎
同　生田　虎一
同　三巻　仲三郎
三等薬剤官　福留　潤作
叙勲六等瑞宝章（一時金百円）

少尉　堀部　亀吉
叙勲八等瑞宝章（一時金卅五円）
大尉　越智　亘博
一等軍吏　中山　久亨
授旭日小綬章（年金百八十円）
大尉　飯田　芟昌
中尉　玉内　松壽
授双光旭日章（一時金三百円）
大尉　鈴木　幸次郎
授旭日小綬章（一時金四百円）
中尉　岡部　克巳
同　松浦　直一
授双光旭日章（年金百二十円）
同　西村　鉉三
授同上（一時金二百円）
少尉　加藤　三次郎
同　星野　八十次
叙勲七等青色桐葉章（年金六十円）
特務曹長　渡辺　謙一郎
同　西嶋　日観
一等軍曹　浜本　利三郎
〃　加藤　要
〃　松田　真
〃　森本　好太郎
上等兵　恵美　伊勢吉
〃　白石　時次郎
〃　門田　伊吉
〃　西川　森馬太
〃　矢野　増太
〃　松本　春吉
〃　磯崎　文八
〃　中山　誉吉
一等卒　永山　庚吉
〃　岡林　熊吉
〃　大和田　為吉
〃　手嶋　長太郎
〃　城岡　金吾
〃　細木　鹿太郎
〃　佐々木　久太郎
〃　岡上　長久彌
〃　佐々木　芟夫
〃　藤堂　音松
〃　加藤　房次郎
〃　武智　藤五郎
〃　潮見　市助
上等兵　高橋　段次郎
叙功七級金鵄勲章

一等軍医（一時金三百円）　岩佐　昂
大尉（年金二百八十円）　山本　政元
同（同百三十五円）　武部　敦光
同（同百八十円）　斎川　昇
同（同上）　佐々木　歳貞
同（同上）　須山　全行
一等軍医（同上）　長尾　定明
同（百三十五円）　土居　宗明
一等獣医（同上）　田中　種光
一等軍吏（同上）　松本　鐵之助
同（同上）　河村　辰彦
大尉（一時金四百円）　久蓀　才次郎
一等獣医（同上）　竹下　盛武

叙勲四等旭日小綬章

大尉（年金百円）　磯野　直言
同（同上）　秋月　栄太郎
同（同上）　落合　兼知
監督補（同上）　金窪　義孝
一等軍医（同上）　山中　恒斎
大尉（同百二十円）　宇田　利貞
同（同上）　高井　橋次郎
同（同上）　清水　金生
同（同上）　北川　繁次郎
一等軍吏（同上）　早川　等恒
大尉（年金百円）　鈴木　直義
同（同上）　下　鐵象
同（同上）　片山　庫次郎
一等薬剤官（同上）　矢野　十一郎
一等獣医（同上）　中村　笑甫
一等軍吏（同上）　黒田　達支
同（同上）　嶌田　咸應
同（同上）　田中　孝友
二等軍吏（同上）　野嶌　嘉久太郎
同（同上）　大縄　幸
大尉（一時金三百円）　坂上　庸之助
同（同上）　佐久間　虎三
同（同上）　島川　重雄
一等軍吏（同上）　川住　義謙
同（同上）　萩室　勉
同（同上）　嶋津　誠一郎
同（同上）　萩村　重忠
理事（同上）　河合　和光
一等軍吏（同二百円）　岸　信和
同（同上）　小禁　義和
同（同上）　濱野　紙一
中尉（同上）　若曽根　禮二

叙勲五等双光旭日章

一等獣医（同上）　田沢　直孝

叙勲五等瑞宝章
大尉（年金八十四円） 鈴木正近
中尉（同上） 夫馬雅楽吉
同（同七十円） 荒川衛次郎
同（同上） 中嶌熊三
大尉（同上） 小笠原使吉
少尉（同上） 中野関次郎
同（一時金二百円） 大久保実太郎
三等軍医（以下同上） 杦渡信次郎
同 中村文八郎
一等薬剤官 八木秀太郎
中尉 前田以孝
少尉 村瀬鉄濤
三等軍吏 松浦良之助
同（一時金百五十円） 伏沢広臣
三等獣医（以下同上） 野口次郎三
三等軍医 嶋村豊次郎
同 村瀬甲子太郎
大尉（年金八十四円） 深堀安一郎
同（以下同上） 大橋崧次郎
同 浅井一元
同 桜井明規
中尉 田内重知
少尉 牧野嚴馬
同 田中寛二郎
一等軍医 高橋茂
同 木下俊英
中尉（年金七十円） 市川彦信
二等軍医（以下同上） 三宅衛生
三等軍医 木村雄
同 舩嶌鳩三
大尉（一時金二百円） 渡辺誠一
二等軍医（以下同上） 桒原東岸
二等薬剤官 浅野駒太郎
同 中村為保
少尉 呑丑次
同（一時金百五十円） 笠崔章
一等軍吏（以下同上） 米川幸太郎
二等軍医 広田礼吾
三等軍医 佐伯隆資
同 吉田一二
大尉（年金八十四円） 伊藤弦
同（以下同上） 矢野徳
同 嶋嵜正誠
同 山口守之
一等軍医 星潤次郎
同 筑広定三郎
同 河野豊蔵

同　高畠　俊
同　新井　松之助
同　中舘　長三郎
同　皆川　今朝
一等軍吏　大野　量平
中尉　乾　半平
同　川役　国廣
同　小出　利二郎
同　飯田　清一郎
同　福原　鐵太郎
同　橋本　一貫
同　冨山　康之助
同　野嵜　平次郎
同　野嵜　平助
同　町田　彦二
同　天野　文武
同　黒田　久吉
同　土屋　善蔵
少尉　伴　七八
同　田部　鉢太郎
同　竹田　稔
同　石川　英正
三等軍医　岡　善次郎
三等軍吏　黒沼　彦太郎
一等軍医（同七十四）　瀬能　弥太
同（以下同上）　林　規
同　星埜　篠光
同　吉井　赤心
同　富田　茂
同　岡安　得太郎
一等獣医　神嵜　桃平
同　岸本　雄二
中尉　浅見　新久
同　後藤　尚古
同　吉沢　正治
同　和田　亀太郎
同　柴　豊彦
同　瀬川　萬太郎
同　富永　定一
同　中山　善吉
同　坂　紀守
同　山岡　熊治
二等軍医　富永　栄蔵
同　熊坂　彌之次
同　守屋　甫一郎
二等薬剤官　国友　保民
少尉　秋本　豊若
同　河内山　蹄

同　大川盛行
同　阿部章五郎
同　秋山万作
同　佐々木雄三
同　則武猪之進
三等軍吏　河内曉
大尉（一ヶ年金二百円）　松浦乙一郎
一等軍医（以下同上）　高橋良忠
同　大橋銈太郎
同　能勢静太
同　長曾我部俊城
同　加古大蔵
同　豊嶌良仙
同　森罡文太郎
中尉　中西副松
同　中川幸助
同　若井敬
同　日野強
同　上田良吉
同　吉田宇平
同　武久三保三郎
同　三浦智
同　向井次郎
同　林康太

同　今井章也
同　石藤市衛
同　岩本宗太郎
同　留守昌次郎
同　合田鹿女二郎
同　小野敬道
同　山縣松之輔
同　秋山貞一
同　江川竹猗
同　揖田義武
二等軍医　中山森彦
同　生駒廣太郎
同　鈴木猪太郎
同　中原貞涛
同　小々高文治
同　本堂恒次郎
同　吉川武平
同　毎川宗治
同　小埜運八
同　恩田謙三
少尉　津田敬清
同　小屋孝蔵
同　桜井栄太郎
同　長敬三郎

同　宮田久一
同　伊藤豊若
同　小松栄
同　東友敏湧
同　黒田光蔵
同　梅津敬治
同　千屋鷹治
同　高塚田治
同　代募好太郎
同　吉田寅蔵
同　松丸淳一
同　平田重敏
同　小川武熊
同　池田隆
同　波多野政次郎
同　豊田周吉
同　井上正浩
同　山之内赳
同　松延翠
同　石橋甚之助
同　滑口健次郎
同　桜田要次郎
三等軍医　高橋衛彦
同　大島勘平
同　角準造
同　村上彌穂若
三等軍吏　三木徳吉
同　小池清
同　佐々木宗一
同　中沢桐三郎
大尉（一ヶ月金百五十円）　大井修平
同（以下同上）　諏訪重中
一等軍医　西原勲
同　吉本具葉
一等獣医　藤宮芳一
中尉　馬屋原寛
同　浄法寺五郎
同　若曾根礼二
同　大村信行
同　大多和奥次
同　松山孝一
同　久保忠恒
同　梅村忠次郎
同　赤司知之
二等軍医　藤津準一
同　清水来吉
同　表田楨太
同　山田寅太

二等獸医　清水才吉
同　津田宣實
同　加藤雄千代
二等軍吏　西村国保
同　河内兼次郎
同　伊藤祐徴
同　伊藤正史
少尉　中尾芳太郎
同　内藤繁郎
同　池内英太郎
同　田坂可也
同　宮地久寿馬
同　表木盤之助
同　前田市之助
同　原田喜作
同　嶌田伊三郎
同　富永清三郎
同　安部章
同　梅石群
同　笠原寿三郎
同　三好政次郎
同　二宮武一
同　三田村寿保
同　片山光穂
同　近藤義男
同　小出康次郎
同　林康則
同　斉藤實
同　中嶌丑三
同　口羽武三郎
同　清水鷲
同　筒井黙八
同　黒部直孝
同　小野佐太郎
三等軍医　古市馬三郎
同　手塚柳助
同　原田常款
三等獸医　内村兵蔵
三等軍吏　菊地蔵五郎
同　氏家直次
同　藤田四郎
同　太坪恭三
同　中村三雄
同　上村清次郎
同　三嶌大之助
同　小室和三郎
叙勲六等単光旭日章
中尉　末永質
同　増田正春

三等軍医　長谷川元司
同　又重完吾
少尉（一時金百円）　西川房吉
三等軍医（以下同上）　會場清俊
同　膳所栄十
同（同百五十円）　小牧三量
同（以下同上）　杉町竹太郎
同　臼井貞弥
中尉　松岡恭介
一等軍医　杦友道
同　大川彦一郎
三等軍医　山秋勘之助
同　奥村吉三郎
同　菅沼恭一郎
同　石橋英次
三等獣医　田村補三郎
三等軍吏　早川潔
同　高橋徹
同　永野冷四郎
同　三谷鐙次郎
同　間宮嘉成

叙勲六等瑞宝章
中尉（一時金百円）　青山隼武者
少尉（以下同上）　高島信
同　平松乙男
同　藤井虎太郎
同　寺田喜三郎
二等獣医　吉川銀次郎
三等軍医　平塚淳貫
同　岩田幹太郎
同　長尾半
同　永井堤蔵
同　綾部芳軌
三等軍吏　名取為吉
同　杉嵜徳太郎
三等獣医　山田栄次郎

叙勲六等瑞宝章
少尉　坂井盤之丞

叙勲七等瑞宝章（一時金百円）
三等軍吏　菅井四十七

叙勲八等白色桐葉章（一時金五十円）
少尉　中村恒太

叙勲八等白色桐葉章（一年金卅六円）
大尉（一時金二百円）　泉省巳
同（同百五十円）　藤井正路
一等軍吏（同上）　鹿嶋孝全

叙勲五等瑞宝章
中尉（同上以下同）　佐伯虎三

二等軍医　宮下荘太郎
同　野瀬団治
三等軍医　赤川悦治
同　松井昌親
同　丸山耕平
同　村尾敬
同　野寄己一郎
同　堀清
三等軍吏　安田友太郎
二等薬剤官（同百円）　村瀬荘吾
三等軍医（同上）　伊東千代二
叙勲六等瑞宝章
少尉
叙勲六等単光旭日章（一時金二百円）　皆見彌五郎
特務曹長（年金七十四円）　池田安蔵
曹長　以下同　高橋豊太郎
〃　有馬很次郎
〃　戚戸孫三郎
一等軍曹　小林房吉
〃　三富重吉
二等軍曹　李吉憲司
〃　鳴田洪蔵
同　沖熊吉
上等兵　山本精一
〃　野口太平
〃　御園福蔵
一等卒　増田長五郎
〃　小林助太郎
〃　川嶌角蔵
特務曹長（年金卅六円）　山口文次郎
曹長　以下同　西田注進次
一等軍曹　橋本峯三郎
〃　五味中
〃　吉田総
〃　佐藤恵三郎
〃　江間留吉
二等軍曹　高山大江丸
〃　生巣馬十
上等兵　宮部次郎
〃　小野口徳治
一等卒　杉山文平
〃　中沢茂平
〃　佐谷戸斗一郎
特務曹長（一時金百円）　塚本支巳
曹長　以下同　北村謙
〃　安江正義
〃　三木繁生
〃　荼生義躬

一等軍曹　冨岡達雄
一　若林一保次
一　小坂玄一
一　中野竹治
一　桜井愛三郎
一　藤井吉熊
一　西沢藤五郎
一　荒井初五郎
二等軍曹　依田幸作
一　小出秀太郎
上等兵　湏埜原鯛蔵
一　田中仲三郎
一　新井民三郎
一　野沢与一郎
一　伊藤安蔵
一　廣瀬長作
一　石井忠三郎
一　荒井政義
一　野口久次郎
一　市東周平
一　今井宗太郎
一　相沢新太
一等卒　竹内荒吉
一　西山結光
一　角田仁助
一　仁科伊吉
叙勲八等白色桐葉章
特務曹長　市田半次郎
一　松本雄三
曹長　石原頼次郎
一等軍曹　川崎伊勢雄
一　三宅兵吉
輜重兵下長　石川勇
二等軍曹　長尾恒次
上等兵　村上信太郎
一　増山次郎
一　寺崎槇助
一　紙鹿次郎
一　萬谷久吉
一　原田彦四郎
一　笠原麻太郎
一　立石花吉
一　川村恒馬
一　加茂才太郎
一　内山嘉市
一　黒佐寶
一　山本敬之助
一等卒　天崎良八

一　佐々木常太郎
〃　南部哲次郎
〃　叙功七級金鵄勲章（年金百円）　小石常明

近衛司令部凱旋　十二月十八日廣島発

勅語　御慰問勅使廣幡侍従傳之

近衛師團茲ニ凱旋セルニ当リ
天皇陛下ハ深ク幾多の困難ヲ経過シことを辛特ニ思召され特ニ勅使として廣幡侍従を宇品ニ差シ慰問せらる

河村少将師團の代理として左の奉答をなせり

嚮ニ臺湾ニ於て優渥なる勅語を賜ハり茲ニ復師團凱旋ニ際シ特ニ御慰問として勅使を差シ賜ふ景明以下誠ニ恐懼の至ニ堪へす謹て奉答す

海軍将校の叙勲

海軍主計大監　原田啓
同　佐久間義一郎
同　八洲　亨
叙功四級金鵄勲章并旭日小綬章
同大佐　諸岡頼之
同　松永雄樹
同　植村永孚
大技監　赤峯伍作
同　前田亨
主計大監　村上敬次郎
土岐裕
叙功四級金鵄勲章并双光旭日章
大技監　佐双左仲
同　山口辰彌
同　黒川勇熊
叙功四級金鵄勲章并単光旭日章
軍医大監　吉田貞準
少技監　黒部廣生
叙功四級金鵄勲章并勲六等瑞宝章

軍功叙勲の續

特務曹長　杉井泰次郎
曹長　浦瀬万蔵
一等軍曹　遠藤竜次
〃　菱沢久左衛門
〃　山崎洪一
一　斎藤菊蔵

海

〃 高柳直
〃 宮田新平
〃 駒城健吉
〃 北原昊
二等軍曹 宮沢軍三郎
〃 山崎椎三郎
〃 保刈庚作
〃 渡辺注連太
上等兵 吉田亨太郎
〃 小久保弥右衛門
一等卒 桐生惣次郎
〃 高木利三郎
二等書記 渡辺張次郎
一等卒 長田蔡五郎
叙勲八等白色桐葉章（一時金五十円）
一等看護長 貴志角太郎
叙勲七等青色桐葉章（一時金百円）
曹長 中村省三
一等軍曹 日高松四郎
〃 原勢九介
上等兵 太田友男
〃 浅葉精一
〃 塚原順平
一等卒 山下久助
〃 清水七十吉
〃 荒川留五郎
〃 宮嵜倉吉
〃 中嶌久米蔵
〃 島田角次
〃 小金井時三
叙勲八等白色桐葉章（一時金五十円）
曹長 横田徳市
〃 松浦尚次郎
二等書記 高石幸太郎
蹄工長 松沢槇次郎
一等看護長 成瀬幸三郎
蹄下長 本多勘次郎
〃 神田寅松
一等軍曹 中嶌音吉
〃 二階堂房次郎
〃 福嶌姫吉
〃 小林康
〃 坂本重右衛門
〃 白石文次郎
〃 八木原定五郎
〃 沼尻為吉
〃 若林又蔵
〃 井出嶌十郎

〃　原　善四郎
〃　藤田　兼次
〃　西口　八十兵衛
〃　川嵜　卯之吉
〃　吉田　万勝
〃　山下　俊
〃　大河原　庚吉
〃　斎木　斉
〃　村雲　栄兼
〃　飯塚　栄吉
〃　大塚　政吉
〃　大伴　謙吉郎
〃　桜井　佐太郎
〃　加藤　幸太郎
曹長　井上　武太郎
二等軍曹　村田　俊次郎
〃　大進　政五郎
〃　鈴木　治三郎
〃　大地　幹次郎
〃　星野　定次郎
〃　伊井　定吉
〃　出浦　政太郎
〃　高地　半蔵
〃　小林　孫市
〃　大平　兼三郎
〃　長谷川　民次
〃　小峯　徳次郎
一等軍曹　鈴江　一二
〃　上田　萬三
上等兵　村田　兼太郎
〃　高橋　彌太郎
〃　渡辺　唯四郎
〃　柴本　惣七
〃　安田　竹次郎
〃　鈴木　定吉
〃　中村　吉次
〃　高橋　留五郎
〃　持田　幸太郎
〃　牧野　幸次郎
〃　原田　半次郎
〃　高橋　留松
〃　立石　道別
〃　粕川　栄五郎
〃　小林　竹次
〃　萩原　勝次郎
〃　中嶌　清五郎
〃　高橋　一作
〃　安藤　忠左衛門

〃　角田安太郎
〃　久保植之助
〃　砂押啓作
〃　向後喜之助
〃　小山仙太郎
〃　田川実吉
〃　猪股則邦
〃　横田保次郎
〃　栃木浅之助
〃　赤松喜作
〃　高遠孝太郎
〃　杉田源太郎
〃　杦　春吉
〃　冷木喜代松
〃　小林源太郎
〃　加藤末吉
〃　梶埜傳三郎
〃　高橋清松
〃　大谷五郎次郎
〃　杦　実吉
〃　高木安三郎
〃　佐々木高吉
〃　一等卒　志村民次郎
〃　槙本千年松

〃　黒岩恵十郎
〃　古林義支
〃　三輪倉之助
〃　高金松蔵
〃　酒巻菊太郎
〃　飯埜卯三郎
〃　横山時之助
〃　市川栄作
〃　境埜倉蔵
〃　嶌村茂助
〃　永黒常松
〃　木村幸蔵
〃　原岳林平
〃　池田己之助
〃　伊藤金三郎
〃　小池忠吾
〃　古瀬徳太衛門
〃　笠川太助
〃　御守国太郎
〃　斉藤喜太衛門
〃　内山々次郎
〃　根本金太郎
〃　秋和太郎吉
〃　田辺里仙助

〃　田中岩蔵
〃　関市太郎
〃　佐々木傳二郎
〃　古橋浪十郎
〃　内山徳松
〃　山本政五郎
〃　三木平吉
〃　永嶌染吉
〃　滝沢要次郎
〃　黒崎酉蔵
〃　長田安太郎
〃　後藤耕右衛門
〃　岩館乙四郎
〃　清水要蔵
〃　進藤多之吉
〃　遠山勘五郎
〃　加茂豊吉
〃　斎藤清次郎
〃　柳田七五郎
〃　中村時次郎
〃　五十君徳之助
〃　清水勝三郎
〃　鈴木長三郎
〃　宇野幸八

〃　山崎清太郎
〃　藤井新太郎
〃　地引留吉
〃　和田三代松
〃　嶌田米次
〃　黒安森八
〃　市川幸吉
〃　福田千代一郎
〃　桜井田太郎
〃　上埜清輝
〃　黒木福太郎
〃　宮下福太郎
〃　鈴木周次
〃　石井初太郎
〃　根岸運之助
〃　吉田忠助
〃　町田許佐太
〃　原田繁造
〃　今村善次郎
〃　神山晏士
〃　吉岡五郎
〃　柴埜吉保
〃　植村長松
〃　黒田富五郎

〃　浅埜　和四郎
〃　小林　万蔵
〃　吉埜　徳吉
〃　梅本　寉吉
〃　小沢　曼次郎
〃　中村　鎌吉
〃　小林　巳之次
〃　関口　貞之助
〃　高木　兼三郎
〃　宮下　竜太郎
〃　名取　傳市
〃　矢嶌　新吉
〃　樋口　住太郎
〃　野村　倉吉
〃　向埜　常次郎
二等卒　小尾　浪平
一　叙勲八等瑞宝章（一時金五十円）　小尾　叶女
一等看護長　前川　為吉
蹄工長　原　諒造
叙勲七等瑞宝章（一時金百円）
上等兵　耳塚　茂一
〃　伊東　連之助
〃　小役　和市
〃　滝沢　太作
〃　塙　定吉
〃　布施　清次郎
〃　小菅　徳太郎
〃　小宮　彌重
〃　森田　喜平次
〃　熊沢　宇之助
〃　皆藤　松五郎
〃　浅見　喜三郎
〃　小口　捨吉
〃　丸田　金吾郎
〃　向後　辰之助
〃　宮本　喜三郎
〃　蒔田　栄三郎
〃　松川　開作
〃　鵜沢　倉蔵
一等書記　山田　英夏
一等卒　塚田　安蔵
叙勲八等瑞宝章（一時金五十円）
一等看護長　水上　三郎
授青色桐葉章（一時金百五十円）
一等書記　山崎　角蔵
叙勲八等白色桐葉章（一時金百円）
曹長　横手　五六郎

一　林　久馬次
一　浦野金太郎
一　渡辺多吉郎
一等軍曹　久野　勤
一　松嵜雷之助
一　須藤平三郎
一　奴留湯保男
一　矢嶌稜威雄
一　本間錠吉
一　雀罡周治
一　島田辨作
一　秦　三八
一　小役國松
一　川上廣三郎
二等軍曹　橋本市太郎
叙勲八等白色桐葉章（一時金卅六円）
二等看護長　高橋幸茂
一　二村量作
一　北沢安太郎
三等看護長　小林正寛
蹄下長　明池三四郎
一　寺田丈之助
一　池沢民蔵
看護手　久保貞次郎

一等軍曹　早川熊太郎
一　小沢種治
一　原田栄旦
一　池田治三郎
二等軍曹　半谷　乾
一　長瀬武祇
一　細谷増太郎
一　加藤瀧之助
一　武田啓五郎
一　宮嶌房次郎
一　薄木旦治
一　橋本秀義
一　竹村仲次郎
上等兵　吉沢茂吉
一　小川市太郎
一　萩原秀三郎
一　柳沢永次郎
一　山口米蔵
一　川田福次
一　稲村久次郎
一　尾藤庄太郎
一　大青留吉
一　青永国太郎
一　井上文次郎

〃 杉崎多吉郎
〃 保坂清次郎
〃 深谷末次郎
〃 小倉長作
〃 菅谷常松
〃 根津仁作
〃 加藤近次郎
〃 小牧庚太郎
〃 若林園作
〃 大津千代吉
〃 渡辺浅治
〃 塙萬助
〃 小松牧之助
〃 斉藤嘉平次
〃 井上惣弥
〃 木嶋市太郎
〃 横田市太郎
〃 山田玄献
〃 白石逸五郎
〃 斎藤末吉
〃 栗原政次郎
〃 小林益一
〃 加々美鶴太
〃 近藤初一郎
〃 萩田喜八
〃 若田部彦八郎
〃 文吉熊太郎
〃 真板竹花
〃 箕輪留吉
〃 土屋竹松
〃 渡辺好吉
〃 小口代次郎
〃 加藤音次郎
〃 渡辺日兆
一等卒 宮沢直四郎
〃 奥村美代之助
〃 奥保傳五郎
〃 大川栄一郎
〃 荒罡鮒十
〃 勢賀章太郎
〃 増田盛太
〃 栗原健次郎
〃 山根角蔵
〃 日野守人
〃 清水彌平
〃 大木源次郎
〃 権田捷一郎
〃 上野直三郎

ヽ狩埜嘉一郎
ヽ小川吉良
ヽ渡辺定吉
ヽ上野常吉
ヽ青木小十郎
ヽ稲沢金太郎
ヽ尾崎安太郎
ヽ篠田茂助
ヽ嶌田長太郎
ヽ長堀幸四郎
ヽ野口初太郎
ヽ佐藤巳之助
ヽ獺間倉次郎
ヽ松村周太郎
ヽ窪田徳十
ヽ斎藤藤太郎
ヽ浅賀竹五郎
ヽ村田秀五郎
ヽ吉森三郎
ヽ村上義太郎
ヽ新屋雄蔵
ヽ三浦弥太郎
ヽ安達権太郎
ヽ矢嶋松五郎
ヽ佐々木武雄
ヽ真下多八郎
ヽ大塚訓三
ヽ吉井森太郎
ヽ嶌　景治
ヽ高橋亀吉
ヽ小林寿助
ヽ斎藤徳次郎
ヽ丹沢英三郎
ヽ鈴木末吉
ヽ内田幸蔵
ヽ野中丑五郎
ヽ若林豊次郎
ヽ小林粟太郎
ヽ染谷藤太
ヽ成田仙之助
ヽ大高亀太郎
ヽ野本彦左衛門
ヽ織田常吉
ヽ林長太郎
ヽ黒宮粂太郎
ヽ石川嘉一郎
ヽ大木権十郎
ヽ黒沢弥市

青山茶次郎
福田弥三郎
神村万作
酒井権吉
小島助太郎
押久保久米吉
鈴木三吉
真壁秀次郎
土子孫太郎
武井茂作
田中仲次郎
深瀬皇益
細田喜代吉
金沢由五郎
中村己之助
福田道蔵
関根艾助
仙波平次郎
宮嶋助太郎
石塚吉次郎
下城善次郎
石田惣作
浪江佐吉
竹内政吉

清川又三郎
坂本増次郎
宇山亀吉
池田邑四郎
八馬福松
平林稜重
土方坊太郎
福田小三郎
埜沢佐一郎
猪瀬浅次
平埜三代吉
増渕重吉
大谷玉三郎
荒川武吹
烟埜新三郎
三浦治之吉
上原震次郎
岩田佐助
橋本定太郎
奥津栄之助
田畑与市
向佐己作
宮田角次郎
殿岡寉吉

一 佐ゝ木栄次郎
一 相良和三

一 大庭盤三郎
一 深沢長七

一 布施政司
一 高瀬直吉

一 下田与平
一 草埜実松

一 小林金四郎
一 池田平之助

一 杉本今朝太郎
一 山田代吉

一 保科万蔵
一 稲村福太郎

一 関谷重吉
一 布川金之助

一 秋山又蔵
一 浅見惣平

一 唐沢藤吉
一 和田今蔵

一 信田佐次郎
一 高柳織之助

一 根本嶌伊助
一 吉沢久作

一 石井八十吉
一 伊藤直吉

一 小高関蔵
一 巴惣太郎

一 渡辺徳次郎
一 増田由太郎

一 永塚常吉
一 大沢安太郎

一 町田鍋次郎
一 飯塚民蔵

一 青木市郎
一 町田道平

二等卒
一 川野楽蔵
一 根岸傳吉

敘勲八等瑞宝章（一时金卅五円）
特務曹長
本多未緒

曹長
一 横山端三郎
一 佐藤亮一

一等軍曹
一 小曽戸伴吉
一 今村米蔵

一 茂木㐂三九
一 本吉為吉

一 須田万五郎
一 阿久津藤太

〃 花岡関十
二等軍曹 上野徳次
〃 東野福松
上等兵 畑川栄吉
〃 飯田亀次郎
〃 井口仙之助
一等卒 山田彦三郎
二等卒 松嵜浪久江
叙勲八等白色桐葉章（一時金六十四円）

## 海軍将校叙勲の儀

海軍軍医大監（年金二百五十円） 豊住秀堅
同機関大監（一時金五百円） 谷木義為
叙勲三等授旭日中綬章
大技監 原田宗助
主計大監 岩村兼善
機関少監（以上年金百八十円） 児玉利貫
少佐 加藤重成
主計大監 平野為信
少技監（以上同百三十五円） 山内万寿治
大佐 千住成貞
主計少監 岩井米一
同（以上一時金四百円） 渡辺直郎

海

大佐 肝付兼行
同 町田実隆
同 永田賢知
少技監 阪本俊一
主計少監 阿部定次
同 杏息造
同（以上同三百円） 室田武氏
叙勲四等旭日小綬章
少将 佐藤鎮雄
大佐 田代郁彦
同 窪田祐章
同（以上一時金三百円） 田尻唯一
少将 滝野直俊
軍医大監（以上同五百円） 嶋田修海
叙勲三等瑞宝章
機関大監（同上） 谷木義為
叙勲三等旭日中綬章
同 吉田貞一
少佐 白濱寛右
同 児玉利紀
同（以上同三百円） 飯田信臣
大佐 相枝惟一
少佐 磯野健
同 谷信久

同　高杉春禎
同　友野雄介
主計少監　八田良種
機関少監　佐久間国安
同（以上同二百円）　小川政賢
叙勲四等瑞宝章
少佐　高桒勇
少技監　大木治吉
主計少監　神山昌蔵
同（以上同年金百二十円）　相原益功
大佐　遠藤喜太郎
軍医少監　窪田鹿吉
少技監　山木良三郎
少佐　内田善太郎
同　馬場練兵
同　鏑木誠
同（以上同百円）　北古賀竹一郎
同　大久保喜造
同　寺垣猪三
主計少監　丹治乙治
同　土井順之助
同（以上一時金三百円）　吉井真吉
少佐（同二百円）　池端清
叙勲五等双光旭日章
少佐　中林長国
同　宮路直記
少技監（以上同二百円）　馬場新八
少佐　迫田甚之丞
同　古賀喜三郎
同　川上俊親
同　笠原精行
機関大監　片江義高
軍医大監　菅原思朝
機関少監（以上同百五十円）　宇橋為久
叙勲五等瑞宝章
少技監　河嵜民樞
軍医少監（以上同二百円）　芳村俊
薬剤監（同百五十円）　高橋秀松
叙勲六等単光旭日章
大技監　宮原二郎
軍医少監（以上同上）　石黒宇宙治
同（同百円）　本多忠夫
叙勲六等瑞宝章
大佐（年金三百五十円）　黒岡帯刀
少将　松村正命
同　吉嶌辰寧
大佐（以上一時金五百円）　野村清
授旭日中綬章

少佐（年金百五十五円）　玉利親賢
同　天野方蔵

樸関藍（一時金三百円）　小川直一
授旭日小綬章

大佐　去丕七郎
少佐（以上同上）　遠藤増蔵

授双光旭日章
大佐　國友次郎

軍医大監　戸塚環海
少枝監　桜井省三

同　辰巳一
同（以上年金八十四円）　沢鑑之丞

## 叙勲六等単光旭日章

少将　杉盛道

大佐　木藤貞良
同　瓜生外吉

同
賜金三百円　青木佳真

軍医大監
賜金二百円　村瀬三英

## 陸軍将士叙勲の續

一 歩兵曹長　村上弥之助
一　岡本亨辰

---

一 砲兵曹長　馬渡康苑
　　板倉唯一

輜重兵曹長　近藤鎮太郎
歩兵上等兵　宗貞作一

工兵一等軍曹　平嶋辰三郎
輜重兵一等卒　岩本安太郎

## 叙功七級金鵄勲章

曹長　酒井武男

一等軍曹　小池浅四郎
〃　小嶋源平

〃　中村圭作
〃　今川年太郎

〃　伊藤金蔵
〃　鳴川武十郎

〃　浅田浪太郎
〃　倉科長三郎

〃　笠原君江
〃　鈴木藤太郎

〃　宮本藤太郎
〃　西村盛孝

〃　牟田芸一郎
〃　岡本廣三郎

〃　菅井寿松
二等軍曹　匂田伊三

〃 大嶌勝蔵
〃 小池留吉
〃 滝沢寅太郎
〃 黒田新次郎
〃 高村長三郎
〃 加藤虎蔵
〃 上等兵 反町忠作
〃 飯沼万作
〃 馬場又三郎
〃 窪田庫次郎
〃 須藤吉五郎
〃 林健之助
〃 中嶌鉄次郎
〃 大久保金太郎
一等卒（以上一同金百円） 伊藤定次郎
曹長 本橋長玄
〃 乃美孫郎
一等軍曹 為我井浅吉
一 神村辰次郎
〃 弘中熊樵
〃 松井森一郎
〃 種村猪一郎
〃 戸井竹之助
〃 串間辰禄

〃 山崎宗重
〃 真渦浅太郎
〃 黒崎佐吉
二等軍曹 野村之右衛門
〃 永井朝次
〃 牛尾政吉
〃 皆川金作
〃 太山浅次郎
〃 黒田和三郎
上等兵 翁悦蔵
〃 織茂佐一郎
〃 渡辺両平
一 金井作四郎
〃 宮嶌与吉
〃 田村長蔵
〃 大熊福太郎
〃 鈴木松太郎
〃 木野内松之助
〃 浅生兵重
一等卒 藤本文太
一 金子曽一郎
〃 日野原吉重
一等看病 金井作四郎
初見弥三郎

蹄下長（以上同五十円）
叙勲八等白色桐葉章
石嵜峯次
一　曹長　曽根悳雄
一　川村正義
一　一等軍曹　河合仙松
一　石原政太郎
一　立花冬次郎
一　小倉弥十郎
一　高野十七蔵
一　新善政太郎
一　八木実次郎
一　小口竹次郎
一　二等軍曹　市川与三郎
一　奈良平五郎
一　小沢力之助
一　木村熊太郎
一　近藤虎次郎
一　竹内万作
一　酒井申太郎
一　阿部忠次郎
一　滝沢楷太郎
一　細田次之助
一　相川巳之助
一　板井忠彦
一　菊地正治
一　田中実吉
一　林景松
一　神子平助
一　柴田三津之助
一　小林利三郎
一　曽我留次
一　茂木太作
一　二等書記　梅林善太郎
一　三等調剤手　内松源次郎
一　蹄工長　鳥居豊一郎
一　蹄下長　佐原磯吉
一　三等看護長　西村武一郎
一　上等兵　梅村源弥
一　石井金次郎
一　熊谷芳弥
一　富山常治
一　古原嘉十郎
一　松田栄次郎
一　大槻久次郎
一　須永万作
一　深本勝吉
一　柳井久次郎
一　小林末吉

〃　吉田浜太郎
〃　宮本喜太郎
〃　伊藤浦吉
〃　林芳造
〃　中村嘉平
〃　又町貿哉
〃　綿引松次郎
〃　田中喜代太郎
〃　横田市太郎
〃　鈴木貞七
〃　奈良部為三郎
〃　高木寅三郎
〃　大井山右太郎
〃　細谷新吉
〃　伊藤覚太郎
〃　杉　与一郎
〃　中村福太郎
〃　山田徳次郎
〃　竹中八十次郎
〃　安嶌梅太郎
〃　山田喜作
〃　浅川周次郎
〃　角田申松
〃　宮沢与市

〃　清水福太郎
〃　阿久津金四郎
〃　茂木仙次郎
〃　酒井清之助
〃　矢口兼吉
〃　大塲嶌太郎
〃　大沢藤三郎
〃　池内八百次郎
〃　町田忠右衛門
〃　橋本松寿
〃　高橋松五郎
〃　筒井金太郎
〃　海老原文吉
〃　倉上弥三郎
〃　矢嶌良太
〃　石田徳十郎
〃　福田酉松
〃　花村文次郎
〃　荷見徳次郎
〃　宮沢安之助
〃　寺内善造
〃　吉原政晴
一等卒　小埜口歌吉
〃　長瀬庄吉

荒井次郎
鯵川常吉
風間忠太郎
伊橋嘉仲
石田周作
津村寅吉
坂田幸吉
嶋嵜又四郎
宮嵜登市
張替元吉
杉山岩吉
原部泰助
山崎力次郎
石野春次郎
中嶌浜太郎
竹村千代次郎
川澄喜平
森嵜辰之助
関口幸太郎
岡本鷲太郎
深谷作四郎
石塚千代吉
滝沢庄吉
平山浜蔵
松田直次郎
藤沢今朝十
大嶌留次
堀井浪太郎
佐山天吉
植田浜五郎
津野友次郎
丹与太郎
金子紋五郎
池田治平
鈴木長吉
小倉又次郎
和田忠蔵
大谷甚平
谷口宜松
内川留吉
青木佐勒
北埜泰十郎
廣沢秀吉
谷田部吉五郎
大森要次郎
遠藤長十郎
荒井縁次郎
佐藤安五郎

田中今朝十　上条福太郎
熊谷伊作　猿山伴五郎
中村徳治郎　栗原万吉
飯島森三郎　橋詰甚四郎
原秋蔵　上野新作
小原喜右郎　伊藤久蔵
大竹忠五郎　木暮永助
若林六右　武田三代吉
福田仁平　松本伸次郎
田崎栄吉　菊地末吉
高橋松太郎　大森松治
剱持善次郎　大橋清三郎
倉持喜久次郎　石川市助
猿田佐三郎　伴在畳次郎
熊谷音吉　金子藤三郎
藤間熊次郎　佐藤利蔵
加瀬源次郎　松永孫三郎
中野政次郎　梅山雀之助
割田弥作　高村定太郎
牛久久吉　猪瀬逸之助
中嶋徳松　寺尾徳之丞
武田徳次郎　五十嵐要吉
見目東太郎　三宅定七
冷木夏之助　五十嵐栄吉

〃　小橋初太郎
〃　中野浅次郎
〃　小林傳蔵
〃　野出音吉
〃　土屋幸蔵
〃　小室三五郎
〃　新井助五郎
〃　上条元治
〃　岩株貞吉
〃　平林峯次郎
〃　八木近蔵
〃　平埜芝治
〃　三井三輪次
〃　山田芝蔵
〃　大貫万之丞
〃　土谷栄蔵
〃　中沢来作
〃　吉田源一郎
〃　後藤代三郎
〃　福田弥太郎
〃　宮沢幸吉
〃　菊地実吉
〃　石塚次郎
〃　武井和十郎
〃　関卯三郎
〃　太田徳十
〃　藤田来八
〃　加藤庫吉
〃　与自友十郎
〃　森田金次郎
〃　飯塚千代吉
〃　大貫久次郎
〃　石橋与之吉
〃　今村重吉
〃　武井卯三郎
〃　草間清作
二等卒　内山傳三郎
〃　有賀三次郎
〃　勅持要作
〃　市毛八三郎
叙勲八等瑞宝章（一時金五十円）
曹長　山根東太郎
一　木川東馬
一　高取真三郎
一　三村幾弥
一　竹内亀吉
一　岩田定右衛門
一　鈴木豊太郎

少尉　杉野秀次郎
一等軍曹　中沢虎男
〃　紙清之助
〃　野村昌靖
〃　河野六五郎
二等軍曹　五味恵助
〃　松田幸太郎
〃　伊藤光治郎
〃　柳沢袈裟太
一等書記　滴木剛五郎
〃　菊地浅吉
〃　平埜辰三郎
〃　黒川卯之松
二等書記　坂本淩吉
〃　鈴木良太郎
〃　宮田左近
〃　岡本吉五郎
〃　佐藤甫
〃　梅北兼三
〃　戸田八十次郎
〃　冨田八百蔵
〃　高須辰蔵
〃　佐藤総之助
〃　海沼杢間津
〃　高草木武七郎
三等書記　八角清松
二等看護長　嶌根用三
一　出科仲太郎
録事　高須七太郎
（上等兵以下畧之）

叙勲八等瑞宝章（一時金廿五円）
曹長　上田道太郎
〃　田口謙太郎
（以上年金廿六円）　小西貞吉
一（同廿六円）　長坂駒次郎
一等軍曹　金山勇
一（以上同廿六円）　高橋治助
一　坂本文助
〃（以上同廿四円）　遠藤幸太郎

叙勲八等白色桐葉章
曹長　多部義紀
〃　山田松太郎
〃　大杉清太郎
二等軍曹　子安倉吉
一等看護長　河内瀧太郎
二等同　近藤忠一
一等調剤手　小林揆

叙勲八等白色桐葉章（一時金百円）

一一等軍曹　福田治助
一　萩平弥一郎
一　清宮栄吉
一　福田准一
二等軍曹　平埜直吉
二等看護長（以上一級金五十円）　山田寅吉
一一等軍曹　岩橋菊次郎
一　内田仙之助
二等同　徒城清花
一　川井昌苑
一　中嶌保一郎
二等看護長　妻水轍
一　中埜伴一郎
二等調剤手　伴埜喜太郎
一（以上同三十五円）　中里万次郎

叙勲八等瑞宝章（上等兵以下略之）

歩兵特務曹長　吉郷栄吉
一　田屋義之丞
一　影山彦太郎
一　伴努
一一等軍曹　松本品吉
一　加納確十郎
一　松本市松
上等兵　八神楠松
一　長屋藻次郎
一　舘宗太郎
一　佐藤辰次郎
一　磯部喜市
一　野嵜元吉
一　稲葉代三郎
一　蛭川茂次郎
一　榊原竹三郎
一　田中岩太郎
一　西口常太郎
歩兵一等卒　山内安五郎
一　松本喜代太郎
一　渡辺庄五郎
一　三浦与三郎
一　志水鎌次郎
一　西山伍市
一　末下銀次郎
一　矢田作太郎

叙功七級金鵄勲章（十月十四日）

一一等看護長　倉次謙
一（以上年金三十六円）　清水金一郎
二等同　田中竹五郎
一　小林音吉

〃（以上同廿七円）　横荻　潤次
〃　赤山　弥市
〃　小佐埜　熊雄
三等同　高松　潤次郎
一　看護手　柳本　岩十郎
〃（以上一時金百円）　宮下　五郎治
叙勲八等白色桐葉章
曹長　近藤　勇
〃　坂本　孝三
特務曹長（以上年金廿六円）　松根　弟次郎
曹長　若林　八郎
一　梅村　竹四郎
〃　中沢　善太郎
一等軍曹（以上同廿八円）　向後　熊次郎
一　胡桃沢　象門
〃　佐久間　才次郎
一　松原　芳蔵
特務曹長　守留　仁支
一　斎藤　周助
〃（以上一時金百円）　武井　兵太郎
一　福田　竹次郎
飯嶋　清三郎
一　八角　震次郎
曹長　武居　四方吉
一等軍曹　乙戸　武助
〃　本田　宗八
一（以上同五十円）　粟山　庸次郎
叙勲八等白色桐葉章
曹長　杉　泰
〃　征矢　金十郎
一等軍曹　奥平　丑之助
〃　伊藤　辨次郎
〃　石坂　又蔵
〃　新井　善十郎
〃　高埜　儀太郎
〃　熊谷　儀弥
〃　岩田　藤太郎
〃　斎藤　与吉
〃　長谷川　弥兵衛
〃　中山　孝多
〃　涼埜　盤吉
〃　押田　英太郎
〃　板倉　使蔵
〃　小坂　倉吉
〃　浅沼　加[illegible]太郎
〃　根岸　米次郎
〃　嶌田　元吉
〃　牛柳　鯉之助

〃 吉沢辨十郎
〃 斎藤春四郎
〃 今村定吉
〃 守屋幸太郎
〃 永倉儀正
〃 坂本十七三
一 渡辺綱
一 加藤英三郎
一 国井豊
一 北爪辰五郎

二等同

一 原幸亮
一 石川善次郎
〃 西村国次郎
〃 茂木吉之助
〃 南田栄蔵
〃 新堀徳次郎
〃 杉嶋初太郎
〃 飯田金右郎

曹長

新井幸太郎

蹄工長

橋本源吉
〃 若菜要蔵
〃 阿部利三郎
〃 箱守九十郎

蹄下長

高埜武次郎
〃 田中善助
〃 飯田浜太郎

一等看護長

一 中村交次郎
一 石井吉次

二等同

一 井上富禄
一 柏木粂次郎
〃 石丸米吉
〃 北嶌斫三

二等書記

〃 磯嵜直次郎
〃 堀良蔵
〃 安積申之助
〃 福原貞
〃 天埜栄三郎
〃 押田彦太郎
一 高木愛国
一 吉沢和一郎
一 高柳勇次郎

叙勲八等瑞宝章（一時金五十円）

曹長

中村栄治郎
一 西岡佐太郎

一等軍曹

一 青木貞三郎
一 真下平吉
一 篠崎安太郎
一 石川淺右衛門

〃　原　長太郎
〃　塚田　乙吉
二等同　小山　市三郎
一　石嵜　徳之助
二等書記（以上一時金五十円）　志沢　峯次
〃　山下　栄次郎
一等軍曹（同三十五円）　前田　和七
叙勲八等瑞宝章
一等看護長　佐久間源次
叙勲七等瑞宝章（一時金百円）
特務曹長　吉村誠一
曹長　大黒熊次郎
〃　田中申三郎
〃　岸　邦太郎
一等軍曹　山下　又雄
〃　石原保太郎
〃　生駒　孫兵衛
〃　長廣　信之丞
〃　江角亀太郎
二等同　宮嵜俊太郎
一（以上年金三十六円）　阿部治郎吉
曹長　田口　征
〃　藤田園蔵
一等軍曹　野村吾市
〃　岸　光清
〃　正田　民次
〃　赤川　忠利
〃　田中時太郎
〃　上中榮三郎
二等同　有本仙太郎
一（以上同六十四円）　江川禎次郎
叙勲八等白色桐葉章
曹長　小野利三郎
叙勲七等青色桐葉章（一時金百五十円）
〃　河野信太郎
〃　西岡　治輔
一等軍曹　白築園太郎
〃　枡山兵次郎
〃　秦　重遠
〃　遠藤　壽徽
〃　吉冨梅三郎
〃　大下　達男
〃　山本　松造
〃　中村嵜三郎
〃　曽根　寉松
〃　山本　平蔵
〃　木下平太郎
〃　盤川　寉蔵

〃 武田寿助
〃 田原莧甫
〃 桒原栄次郎
〃 寺本助吉
〃 二等門 福嶋竹次郎
〃 青木利兵衛
〃 木村萊蔵
敍勲八等白色桐葉章（一時金百円）
特務曹長 西村知行
曹長 福田高之助
〃 大和義一
一等軍曹 友田改太郎
〃 玉野多作
〃 原田基次
〃 貴船次郎
〃 宮川悌次郎
〃 末永傳四郎
〃 山下菊之進
二等軍曹 田中芳太郎
〃 堀覚二
〃 假東卯之助
〃 秦因次
〃 灘井栄一郎
〃 田中貞介

〃 桐原五八
〃 藤田勇右衛門
一 松浦善次郎
一 大村森太郎
一 蓮間好蔵
一 吉埜剛太郎
〃 田中治兵衛
〃 今田伊之助
敍勲八等白色桐葉章（一時金五十円）
曹長 長嵜鹿次郎
特務曹長 中津富士太郎
一等軍曹 鼻岡義太郎
一 三浦捨次郎
〃 大塚弥七
〃 妹尾武八郎
〃 長束典二
一 山下茂吉
一 坂東末太郎
一 李井卯太郎
一 松永福太郎
〃 長谷川源太郎
〃 明埜良吉
〃 俊成多三郎
〃 三浦網次郎

〃 太田貞右衛門
〃 黒本波次郎
二等軍曹 天埜萬太郎
〃 入江寛之
〃 角本久米蔵
〃 井上米太郎
〃 中川金蔵
〃 繁本善吉
〃 荘原孟夫
〃 田尾久蔵
〃 竹下定一
〃 三木千代吉
〃 河村半平
〃 田中藤吉
一等看祀 西山巍
三等看護長 中田元次郎
叙勲八等瑞宝章（一時金五十円）
特務曹長 伊奈増次郎
曹長 波多埜延松
叙勲七等瑞宝章（一時金百円）
特務曹長 八谷誉多
一 福田武次郎
曹長 横田太郎
〃 杉井兵吉
〃 植月弥八
鼓長 原田正信
一等軍曹 神嵜忠蔵
〃 井口徳次郎
〃 小川健三
〃 矢埜大三郎
〃 太田保太郎
〃 細駿郎
〃 米本靖
〃 杦紙豊吉
〃 大嶌準輔
〃 嶌嵜大吉
〃 松田弥四郎
〃 吉閑為次郎
〃 杦川小太郎
〃 田村新次郎
〃 林五郎八
〃 渡辺次郎
〃 伊藤港一郎
〃 熊谷貞一郎
〃 高橋岩吉
〃 藤川亀太郎
〃 北村直人
〃 豊浦紀次郎

一 青萩武一
一 木李園次

二等軍曹
一 山崎市五郎
一 井上国人

一 市川直真
一 織田平三郎

一 吉武竹之進
一 西木馬吉

一 中川五平
一 倉田槌吉

一 石田伍一郎
一 原定之助

一 品川善吉
一 黒橋嘉市

一 瀬来甚吉
一 飯村信吉

一 稲田一城
一 名田信太郎

一 久保敏男
一 前田弥三郎

一 高橋孝吉
一 木祇多作

一 河村忠作
一 米田作栄

一 田中盛太郎
一 西岡幸造

一等書記
一 香西文治
一 結城新作

一等看護長
一 河内滝三郎

二等軍曹
一 高橋章一

一 金子伊三郎
一 松嶋羽吉

一 荻井孫太郎
一 山本亀三郎

叙勲八等瑞宝章（一時金三十五円）

上等兵特務曹長
一 堀西寶岸
一 蒔田一雄

一 酒井謙造
一 刑部辰雄

曹長
一 矢嶋良之助
一 木下継平

一等軍曹
一 鈴木菊十
一 高橋徳蔵

二等軍曹
一 神尾彌作
一 名倉藤太郎

一 稲葉五三郎
一 廣田房次郎

〃 荻沢兵二郎
〃 中田千太郎
〃 村上初太郎
〃 加藤重助
〃 山田申太郎
〃 池田松太郎
〃 内山梅吉
〃 中村庄三郎
一等卒 菊地太郎吉
〃 立花峯吉
〃 太田政吉
〃 三谷彦太郎
〃 高橋格次郎
〃 前田長作
〃 稲葉和三郎
叙功七級金鵄勲章（以上第三師團）
一等軍曹 荒谷多作
叙勲七等瑞宝章（一時金七十円）
特務曹長 中野満次郎
曹長 桝中國太郎
〃 川井庄次郎
一等軍曹 和田廣次郎
二等同 福田唯一郎
〃 西本乙次郎
〃 吉野要作
〃 田村政右衛門
叙勲八等瑞宝章（同三十五円）
一等軍曹 伊藤巌
叙勲七等瑞宝章（一時金七十円）
特務曹長 竹下一清
同（同一
同 孝藤吟爾
〃 藤川多賀爾
〃 吉本英造
〃 下岸小三郎
銃長 飯高為三郎
〃 国行治郎熊
二等看護長 武田善臣
一等軍曹 秋夫一郎
〃 冷木始之助
〃 石橋泰次郎
〃 末益寅吉
〃 二階栄
〃 高井瑛
〃 吉黒幾祐
〃 大下貞吉
〃 原田忠吉
〃 立基嘉作

〃 松尾讓
〃 桐山嘉之助
〃 渡辺貞吉
〃 吉村安一郎
〃 河村治郎
二等同 奥木新吉
〃 児玉利市
〃 森本慶助
〃 野村利吉
〃 中上嘉太郎
〃 三嶋吉太郎
〃 中嶋幾太郎
〃 亀井寉吉
〃 森永米槌
〃 松岡徳三郎
〃 児玉倉太郎
〃 内田勘七
〃 土田金十
〃 東太吉郎
〃 門田林蔵
〃 吉岩太吉
〃 安井吾福
〃 井村時右衛門
〃 宮田浩太
〃 叙勲八等瑞宝章（一時金三十五円） 後藤倫四郎
一等軍曹 佐井恵三郎
〃 小川信一
〃 永井由次郎
〃 玖島竹造
〃 時松傳太郎
〃 本田彪
〃 山本剛三
二等同 清水正市
〃 山根浪花
〃 杉水傳之進
〃 新見松二郎
〃 河原竜次郎
〃 四反田信助
〃 生田滝熊
〃 大西勝太郎
〃 田中長太郎
〃 森本森八郎
〃 山田成城
〃 和田守三郎
〃 山本伊三郎
〃 田中勇之進
〃 宮下森次郎

一　田中傑三郎
〃　中原好五郎
〃　西村宇三郎
〃　中寿賀義松
〃　上原市平
〃　永田恭持
〃　東禄槌
〃　大森伊三
〃　小沢庚吉
〃　松田実之助
一等看護長　恵田六造
〃　森井義太郎
三等同　安部正七
〃　宮本恒次郎
鉄工長　蜂嶌晋太郎
靴下長　寺嶌茂十
一等軍曹　後藤仁三郎
〃　福岸栄槌
〃　岡本門平
〃　道福寺音五郎

叙勲八等瑞宝章（一時金三十五円）

## 臺湾残賊の掃攘

十一月十四日午後二時十一分宇品発
同十五日午前九時大本営着

過日ナイブン庄ニ二中隊を派遣せし後蕃薯寮本柵庄地方の土匪悉く帰順し平定ニ帰せり

過日佐藤大尉曽文渓の上流ニて賊徒の集る山寨ニ到り其塁要を探り彼等のダンミドセン（不明）雷ドを帰らしめ依て大尉を案内者として三中隊を追手ニ差向けたり

下渓水地方ニハセンミムウ（鳳山の東ニあり）ニ立る桑畑少佐の隊より一小隊を復寨ニ渓水渓の左岸二里の地ニ派遣せしニ土匪六百ニ囲まれ殊死奮闘して三十を斃し囲を衝て帰らしむ我兵死三傷二行衛不明二

此地方ニハ不日山口少将ニ鳳山の全守備隊を附し鎮定ニ向ハしめ而して鳳山へハ当地より分つ守備隊を派遣せり

十七日川越少佐二中隊を以て曽文渓の奥なる賊の山寨を囲み之を陥れたり我兵死傷五名賊の死者二十名別ニ銀貨二十五百円を獲たり

台湾総督府参謀

大本営陸軍参謀宛

# 兵士叙勲の續

曹長
〃叙勲七等青色桐葉章（年金七十六円）　桑野虎鹿呂
〃　弘庄輔
一　向井英明
叙勲七等青色桐葉章（一時金百五十円）
特曹　篠田豊太郎
〃　安沢時輔
一等軍曹　橋本房太
〃　向井重太郎
〃　田中義太郎
一　柴田市松
叙勲八等白色桐葉章（一時金百円）
〃　曹長　吉村仁三郎
西田幸三郎
一　一等軍曹　益井文七
〃　國井忠五郎
〃　宮城隆重
〃　中村竹次
二等同　高野孝平
〃　勝世徳太郎
叙勲八等白色桐葉章（年金二十四円）
特務曹長　矢間永蔵

一等軍曹　多田武吉
〃　上杉繁太郎
〃　宇兵田幸太郎
〃　仁木半助
二等同　新見喜美助
〃　本名傳吉
〃　横関蔵吉
〃　山本克造
叙勲八等白色桐葉章（年金廿六円）　樫木万三郎
特務曹長　内藤準之助
一　足立彌作
曹長　二宮伸能
一等軍曹　長濱清太郎
一　中山文治
〃　久米利森蔵
二等同　佐藤勝太
内藤濱蔵
〃叙勲八等白色桐葉章（一時金百円）　大西文平（國分五郎）
特務曹長　篠田豊
曹長　出口庸
一　河田良吉
〃　織田虎蔵

一等軍曹 竹内彌吉
〃 嶌嵜震海
〃 詮田守
〃 伊藤熊四郎
二等同 木村忠三
〃 西埜周蔵
〃 寉埜忠太郎
〃 山上伊勢松
〃 新谷忠太郎
〃 山神佐太郎
〃 加根林蔵
〃 杏罡仙太郎
一等書記 高松真作丈
叙勲八等白色桐葉章（一時金五十円）
特務曹長 上原又次郎
一等軍曹 合田儀太郎
〃 大倉茂平
〃 稲井藤太郎
〃 清水榮吉
〃 岸埜伴五郎
〃 鰲沢馬三
〃 井上仲蔵
〃 大伏安蔵
〃 山内今三郎
〃 青木彦次郎
〃 藤罡浅太郎
〃 小笠原幾次郎
〃 天満益右衛門
二等同 罡健太郎
銃長 野々征雄
〃 辰巳房雄
一等看護長 渡辺助雄
同上
特務曹長 幸田五郎
曹長 泉力
銃長 吉田久平
〃 久米房蔵
一等軍曹 古屋照新
〃 榎邦太郎
〃 木坂栄夫
〃 加藤傳三郎
〃 林秀次郎
〃 早雲幸平
〃 宮嵜寅太郎
〃 山田米吉
〃 西田利吉
〃 石丸翔熊
〃 傍士楠彦

〃　中谷　杢蔵
〃　小嶌　林蔵
〃　住友　幸太郎
〃　玉田　勝吉
〃　小嶌　重太郎
〃　小田　輕平
〃　三原　種蔵
〃　吉野　重英
〃　奈良　貞五郎
〃　薮内　虎五郎
〃　古市　多㐂次
〃　高橋　曽平
〃　矢野　萩次郎
〃　大山　源次
〃　今野　勝之助
〃　則兼　伊津次
〃　平尾　茂平
〃　片山　経八
〃　西山　忠次郎
〃　八田　利㐂蔵
〃　高嶋　高太郎
〃　太田　深造
〃　宮城　尊之
〃　野村　久太

〃　二等円
松城、常吉
去　七百三郎
〃　尾嵜　甚吉
〃　坂東　直三郎
〃　新居　源五郎
〃　曽川　盤蔵
〃　嶌　忠平
〃　粟飯原　卯之吉
〃　明石　利八
〃　萩田　利八
〃　郡　鹿次
〃　樋口　類三郎
〃　林　隆太郎
〃　山本　竜五郎
〃　中西　林平
〃　寿見　住三郎
〃　武冨　宇一郎
〃　片野　次郎
〃　萩本　安平
〃　和田　常次郎
〃　山口　周吉
〃　貝原　盛蔵
〃　嶌嵜　濱三郎
〃　真鍋　津賀次

〃 沖田宇平
〃 潤村久次郎
〃 山田長太郎
〃 加藤貞吉
〃 岡部太吉
〃 今城芳二
〃 原栄吉
〃 佐藤嘉市
〃 三木忠三郎
二等看護長 藤瀬敬三
叙勲八等瑞宝章（一時金五十円）
一等看護長 坂上友吉
叙勲七等瑞宝章（一時金百円）
特務曹長 金杉藤四郎
〃 住友吉平
一等軍曹 窪原平太郎
〃 橋昇七
〃 市村忠義
〃 多々羅市次郎
二等同 山田房次郎
〃 椎埜兵次郎
〃 川真田藤平
〃 井上卯三郎
曹長 伊藤千八郎
叙勲八等瑞宝章（一時金卅五円）
曹長 水嶋蒲太郎
〃 里村乙熊
特務曹長 佐田常次郎
叙勲七等瑞宝章（一時金七十円）
一等軍曹 中代熊次郎
〃 北山猪三郎
〃 田本平八
〃 永戸芳太郎
〃 村井兵次郎
〃 山田済
〃 設間鉄之助
〃 杉田仁平
〃 谷俊猪
〃 富士林作
〃 本庄吉太
〃 須浪新太郎
〃 西山英夫
〃 合田久吉
〃 富野方治
〃 白井改一
〃 小泉輝寛
〃 真鍋辰五郎
二等同 青柳仙太郎

一 西尾棋吉
一 粟川揚太
一 大喜多仲
一 笠谷熊吉
一 香川佐和吉
一 谷利一
一 加藤清太郎
一 久米支巳
一 綾田五郎
一 三井伊太郎
鉄下長
叙勲八等瑞宝章（一時金卅五円） 森山爲蔵

十一月十八日

## 陸軍将校の勲賞

歩兵中佐 岩嵜之紀
叙功四級金鵄勲章并双光旭日章
同 岩天貞英
二等監督 小川維時
叙功四級金鵄勲章并旭日小綬章
歩兵少佐 高橋種生
叙功四級金鵄勲章
二等軍医正 山内正銓
叙功四級金鵄勲章并単光旭日章
歩兵少佐 木下勝全

叙功五級金鵄勲章
歩兵大尉 横山新治
一等軍医 梶原三省
叙功五級金鵄勲章並単光旭日章
歩兵大尉 阪天重辰
砲兵大尉 荒井信雄
叙功五級金鵄勲章並双光旭日章
歩兵大尉 中嶌行正
叙功五級金鵄勲章並旭日小綬章
同 松石安治
同 佐久間金吾
叙功五級金鵄勲章並勲六等瑞宝章
同 山口正路
叙功五級金鵄勲章並勲四等瑞宝章

## 海軍将校の勲賞

海軍大尉 永原好豊
同 貴嶌喜太郎
叙功五級金鵄勲章並双光旭日章
同 中村貞邦
同 太田盛實
同 成田勝郎
同 梶川良吉
同 志賀直蔵

海

同
高橋助一郎
今井兼昌

同
伊知地季珍
阪本一

同
津田三郎
小橋萬藏

同
牧村幸三郎
人見善五郎

同
八代六郎
毛利一兵衛

同
横尾純正
佐伯胤貞

同
小泉鐐太郎
長井群吉

同
井上保
木村浩吉

同
高木助一
但馬惟孝

同
松村直臣
矢代由徳

同
仙頭武央
廣瀬勝比古

同
名和又八郎
村上格一

同
小花三吾
山澄太郎三

同
大機関士
菜山清智
山嵜寉之助

同
斉藤利昌
鈴木三郎

同
大軍医
平部貞一
荻沢貫一

同
天寺祐齋
蒜田甫

同
石川詢
牧虎文

同
関文之助
鈴木重治

同
草野復人
俵鐐次郎

同
大主計
淺野勇
武内録彌

同
中尾章三
片桐酉次郎

叙功五級金鵄勲章並単光旭日章
海軍大尉
大城源三郎

同
川合昌吾
石橋甫

同 奥宮衛 小田喜代蔵
同 外波内蔵吉 山本正脩
同 釜屋忠道 長部雄吉
同 福嶌春長 石田一郎
同 林三子雄 山屋他人
同 江口鏻久 有馬良吉
同 曽良武雄 佃井幹蔵
同 古谷忠造 吉岡良一
同 伊藤乙次郎 関野謙吉
同 秀嶌七三郎 石井義太郎
同 羽喰政次郎 真埜巌次郎
同 笠間直 今井兼胤
同 田中盛秀 正戸為太郎
同 大立亀吉 松村竜雄
同 佐藤鐵太郎 鈴木貫太郎
同 一条實輝 中嶌市太郎
同 水町元 磯部謙
同 千坂智次郎 松岡修蔵
同 岩村團次郎 高松公冬
同 小笠原長生 中村松太郎
同 小栗孝三郎 岡田啓助
同 木村剛 浅野正恭
同 大野仁助 町田駒次郎
同 吉川孝治 堤虎一郎

同　山本菊之進　大久保朝徳

同　兼子昱　荒川仲吾

同　嘉村秀一郎　谷村愛之助

同大機関士　武田秀雄　松見友吉

同　市川清二郎　中嶋与曽八

同　山田英之助　松橋善弥

同　伊達只吉　山本一男

同　岡本鷹雄　秀嶋熊久

同　永瀬猶次郎　津久井平八

同　坂本方吉　井手潤四郎

同　桜田順三　村田愛吉

同大軍医　藤井光五郎　山下晋

同　外山六馬　山崎奥四郎

同　小谷埜拾治　若栗健吉

同　臼井宏　中尾太一郎

同大主計　中臺順吉　遠山正次

同　土谷鉄次郎　五藤奥司

同　桜孝太郎　福田芳之助

同　三村鎮次郎　藤田経孝

同海軍少尉　川口秀武　山崎金一

同　田中行尚　白石直介

同　沢崎寅猛　斎藤半久

同　青山芳得　篠原利七

同　大山鷹之助　吉田辰男

同　伊東祐保
　　小川永路

同
少軍医　横山傳
　　　　阿部竜吉

少主計
叙功五級金鵄勲章並勲六等瑞宝章　村田鉀之助

大機関士
叙功五級金鵄勲章並勲五等瑞宝章　莫田義一

---

## 陸軍叙勲ノ續（十一月十九日ノ分）

〃　歩兵特務曹長　中野久吉
　　　　　　　　三木恵吉

〃　〃　塩川令一郎
　　　　笠井荘二郎

同一等曹長
一等軍曹　飯田梅次郎
　　　　竹中教山

〃　二等同　雀埜喜之
　　　　　高嶌卯之太郎

〃　〃　山東寉菘
　　　　矢部喜市

〃　上等兵　恩田定次郎
　　　　　河合弥三郎

〃　一等卒　葛西米次郎
　　　　　山本民蔵

〃　〃　岩崎久松
　　　　羽紫長次郎

〃　〃　永江菜次郎
　　　　大生啓次郎

〃　〃　青柳吉之助
　　　　渡辺助三郎

〃　〃　佐藤伊之助
　　　　玉木万吉

叙功七級金鵄勲章　滝ヶ花末松

中佐　小笠原尚弼
同　　山本信行

叙勲三等旭日中綬章年金三百六十円
大尉　小池順

少尉（以上年金七十円）
同　樋口秀房
同　山下兼儀

同　川村秀志
同　松原積之助

同
一等軍医（以上同八十四円）　佐藤潔
　　　　　　　　　　　　村井筆之助

大尉
同　松村米作
　　吉武繁治

同
中尉　上田貞
　　　西尾寉治

同　山本兼治
少尉　高山重次郎
三等軍吏（以上一時金二百円）　若林脩
大尉　山縣成義
中尉　松村清
同　谷田盤太郎
二等薬剤官　松司彦三
少尉　石井權藏
同　日野松之助
同　佐田茂作
同　横田穣
同（以上同百五十円）　松久浦次郎
叙勲六等單光旭日章
大尉　村上猿三
叙勲四等旭日小綬章年金百三十五円
同　八代透
同　今井豊吉
同　飯田正一
一等軍吏　石川則致
叙勲四等旭日小綬章一時金四百円
少佐　小林勝彬
一等薬剤官　坂脩
叙勲四等瑞宝章一時金三百円
少佐　冨永直彝
大尉　岩田靜
同　高近久
一等軍医　菊地盛文
二等同　立山頼景
叙勲五等双光旭日章一時金三百円
大尉　山本群太郎
二等軍吏（同二百円）　毎田敏忠
大尉　伊達半五郎
中尉（同百五十円）　大西源行
叙勲五等瑞宝章
一等軍医　宇山道碩
同　高橋直門
三等同　赤嶺學一
少尉　池田仲藏
同　松田軍次
土屋統一
同　宮崎嘉四郎
清宮義三郎
同　荒木善宗
矢村伊太郎
同　品部識意
三等軍吏　渋田久次
同　平山清志
叙勲六等瑞宝章一時金百五十円

中尉　大谷木吉亨
〃　萩原三之助
少尉　伊集院兼盛
〃　佐藤磯吉
三等軍医　柏村保
〃　堀竜
〃　田村久三郎
庄司勇之助
三等軍吏　丸田吉廣
〃　中原貞居
叙勲六等瑞宝章一附金百円
少佐　渡辺陸政
授旭日小綬章一附金四百円
中佐　太田貞固
旭日小綬章ニ属スル年金百八十円ヲ賜フ
二等軍医　松井順三
金二百円ヲ賜フ
三等軍医　渡辺紘
〃　宮嵜栄太郎
金百円ヲ賜フ
曹長　太田憲
一等軍曹　真井辨吉
〃　徳嵜猪太郎
〃　片山章久
〃　多田松次
〃　草野了造
〃　二宮為吉
〃　長濱亮太郎
〃　林善三郎
〃　楠川卯一
〃　佐伯宜尊
〃　豊田幸太郎
〃　天木平八郎
〃　安森和太郎
二等軍曹　北村八百次
〃　村山利平
〃　中村長太郎
〃　来條茂次郎
〃　西黒若松
〃　中林貞吉
〃　武本浪三
〃　佐藤新之助
〃　岩田作之助
〃　湊兵次郎
〃　篠田利代太
〃　久車市太郎
〃　小角弥三次
〃　仁志九郎

〃 野口嘉五郎
〃 吉山庚太郎
〃 永田兵三郎
〃 住友岐九郎
〃 中津熊吉
〃 吉原正之
〃 石川忠治
〃 木李祖賀蔵
〃 五嶌平三郎
〃 松田米蔵
〃 森鼎今吉
〃 赤松貞重
〃 原東次郎
〃 喜多宇平
〃 杉井増太郎
〃 冨永長蔵
〃 福岡嘉平
〃 中川小三郎
〃 佐藤丹三郎
〃 時岡忠雄
〃 岡田淺蔵
〃 平岡義太郎

叙勲八等瑞宝章一附金卅五円（上等兵以下畧各
砲兵特務曹長 橋本米之助

〃 角田貞次郎
〃 津坂千太郎
〃 神山勲
工兵同 長谷川庚吉
騎兵一等軍曹 金丸啓次郎
〃 山田藤太郎
同二等同 永井恒造
〃 荒井好祐
砲兵二等同 石川孫重
〃 前田仁三郎
工兵同 加藤鉄治郎
騎兵上等兵 平手増太郎
〃 益塚彦右衛門
〃 大森弥吉
〃 溝口作之丞
〃 蔦田知良
同一等卒 若林林作
工兵上等兵 長谷川泰次郎
〃 田畑常太郎
砲兵同 仲田捨吉

叙功七級金鵄勲章
特務曹長 佐々木憲之介
〃 西稷
曹長 吉川関二

〃　東川柳次郎
一等軍曹　太嶌兵五郎
〃　田中廣太
〃　丹下近之助
〃　保田只四郎
〃　上原治良
〃　池田宗吉
〃　小原重太郎
二等同　翔原　藤作
叙勲八等白色桐葉章年金廿六円
一等軍曹　水野　重隆
叙勲七等青色桐葉章年金四十六円
特務曹長　清部　壮文
曹長　藤岡録三郎
〃　隈元　山領
一等軍曹　太野忠次郎
〃　山崎和市
〃　太田傳太郎
〃　高田貞雄
〃　横濱元三郎
二等同　佐野源右衛門
山崎　友蔵
叙勲八等白色桐葉章年金廿四円
特務曹長　石西淺夫
〃　小林　達
曹長　上埜豊之進
〃　天埜礼次郎
一等軍曹　青山福之助
〃　藤井杢次郎
〃　大賀孫一郎
〃　西村　貞
〃　木村　強
〃　加納米太郎
〃　横山美夫
〃　重政　作平
〃　藤方秀顕
二等同　森間総太郎
綿貫穣五郎
〃　渡辺官之助
叙勲八等白色桐葉章一時金百円
曹長　椒山　徳治
叙勲七等瑞宝章一時金百円
〃　中村　厳貴
曹長　渡辺太郎
〃　三宅　節弥
一等軍曹　澤田　堅郎
〃　今出　英吉
〃　高橋方之助

〃　田口勘作
〃　太垣登
〃　平野恒
〃　守屋柳太
〃　妹尾定次郎
〃　土岐又次
〃　有冨宝蔵
〃　守岡善一郎
〃　塩田佐市
〃　河原政太郎
〃　永田松之烝
二等同　田嶌寿之助
〃　佐々木好太郎
〃　内海群四郎
〃　平田大三郎
〃　松岡政次郎
〃　三宅又吉
叙勲八等白色桐葉章一時金五十円
特務曹長　松井國市
〃　山田三郎
曹長　沢山潔
〃　縦藤杢三郎
一等軍曹　恒松林吉
〃　素田麦蔵
〃　丹下幸作
〃　藤嵜七之進
〃　平野清次郎
〃　末廣初次
〃　金子勘三郎
〃　長沢房次郎
〃　柴田庄三郎
〃　梅原廣
〃　落合弘三
〃　貫百之助
〃　瀬眉音吉
〃　宗野金植
二等同　谷本藤作
〃　渡利秀吉
〃　今田重松
〃　福村徳太郎
〃　松本春太郎
〃　芦浦運美
〃　内海徳松
〃　牛尾仁市
〃　内藤右平治
〃　岡村弥七
〃　古林徳平
〃　吉岡新助

ヽヽ　長岡助市
ヽ　祝部祐市
鉄長　恵美音五郎
一等書記　珠城菊太郎
二等同　今井基
叙從八等瑞宝章一附金五十円

## 奉天半嶌還附條約

大日本国皇帝陛下及大清国皇帝陛下ハ日本国より奉天省南部の地一切を清国ニ還附する為ニ條約を締結することニ決し之か為め大日本国皇帝陛下ハ北京駐剳特命全権公使正四位勲一等男爵林董を大清国皇帝陛下ハ欽差全権大臣太子太傅文華殿大學士一等粛毅伯爵李鴻章を各其全権大臣ニ任命したり因て両国全権大臣ハ互ニ其全権委任状を示し其善良妥当なるを認め左の諸条を協議決定せり

第一条

日本国ハ明治二十八年四月十七日即光緒二十一年三月二十三日締結の下の関条約第二条ニ因り清国より日本国へ譲与したる奉天省南部の地方即鴨緑江口より安平河口ニ至り鳳凰城海城及営口ニ亘り以南の各城市及遼東湾東岸並ニ黄海北岸ニ在て奉天省ニ属する諸嶌嶼の主権を挙け本条約第三条の規程ニ依り日本国軍隊か総て撤退する時該地方ニ現在する城塁兵器製造所及官有物と共ニ永遠清国ニ還附す因て下の関条約第三条及同条約中陸路交通及貿易を律する為め一の条約を締結すへしとの規程ハ之を取消す

第二条

清国政府ハ奉天省南部の地還附の報酬として庫平銀三千萬両を明治二十八年十一月十六日即光緒二十一年九月三十日迄ニ日本国政府へ拂入ることを約す

第三条

本條約第二条ニ規程したる報償金庫平銀三千萬両を清国より日本国へ拂入れたるときハ其日より三箇月以内ニ還附地より日本国軍隊を総て撤退すへし

第四条

清国ハ日本国軍隊還附地占領中之と種々の関係を有したる清国臣民ニ対し之を處罰し若くハ處罰せしめさることを約す

第五条

本条約は日本文漢文英文にて各二通を作る
而して此三本文は総て同一の意義を有すと雖も
若し日本文と漢文との間に解釈を異にするときは
英文に依て決裁すへきものとす

## 第六条

本条約は大日本国皇帝陛下及大清国皇帝
陛下に於て批准せらるへく而して其批准書は本
条約調印の日より三週間以内に北京に於て之を
交換すへし

右証拠として両国全権大臣は之に記名調印
するものなり

明治二十八年十一月八日即光緒二十一年九月二十
二日北京に於て作る

大日本帝国北京駐剳
特命全権公使正四位勲一等男爵　林　董（記名）印
大清帝国欽差全権大臣太子
大傳文華殿大学士一等粛毅伯爵　李鴻章（記名）印

## 議定書

本日調印したる奉天半島還附に関する日清両国
間条約中或る条款を実施に至らしむる為め指定したる
期日前に於て該条約の批准交換を行ふこと必要
なるにより大日本国皇帝陛下の政府及大清国皇帝
陛下の政府は前記条約中諸条款を実施に至ら
しむることに付万一遅延の生せんことを予防せんか
為め各其の全権大臣を経て左の条款に同意し
たり

---

日清両国政府は本議定書の日附より五日
間以内に各其の全権大臣を経て
前記条約は大日本国皇帝陛下及大清
国皇帝陛下の允准を受けたる旨を互に
通知すへし然る上は前記条約の全部は実際
其の批准交換を了へたると同様に充分の
効力を有するものとす

右証拠として両国全権大臣は之に記名調印
するものなり

明治二十八年十一月八日即光緒二十一年九月二十二日
北京に於て作る

大日本帝国北京駐剳特命
全権公使正四位勲一等男爵　林　董（記名）印
大清帝国欽差全権大臣太子
太傳文華殿大学士一等粛毅伯爵　李鴻章（記名）印

## 勅令

朕明治二十八年十一月八日北京に於て朕か

全權委員ト清国全權委員ノ記名調印シタル奉天半島還附ニ関スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十八年十二月三日
内閣總理大臣　侯爵伊藤博文
外務大臣臨時代理
文部大臣　侯爵西園寺公望

---

批准文

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践ミタル日本国皇帝（御名）此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

---

朕親シク明治二十八年十一月八日北京ニ於テ日清両国全權大臣ノ記名調印シタル奉天半島還附ニ関スル條約ノ各項目ヲ閲覧熟按スルニ善ク朕カ意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ右條約ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百五十五年明治二十八年十一月十七日東京宮城ニ於テ親カラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　御璽

外務大臣臨時代理
文部大臣　侯爵西園寺公望印

勲章親授式　十二月四日於宮中

從二位勲二等　永山武四郎
正四位勲二等　山沢靜吾
從四位勲三等　川村景明

特旨ヲ以テ華族ニ被列依軍功授男爵
陸軍中將從二位勲一等　高島　鞆之助
大綬章ニ屬スル年金七百四十円ヲ賜フ
陸軍中將正四位勲二等　山沢　静吾
陸軍少將從四位勲三等　川村　景明
叙功三級授金鵄勲章叙勲二等授瑞寶章
同少將從五位勲三等　比志嶋　義輝
同　阪井　重季
叙功四級授金鵄勲章
同　同　正五位　田村　寛一
同　同　大久保　春野
授旭日中綬章
同　同　村井　長寛
授旭日中綬章一時金七百五十円ヲ賜
會計監督長正五位勲三等　新山　春太郎
中綬章ニ屬スル年金三百六十円
式部長正四位勲二等　三宮　義胤
叙勲一等授旭日瑞宝章
宮内大臣秘書官　長崎　省吾
叙勲三等授旭日中綬章
式部官兼閑院宮家令　松井　修徳

叙勲六等授單光旭日章
軍功叙勲の儀（第五師團ノ分）
一等軍曹　舟木　文次郎
〃　福田　佐一郎
〃　佐々木　秀太郎
〃　松浦　太證
〃　加藤　市郎
〃　副嶌　駒次郎
〃　西丹　月義
〃　三嶌　拙郎
〃　小野　林次郎
〃　佐藤　森三郎
二等同　坂本　治郎
〃　森下　増太郎
〃　吉岡　英一
〃　藤田　萬一郎
〃　陶守　竹一郎
〃　吉川　猪八郎
〃　竹内　倉次郎
〃　黒田　倉太郎
〃　武田　弥作
〃　小谷　英太郎
〃　廣谷　歌次郎
〃　丸濱　鐵蔵

〃　青山　捨太郎
〃　村田　寅馬
〃　掃部　亀之助
〃　松井　芳三郎
〃　西　友三郎
〃　吉田　楷吉
〃　川本　良市
〃　熊沢　政五郎
二等看護長　宮地　重五郎
特務曹長　奥平　正信
〃　岩本　善八
曹長　前田　卯吉
〃　高橋　茂徳
一等軍曹　漆原　春吉
〃　宮本　傳吉
〃　藤原　隆昌
〃　三宅　貞太郎
〃　渡辺　友吉
〃　安井　関助
〃　大月　四郎
〃　植田　福一郎
〃　門脇　金太郎
〃　一等軍曹　松岡　武章
三島　佐吉

---

〃　二等卒　杉山　孝一郎
山根　藤治
〃　太平　洋
〃　西田　勘太郎
〃　南山　保太郎
〃　岡　惣太郎
〃　宮廻　豊七
〃　高橋　徳松
〃　藤井　芳太郎
〃　清水　助一
〃　坂田　清造
〃　持田　啓太郎
〃　一等看護長　星埜　猪太郎
高畑　繁寿郎
一等書記　岸　敬三郎
叙勲八等瑞宝章（一附金五十円）
二等軍曹　津森　熊之助
藤代　元吉
〃　小林　篤
三等看護長　後藤　増太郎
二宮　勇夫
一等軍曹　大柳　繁蔵
叙勲八等瑞宝章一附金五十円
〃上等兵以下略

曹長　加藤　戒深
叙勲七等瑞宝章一附金百円
騎兵曹長　村上　準一郎
同一等軍曹　今仁　新司
同二等同　城嶌池　淳游
〃　吉留　源七
砲兵一等軍曹　田代　治平
同二等同　吉田　傳次郎
〃　近藤　米吉郎
工兵二等同　神尾　千代吉
砲兵上等兵　大園　市太郎
〃　野口　峯吉
工兵上等兵　柴田　辰之助
〃　深矢　徳蔵
砲兵一等卒　和田　市太郎
〃　福井　安蔵
工兵同　江並　卯太郎
叙功七級金鵄勲章（十一月廿二日）
歩兵一等曹長　神植　為吉
同一等軍曹　大賀　信太郎
〃　青木　栄太郎
〃　蒲本　武雄
〃　杦　卯三郎
〃　山永　冨太郎
〃　日隈　百十郎
同二等同　今村　徳太郎
同上等兵　光武　房吉
一　永田　嘉市
叙功七級金鵄勲章
二等軍曹　木村　表代太郎
叙勲八等瑞宝章一附金五十円
曹長　高濱　文太郎
〃　近川　久一郎
〃　田辺　由五郎
鉄長　山本　油利蔵
〃　中川　長寿
一等軍曹　栃木　村太郎
〃　高橋　秀三郎
〃　門脇　嘉市
〃　永津　募次郎
〃　安部　金三郎
〃　国重　金之助
〃　杏脇　正十郎
〃　宮本　孫市
〃　大谷　栄三郎
〃　多胡　万之助
〃　岡本　義弥
〃　村田　成機

一　中埜定次郎
一　福原直雄
一　祝部顕太郎
一　佐藤嘉次郎
一　片山三郎
一　金尾滝太郎
一　平川増吉
一　屋宜政守
一　金持元孝
一　難波利三郎
一　田桒吾三郎
一　寺戸唯治
一　熊谷斉郎
一　田部鹿次郎
一　友野愛助
一　藤井周蔵
一　後藤実城
一　西折蔵
三等円　矢畑五太衛門
一　上谷常四郎
一　守分泰一郎
一　土江直市
一　田頭徳三郎
一　保雅菊蔵

一　田村広市
一　高月光太
一　江村禎太郎
一　河本積吉
一　杉島友太郎
一　上田房市
一　木村富三郎
一　小畑弥七
一　三宅平十郎
一　宇根川豊三郎
一　木嶋阿市
一　藤井泰四郎
一　遠藤平市
一　渡辺浩
一　小川弥一郎
一　小谷豊太郎
一　竹間重市
一　佐々部藤四郎
一　柳田佳太郎
一　杉原樋三郎
一　糸原文之助
一　植村文太郎
一　縄田兼作
一　武田秀次郎

〃　村田宗次郎
〃　林　武四郎
〃　近藤忠吉
〃　杉下末吉
〃　黒田源太郎
〃　平田文助
〃　若林杲男
〃　潮　庫磨
〃　宮嶌岩松
〃　松尾傳次郎
〃　菅埜淺市
〃　淺埜市太郎
〃　吉井省三
〃　松原七作
一等看護長　八田嘉九郎
三等同　阿部藤造
三等調薬手　永井兼識
叙勲八等瑞宝章一円金三十五円
金七十円ヲ賜フ一等看護長　白井昌一
書長　百尾覚三郎
一等軍曹　田中治介
〃　上田桃市
〃　藤間祐彌
〃　綾部重登

皇

〃　石川英策
〃　中角雄勁
〃　淺山寉三郎
〃　奥原嘉一郎
二等同　松黒松輔
〃　藤木富次郎
〃　山口三治
〃　柚木豊太郎
〃　太田久次郎
〃　仲田文太郎
〃　三嶌傳七
〃　松尾淑市
〃　山田好兵衛
〃　中山万治郎
〃　百々亘兄
叙勲八等瑞宝章一円金卅五円

皇族叙勲　十二月十日

陸軍少将大勲位貞愛親王（伏見）

叙功三級授金鵄勲章

海軍大佐大勲位威仁親王（有栖川）

陸軍騎兵少佐大勲位載仁親王（閑院）

叙功四級授金鵄勲章

海軍大尉大勲位依仁親王（小松若宮）

同少尉勲一等菊磨王（梨本）

叙功五級授金鵄勲章

文官賜金及叙勲　同日

特命全権公使　青木周蔵
明治廿七八年事件ノ功ニ依金三千円ヲ賜

枢密顧問官　河瀬真孝
判事　人見恒民

同文金五百円ヲ賜
判事　畠山重明
同　田上省三
検事　岡田豊
同　出浦力雄

同文金三百円ヲ賜
大蔵省主税官兼参事官　仁尾惟茂
枢密院秘書官　道家斉

同文勲五等瑞宝章及金五百円
一等領事　内田定槌
法制局参事官　石塚英蔵
非職警視　武久克造

同文勲六等単光旭日章及金千五百円
公使館二等書記官　日置益

同金七百円
同三等書記官　山座円次郎

同金三百円

兵士叙勲　十二月廿五日ノ分

砲兵一等軍曹　都渡松市
〃　亀井蒜助
〃　檜原源蔵
同二等同　宮北勇太郎
工兵一等軍曹　富樫勘次郎
砲兵上等兵　荒松清十郎
〃　渡辺熊次郎
〃　小野口熊次郎
同一等卒　磯野昇太郎
〃　平井由太郎

叙功七級金鵄勲章

## 将校叙勲

工兵大佐　鮫島重雄
叙功四級金鵄勲章勲三等瑞宝章
歩兵少佐　明石元二郎
同上　勲六等瑞宝章
同　前田喜唯
同上
歩兵大佐　内田正明
同　小嶌政利
同上　旭日中綬章
騎兵中佐　渋谷在明
歩兵少佐　子田貞幹
同　林原畯三郎
砲兵少佐　藤田庚助
二等軍医正　小尾章
同　高田忠良
同上　旭日単光章
歩兵中佐　伊崎良熙
砲兵中佐　隈元政次
工兵中佐　小川亮
軍医監　木村達
歩兵少佐　摺沢静夫
同　志賀範之

海

同　佐本壽人
同上　旭日小綬章
歩兵中佐　須永義武
砲兵少佐　赤谷松二郎
歩兵少佐　岩尾惇正
輜重兵少佐　小野應正
同上　双光旭日章
歩兵少佐　三木一
同上
砲兵少佐　小久保善之助
同上　勲六等瑞宝章
二等監督　黒川秀行
同上　勲三等瑞宝章
砲兵中佐　加藤泰久
同上　単光旭日章
輜重兵大尉　佐々木一郎
一等軍医　三浦得一郎
叙功五級金鵄勲章勲六等瑞宝章
歩兵大尉　田中律造
同上　単光旭日章
海軍上等兵曹　奥洞元二郎
〃　坂本半八
〃　杉郎玄泰
一　小野栄植

〃　進藤多栄治
〃　折尾芳蔵
〃　黒田竹次郎
〃　立山岩次郎
〃　木村嘉蔵
〃　藤田休太郎
〃　田中祐可
〃　新納具方
〃　川島釘作
〃　加藤保大
〃　長嶋清山
〃　藤井宗恂
海軍機関師　正木虎一
〃　川畑正次郎
〃　小田切巳之次郎
〃　村井精作
〃　大谷幸兵涛
〃　安済忠吉
〃　村上幸太郎
〃　望月洪次郎
〃　千谷辰吉
〃　山田亀槌
〃　三畠兵三郎
〃　楠久三郎
海軍船匠師　椎名洪蔵
〃　粕谷清蔵
〃　坂田政吉
〃　水谷滄三郎
叙功七級金鵄勲章
陸軍歩兵大佐　岡村静彦
同　中佐　師岡政宜
同　少佐　深田宜政
同　渡辺　之
同　堀江不可止
叙功四級金鵄勲章（岡村旭日中綬章）師岡勲
三等瑞宝章）深田双光旭日章（渡辺旭日小綬章
同　瀬戸競
叙功五級金鵄勲章勲四等瑞宝章（堀江同
歩兵大尉（勲六、瑞）　水嶋辰男
同（旭日小）　神代清之進
同（単光）　片野真雄
同（勲六、瑞）　豊田龍成
同（双光）　今津利馬
叙功五級金鵄勲章
同　永谷信言
同　伏見有庸
叙功五級金鵄勲章単光旭日章　阿部宗三

同上　同　三上　德治

同上　同（旭日小）　三木　正記

同（双光）　小山　理信
同（同）　佐伯　範之

同（旭六瑞）　神田　正富
同（双光）　関口　環

同（同）　陣内　正忠
工兵大尉（以下勲六瑞）　樋口　正三郎

騎兵同　志村　宗孝
歩兵中尉　奈良原　忍

同　雇田　次郎
同　田嵜　豊彦

同　松岡　巳熊
同　北里　未之

同　渡辺　批溪
同　中村　驍

騎兵同　湯淺　金治

叙功五級金鵄勲章
歩兵少尉　永山　二郎

同　滝口　又次郎
同　折津　時吉

叙功七級金鵄勲章並六等瑞宝章
騎兵大尉　河村　秀一

歩兵大尉　西村　貢之助
同　落合　偉平

同　赤松　久吾
同　人見　言経

同　今井　直治
同　沢嵜　正信

同　山本　三郎
同　永原　則善

同中尉　志岐　守治
叙勲五級金鵄勲章単光旭日章

同　大野　保宣
同　早田　満卿

同　木下　寛也
叙功五級金鵄勲章並五等瑞宝章

同　林　驤二
同　新妻　英馬

同　曽我　千三郎
叙功五級金鵄勲章旭日小綬章

同　宇津木　岩吉
同　下村　豊順

同　秋月　作豆意
叙功五級金鵄勲章双光旭日章

步兵大尉　橋本三郎
同　多田捨馬
同　宮永汁太
同　鳴村勘太郎
同　西川虎次郎
同　粟屋斎
同　小山秋作
同　久能司
同　藤岡茂次郎
同　菊池慎之助
同　本郷源三郎
同　星英
同　橋口勇馬
同　有馬紙昌
同　高嶋正竒
砲兵大尉　矢嶋岸太郎
同　渡辺壮蔵
同　岸田庄蔵
同　荘司張四郎
同　石光真臣
同　原禎
騎兵大尉　杉浦藤三郎
同中尉　牧野正臣
同　浮田家雄
同　坊城俊延
步兵中尉　小河原秀傳
同　西角三郎
同　廣瀬金造
同　川崎虎之進
同　井戸川辰造
同　乃木申造
同　木内末男
同　松田三郎
同　石川二輔
同　藤岡忠純
同　杏邦武
同　金田房吉
同　吉江吉之助
同　西郷寅太郎
同　木下秀四郎
同　山下五三郎
同　三好兵介
同　誉田甚八
同　向西兵庫
同　大野豊四
同　小嶋米三郎
同　松岡保太郎
同　佐川岩五郎

同　藤罡慎蔵
砲兵中尉　有馬陽三郎
同　渡辺市太郎
同　川西貞次郎
工兵大尉　本間資泆
同中尉　鈴木文一郎
同少尉　松山隆治
歩兵少尉　國司伍七
同　津野一輔
同　稲川三五郎
同　安藤岩之助
同　佐藤安之助
一等軍医　松本三郎
同　加納米次郎
同　山野新太郎
同　宍道弘一
二等軍吏　加藤貞次郎
同　木下育造
輜重兵少尉　横田九一
騎兵中尉　田中國重
叙功五級金鵄勲章勲六等瑞宝章
歩兵大尉（一時金三百円）　中山庸和
同　大峯久誠
同　岸和田清定
一等軍医（以上同）　桜井直一
歩兵大尉　楢崎小次郎
同（同二百円）　玉川一以
叙勲六等瑞宝章
同　杉村恵間
同　綾瀬和三次
一等軍医　樋口定明
同（以上同上）　大野恒徳
歩兵大尉　岩村武救
同　新井春道
同　高桑忠基
同（以上百五十円）　溝口晋
叙勲五等瑞宝章
同少尉　竹内次郎
江藤厚作
吉田義太郎
川島福次郎
大木金一郎
三等軍吏　小谷韓弥
同　後藤角太郎
歩兵少尉　鳥居弼
同　土屋芳
同　滝井乙次郎
同　大道寺忠七

歩兵大尉　植村雄太郎
同　中尉　辰木兼次郎

同一等軍医　龜井益雄
三等軍吏　倉林浜次郎

同　木内美敦
同　青柳次郎吉

同　原宗次郎
歩兵中尉　斉藤宰一郎

叙勲六等瑞宝章一時金百五十円
弓杉利安

同少尉　山崎念定
同　斉藤宰一郎

一等軍医　渡辺重恕
同　伊東祐順

三等同　佐藤哲策
同　右田一

同　市原陳三
同　佐々木春作

三等軍吏　一宮頴三
叙勲六等瑞宝章一時金百円

海軍少軍医（一時金百五十円）　秋田松次郎
同（一年金七十円）　和田八十穂

叙勲六等単光旭日章
陸軍軍医監　草苅善武

---

海

授旭日中綬章一時金七百五十円
海軍大尉　安田八東

同　岸栄太郎
大機関士　植山徳蔵

同　伊東茂治
大軍医　中嶌彝雄

同　桐倉亮五郎
同（一時金二百円）　長田晋一

大主計　今井弘
同　時任為樹

授単光旭日章年金八十四円
海軍大尉　佐々木廣務

同　松本有信
同　中川兼次郎

同　三上兵吉
同　浅井正次郎

同　深川長文
同　栗田伸樹

叙勲五等双光旭日章年金百二十円
佐久間秀三郎

岩本耕作
和田賢助

谷雅四郎
加藤権太郎

荒畑岩次郎

井手麟六
浅羽金三郎
三杉守道

牟田寛大
宇敷甲子郎
杉原洋太郎
荒川規志

今井寛彦
西紳六郎

今村安就
中川宣文
竹内平太郎

叙勲五等双光旭日章年金百円
海軍叙勲

海軍大尉　安岡淳吉

叙勲五等双光旭日章一時金三百円

同　九津見雅雄
同　廣瀬武夫

同　田中鉸郎
同　向井菓太郎

海軍少尉
土屋芳樹
田中茂藏

塚本善五郎
西尾雄次郎

河田勝治
井原頼一

大浦道助
福田昌輝

鈴木岩藏
猪山偲太郎

石川長恒
井上半二

関重孝
堀江長吉

真崎安一
幸田津太郎

三杉滄吉
峯逸平

千秋恭二郎
菅野勇七

野村吉藏
加藤寛治

末次直次郎
伊集院兼誠

菅哲一郎
秋山真之

吉田増次郎
小山田仲之丞

堀内三郎
中吉忠太郎

原要次郎
水科三十郎

山根 茉吉
亨杉 雄一
大宮 治吹郎
村上 源吉
石井 増荘
並木 実之助
廣瀬 弘毅
下平 英太郎
南里 團一
久保 来復
土屋 林二郎
淩和田 專太郎
田代 愛次郎
松村 豊記
吉田 孟子
三橋 吉吹郎

### 海軍少機関士

大杉 省
河井 美次郎
平野 孫彦
筧 得太郎
池田 新吉
貞永 甚五郎
杉山子 紙次郎
岩崎 敬雄
田中 安吉
黒川 巳太郎
中村 正之
坂本 武一
城戸 駒次郎
山岸 道之助
丹羽 武五郎
萩原 廣三郎

### 海軍少軍医

上野 辰之助
矢野 清史
執行 友次
木下 林之助
横井 太郎
山口 猪之助
吉村 敬次郎
宮川 兵市
荒井 保太郎
梶原 景清
手塚 慎次郎
根来 祐春

### 海軍少主計

松村 駒太郎
山崎 彦之進
古賀 武四郎
柴山 美之助

小沢勘蔵　佐々廉三郎

加木甚三郎　遠藤和平

石所岡健之助　斉藤衛太郎

内田小次郎　佐々雄治

渋谷政次　吉田武夫

叙勲六等単光旭日章一時金二百円
海軍少尉
飯田久恒

富士川一吾　糸川成太郎

上村行輝　谷口尚慎

坂本則俊　相羽恒三

内藤牧次　小坂順次郎

八戸三輪次郎　桑島省三

小林研蔵　中里重次

同
海軍少機関士
土師勘四郎　中溝由三郎

同
海軍少軍医
宮川正慶　白井麟一

叙勲六等単光旭日章一時金百五十円
海軍大機関士
小栗道孝

同　同
近藤兵吉　下条於菟丸

同　同
山上徹　倉橋半蔵

同
大軍医
杉田啓太郎　久保周介

同
大主計
長井又蔵　細渕朝正

叙勲五等双光旭日章年金百円
海軍大尉
山下源太郎　江頭安太郎

同
井内金太郎　山本竹三郎　上村翁輔

同
木代美屋　下村亮太郎　中村帰之助

同
木代鼓太郎　山川泰次郎　山口弥吉

同
大嶌正毅　丸橋彦三郎

同
下条 十三郎
西山 保吉
依田 光二

同
池間口 萬雄
東々 静之介
上村 往吉

同
秀嶌 成志
伊木 洪次郎
内田 良隆

同
川浪 安務
廣瀬 顕一
江副 峯次郎

同
山崎 米三郎
西土井 梅次郎
久保田 彦七

同
土屋 実金
西垣 与太
杉本 又吉郎

同
大沢 喜七郎
廣瀬 順太郎
竹内 次郎

同
財部 彦
牛呂 栄太郎
布目 満造

同
金子 満夫
沢本 多吉
松村 卯三郎

同
坂本 芳英
北沢 務也
有衣 元吉

同
山口 九十郎
梁瀬 準一
河瀬 早年

同
市原 卯之助
竹下 勇
香月 辨彦

同
朝倉 耕一郎
京 篤慶
加治 喜太郎

同 大機関士
荒西 浸次郎
関 重忠

同
坂本 駒五郎
杉 定
関星 紙一郎

同
中島 市右衛門
赤永 頼太郎

同
箕原 文吉郎
瀬戸 菊次郎
平野 来四郎

大軍医
太田 弥太郎
浅所 勝太郎

同
佐竹 達
林内 直典
黒 文造

同
石尾 正亨
冨松 郁三郎

同
矢部 辰三郎
村上 典表
木戸 龍仙

同
戸条 文造
羽太 伊之

同
葛表 翔七郎
那橋 清信
山岸 朔五郎

同 大主計
吉冨 兵勝
細井 弥三郎
樋口 芳三郎

同　清水宇助　冨田慶二　安藤析枝

同　長谷清吉　斎藤深太郎　野村金次郎

同　山崎勝次郎　伴石重　平井七三郎

海軍少尉　奈良真韶　中濱艾三郎　仁禮景一

同　舟越楫次郎　笠間新太郎　杢山芟三郎

同　野村房次郎　井手萬行　三輪修三

同　野中経堯　佐藤鼎藏　吉田清風

同　三村錦三郎　坂本主国　末松兵市

同　本山信吉　獄間法之太　小林辰動

同　石井力三郎　徳田道藏　山口鋭

同　野村勉　高久文五郎　堀田榮八郎

同　須田謙吉　佐沖善羽　吉黒（公武）（公米）

同　竹村半吾　井上謙治　田中耕太郎

同　田所廣海　笹岡千代松　山岡豐一

同　岸麦久太郎　高田安吉　市親民

同　林清種　松本直吉　湯浅安次郎

同　田代已代治　平呂貞一　平田得三郎

同　山路一善　柳原忠三郎　馬場宿内

同　芳賀玄昱　藤木貞吉　赤弘長一

同　秋沢芳馬　湯田敬五郎　香川庚雄

少機関士　和田美則　馬場惟夫　平野伊三郎

同　高野泰吉　田村喜太　安部英

同　金田小太郎　平塚保　雀内實太郎

同　野中美太郎　酒井邦三郎　古賀代三

同　吉松稜威磨　兼常猪三　外波辰三郎
同　少軍医　高谷年賓　松沢敬襄　望月開作
同　嶌田伴作　山科巌　鹿地寅吉
同　少主計　伊藤為之助　高嶌良策　田中信吉
同　山田長保　竹内十次郎　田中小太郎
同　高崎廉平　山崎位
叙勲六等単光旭日章年金八十四円
同　海軍大尉　横井平作　和田垣幸太郎　緒方扶英男
同　松井健吉　栃内曽次郎　原静吾
同　大機関士　入沢敏雄　高田亀吉　大館源太郎
同　海軍少尉　塩田成太郎　江連瑛磨橋　百武三郎
同　川原袈裟太郎　加倉寛一郎　伊佐牛次郎
同　向菊太郎　竹内利　河野通元旗
同　福地嘉太郎　吉田松次郎　長尾耕一作
同　杉田忠吉　桑原房雄　深栖奥熊
同　高内恒太　市村忠次郎　山下美章
同　木村金弥　十川繁丑　佐々木亨志
同　蜂須賀庸磨　平井徳蔵　四元堅助
同　遠矢勇之助　中島貢閑　永島久米蔵
同　窪田政猷　高橋七五郎　田中治平
同　神藤政之助　中村三郎
叙勲六等単光旭日章年金七十円
海軍大尉　高崎宗次郎
叙功五級金鵄勲章并単光旭日章
海軍大技士　雀田留吉
同　福田馬之助　松尾鶴太郎
同少技士　山崎甲子次郎　岩田武弥太

叙功五級金鵄勲章并勲六等瑞宝章
陸軍工兵少佐　牧野清人
同（一等軍医）　渋川釜次郎
叙功五級金鵄勲章并勲六等瑞宝章
歩兵少尉　菊村謙一
豊田亀万太
同　大泉亮
同　一柳萩市
叙功七級金鵄勲章并勲六等瑞宝章

---

## 臺湾土匪猖獗

十二月卅一日午後五時二分臺北発
同日　午後九時四十五分着

頭双渓瑞芳附近ニ土匪蜂起ス目下兵ヲ出シテ掃攘中ナリ

臺北　比志島兵站監
川上兵站総監

---

其二　一月一日午後三時十五分臺北発
同三日午後七時五分着

十二月廿八日以来臺湾北部ニ土匪蜂起シ三至北淡水瑞芳宜蘭等ヲ侵シ遂ニ臺北ヲ畧取セントセシモ（不分明）屢襲来セリ其数審カナラサルモ一萬ニ下ラサルヘシ昨日ヨリ鎮壓ニ着手ス今日迄ノ死者士官二下士以下二五傷者下士以下一三

臺北　比志島兵站監

---

其三
廿九年一月二日午後三時臺北発
同月三日午前九時四十分着

宜蘭地方ニ現出セル土匪三四百名ハ頂双渓附近ニ集合シ同地ニ在ル我尓部隊ヲ襲ヒ稍ヽ猖獗ナリシヲ以テ瑞芳守備隊ハ應援ノ為メ三貂大嶺ヲ越ヘテ進ミタルニ廿七日以来不利ノ戦ヲ交ヘ漸次退却

三十日夕ハ瑞芳モ棄テタリ是モ同日臺北ヨリ二中隊宜蘭ヨリ二十隊ヲ派遣シタルヲ以テ三十一日紀敵ヲ撃攘シ瑞芳ヲ恢復シ引続追撃中ニ我負傷下士以下三名又本日ヲ期シ敵臺北城ヲ襲撃セントノ揚言過日来頻リナリシカ果シテ午前零時頃ヨリ数群ノ土匪城ノ南方ヨリ迫リシモ皆撃攘セリト虽モ錫口ニ数百ノ土匪集リ我守備隊兵ヲ襲ヒ鉄道電線ヲ破壊シ基隆トノ連絡ヲ絶チタリ賊ハ午前十時頃ヨリ数度城ノ南方ニ集合シ我ト抵抗セルヲ以テ午後三時ヨリ歩兵二中隊ト砲三門ヲ以テ猛烈ニ之ヲ新店錫口ニ駆逐セリ明二日ハ更ニ錫口方面ノ賊ヲ撃攘セントス

目下ノ情況淡水間東北一帯ノ地ハ大概土匪蔓延ノ勢ニ依テ之ヲ掃攘ニ従事シアリ

以上土匪蜂起ノ原因ハ厦門地方ニ逋レアル本島人ノ所為ナランヽ察セラル

後来も尚斯のやき容易ならさる事を惹起さやも計り難し

一月一日　樺山総督

参謀総長

其四

一月三日午後五時淡水発同四日午前十時廿分着

瑞芳及臺北一帯の情況ハ既ニ電報せし如く今日錫口を屠り基隆又連絡を断ち宜蘭よりの情報ニ接したるニ同地方守備の下双渓ニ附近ニありし守備隊も千余の敵ニ撃破せられ遂ニ退却二十九日宜蘭城守備隊の多くハ之を赴援せしも亦苦戦の後宜蘭ニ向い退却し賊ハ漸次追迫するを以て二中隊の増援を請求し来る依て汽船の配置を以て基隆ニ入港せし第二師団の補充兵の内四百名を海路より送り尚二百名を瑞芳より進入せしむる討伐隊ニ増加しさるか形勢之臺北附近も新店方面ニ数千の賊集合し大ニ臺北城を窺ひ其附近ニ出没し寧日なし淡水守備隊も亦賊の襲撃を受けしも之を撃退し此賊ハ転して臺北の北方八芝蘭ニ侵入し頗る乱暴を極め人民ハ離散し憲兵警察官ハ力支ふる能ハす退帰せり我学校教員等も亦殺害ニ遭ひ其他各地の戦死者及電信鉄道工夫の死傷者を合すれハ大凡百五十名となれり

二日　樺山総督

参謀総長

一月五日午後五時四十分臺北発

同六日午前十時着

一日瑞芳より頂双渓方向ニ進みたる討伐隊ハ苦戦中伏ハ三貂角大山頂を進む能ハすして一旦瑞芳ニ退き昨日更ニ前進を起せり二日より三日ニ至り同臺北東方より数百の賊兵城ニ近く迫りて因て三日早朝歩兵二中隊砲三門を以て之を新店附近迄撃退せり海山口ハ四日夜約五六十の賊襲来あり我守兵之を撃退せり又淡水守備隊も其近傍ニ居る賊の一部分百余名を撃退せり尚本日臺北より一部隊を出し淡水間の地を剿討しつゝあり而して淡水より一個中隊を残し余ハ宜蘭ニハ昨日軍艦海門を派遣せり而して該地方ニ就てハ未さ其後の情報ニ接せす新竹臺北間各所ニ賊情要の報あり又苗栗ニ揚言あり其附近ニ匪徒五六千晴要ありと臺北附近賊ノ所為ハ我少数なる人民ニ対してハ頗る暴威を逞ふし又我討伐の軍隊を見れハ僅の抵抗を為し忽ち山上若くハ遠く退散し我去れハ随て又之ニ来りて其煩ニ堪へさらしむるニあり本島南部即ち彰化以南ハ至て平穏なり

五日　臺北　樺山総督

参謀総長

一月五日午後十一時十五分　臺北発
同六日午後一時十五分　着

臺湾総督ノ命ニ依リ新ニ再ヒ補充兵千余名ヲ以テ歩兵五ケ（四ケ撰れ）三個の臨時警備隊及山砲隊（二門）を編成し本官之へを指揮して臺北附近の警備ニ任せり土匪ハ昨日来大ニ勢力を減しこれも之を殄滅するの期ハ為数日の後ニあるへし

臺北　比志島兵站監

一月七日午前十一時卅五分　臺北発
同八日午前十時　大本営着

宜蘭北方守備兵の首力ハ悉く集り又補充兵三百人到着して同城ヲ安守す其一中隊ヲ補充兵百人ハ横渓ニ於て夜ハ之厳ニ防備を為せり現ニ千五六百の敵と對しあり北方ハ目下出戦の力なしと見ゆ当分ハ確ニ維持し居るの見込あり我原傭将校以下十五六名死者及行衛不知十七名あれと云ふ安藤中佐の討伐隊ハ三貂大嶺附近ニ於て其前隊ハ一旦連絡を失ひしも五日之を収容し尋体甚旨とトあり五日淡水ヲ派遣せる部隊ハ同日一中隊を残し其余ハ帰れり又金包里を署し他の二部隊ハ石類坑附近ニ派遣せしも是亦全て帰来せり苗栗新竹中港附近漸く不穏なるニ付知し因て厳ニ警戒しあり其以南ハ平穏之

七日　臺北　樺山總督

# 朝鮮建元断髪令

已ニ正朔ヲ改メ太陽暦ヲ用ヒ開国五百五年ヲ以テ始トシ年号ヲ建テ一世一元ノ例ヲ定メ萬世子孫ニ恪守セシム

開国五百四年十一月十五日　各大臣副署

（年号ヲ建陽ト称スル旨上奏ニテ裁可ヲ経タリ）（我十二月三十日）

朕臣民ニ率先シテ髪ヲ断ツ爾有衆朕カ意ヲ支体シ萬国ト並立ノ大業ヲ成セヨ

開国五百四年十一月十五日　各大臣副署

## 李俊鎔遊学

李俊鎔（大院君ノ孫）氏の一行ハ昨一月十日八時五分新橋着ノ列車ニて上京したり氏の一行ハ奥文連朴鏞和丁汶坤及従者李呈宗太郎一人ニして何れも新髪之朝鮮学生百六余名ハ新橋ニ出迎ひ居り一行ハ其等の人ニと共ニ芝三田小川町なる義和宮の仮邸ニ赴き午餐後朝鮮公使館ニ赴きたり

## 日清講和始末　廿九年一月十日総理大臣伊藤侯議會ニ演説

## 李鴻章講和使として来朝の件

帝国政府ニ於テ清国媾和使節張邵等トノ談判ヲ拒絶セシ以来同国政府ハ更ニ媾和ノ為メ全権委員ヲ派遣スルノ意アルヲ以テ右全権委員ニシテ若シ完全ノ全権委任状ヲ帯有セシメ又媾和ノ基礎ニ関シ充分ノ権限ヲ有セシムルニ於テハ其本邦ヘ渡航スルモ徒労ニ帰セサルヘキニ依リ帝国政府ヨリ要求セラルヘキ條件ノ大意ヲ豫メ知ラシムルノ必要アルヲ認メ在東京米国公使ヲ経テ二月十六日附ヲ以テ（別紙第一号）ノ通リノ口上書ヲ清国政府ニ送致セリ然ルニ同月十九日ニ至リ清国政府ハ在北京米国公使ヲ経テ（別紙第二号）ノ通リ平和条約締結ノ為メ李鴻章ヲ全権委員ニ任命シタル旨通知アリタルニ依リ帝国政府ハ之ニ対シ回答スルニ先チ清国政府ニ於テ本月十七日附帝国政府ノ電信中ニ記載シタル条件ニ従ヒ其全権委員ヲ派遣スヘキコトノ確報ヲ得ヘキ旨同月十九日附口上書ヲ以テ在東京米国公使ヲ経テ（別紙第三号）ノ通リ清国政府ヘ通知シ且同時ニ清国政府ヨリ李鴻章ニ交附スヘキ全権委任状ノ文言ヲ電信ニテ豫メ帝国政府ヘ知ラシメ置クヘキコトヲ極メテ便益ナル旨忠告シタルニ（別紙第四号）在北京米国公使ハ同月廿三日附ヲ以テ清国政府ヨリ同公使ヘ来レル我カ要求ノ条件並暗号電信ニ関スル書簡並ニ全権委任状草案ノ漢文ヲ電送セリ（別紙第五号）然ルニ其文意義明白ナラサル処アリシ故ニ其英訳文ヲ電送アリタキ旨（別紙第六号）同公使ヘ申送リタルニ同公使ヨリ同廿六日北京発ノ電信ヲ以テ（別紙第七号）ノ通リ回答アリタリ

然ルニ右全権委任状訳文中稍々不穏ナル点アリシヲ以テ更ニ修正ヲ加ヘシメ又我国全権委員会合ノ場所ハ下ノ関ト定ムヘキ旨及清国全権委員ノ委任状完全ナルヲ認メタル上ニ於テハ其本国政府ト暗号電信ヲ往復スルコトヲ許スヘシトノ旨ヲ三月一日附ヲ以テ（別紙第八号）ノ通リ米国公使ヲ経テ清国政府ニ申送レリ之ニ対シ清国政府ハ（別紙第九号）ノ通リ李鴻章ニ交附セシ全権委任状ヲ改メタリ又ハ最早清国全権委員ノ渡来ニ付意見異議ナキヲ以テ三月四日帝国政府ハ（別紙第十号）ノ通リ米国公使ヲ経テ清国政府ヘ申送レリ

其後清国使節李鴻章出発期限及其他ノ事ニ関シ（別紙第十一号第十二号第十三号第十四号第十五号第十六号第十七号）ノ通リ電信往復ノ末李鴻章ハ全権随員三十三人従僕九十人ヲ率ヒ三月十四日天津ヲ発シ下ノ関ニ向ケ直行スヘキ旨同月十三日北京発ノ電信ヲ以テ米国公使ヨリ申来レリ（別紙第十八号）斯クテ李鴻章ハ清国欽差頭等全権大臣トシテ三月十四日中立国船礼裕公義ノ二艘ヲ以テ天津ヲ発シ同十九日馬関ニ来着シタルヲ以テ外務大臣ハ同日附書翰ヲ以テ伊藤総理大臣及陸奥外務大臣

上帝国全権辨理大臣ニ任命せらるる旨を（別紙第十九号）の通り通知せしナ清国使節ハ之ニ対し（別紙第二十号）の通りて回答を送り全権委任状交換の上平和条約締結の談判を開始する為め成へく速ニ会合の期日を定むることを請求せり依て帝国全権辨理大臣ハ三月二十日午後三時豫て撰定せし場所ニて第一回の会晤を為し其時ニ於て互ニ帯有する処の全権委任状を交換すへき旨を同日附書翰を以て（別紙第廿一号）の通り通知し而して同日時ニ至り両国全権大臣会合の上（別紙第廿二号第廿三号）の通り全権委任状を交換せり

清国使節ハ同日会合の席ニ於て（別紙第廿四号）の通りの覚書を提出して平和条約の談判ニ先ち両国海陸軍隊の休戦を請求したりしを以て帝国全権辨理大臣ニ於てハ戦地を離るること遠からる地ニ在て休戦を約することを以て媾和談判の妥協を結ふニ必須の要義と看做すこと能ハさるも若し両国ニ向て均等の利便を担保するニ足る条件を付するニ於てハ休戦を肯諾すへき旨三月二十一日第二回会合の節（別紙第廿五号）の通り回答し以て其条件を示したり清国使節ハ之ニ対し同二十四日第三回会合の節（別紙第廿六号）の通りの覚書を差出し帝国全権辨理大臣より提出したる休戦の条件ハ承諾すること能はさると雖も尚引続き平和条約の談判を継続したき旨申込ミたり右二十四日会合の節両国全権大臣ハ翌二十五日午前十時更ニ会晤すへき旨を約して散会したるニ李鴻章会議所より其旅館ニ帰るの途中兇漢小山某の為めニ狙撃せられ重傷を負へり因て同氏ハ其遭難の趣を帝国全権辨理大臣ニ通知すると同時ニ之か為め豫定の日時ニ帝国全権辨理大臣ニ会晤すること能ハさるニ依り媾和の条件を記載したる覚書を李経芳ニ交付せられむことを（別紙第廿七号）の通り請求せり帝国全権辨理大臣ハ之ニ対し其遭難ニ付痛悼の情を表示すると同時ニ今日迄行懸りの談判ニ付てハ李経芳を経由して之を為すへしと雖も亦事変ニ関する情況を天皇陛下ニ奏上すへき必要あれハ談判の進行も少しく遅緩を免れさるへき旨翌二十五日（別紙第廿八号）の通り回答せり

李氏遭難の報　叡聞ニ達するや　天皇陛下ハ直ニ佐藤石黒両軍医総監を差遣はされ又　皇后陛下よりも看護婦を差遣はされ且御手製の繃帯を下賜せられたるニ依り李鴻章ハ更ニ二十六日附書翰を以て（別紙第廿九号）感謝の意を致せり

此変事ニ付てハ　天皇陛下ハ深く宸襟を悩ませ給ひ廿五日（別紙第三十号）の通り詔勅を発し給ひ又曩ニ允諾せさりし所の休戦を其期限を定め或る区域の内ニ於て承諾すへきことを帝国全権辨理大臣ニ命し給ひたるニ依り陸奥全権辨理大臣ハ二十八日親しく李鴻章の病牀ニ

就き右の趣を陳述し尚ほ念の為め（別冊第卅一号）の通の覚書を交付せり而して同日第四回会合の節陸奥全権辨理大臣より（別冊第卅二号）の通りの休戦条約案を李経芳ニ交付したるニ彼より之ニ対し（別冊第卅三号）の通りの修正案を提出したり二十九日ニ至り陸奥全権辨理大臣ハ清国使節の修正案ニ対し更ニ（別冊第卅四号）の通りの再修正案を調製し之を李鴻章ニ示し並ニ三十日ニ至り奉天省直隷省山東省地方ニ限り両国海陸軍の休戦を約する為め（別冊第卅五号）の通り両国全権大臣ニ於て休戦条約を締結せり斯く休戦条約締結せられしに依り清国使節ハ一日も速ニ媾和条約の談判ニ取掛らむことを望み而して其病中の事なるを以て其旅館ニ於て会議を開くか又ハ書面を以て媾和条件を示すか孰れなりと其帝国全権辨理大臣の択む処ニ従ふニ付其回答を得度旨同三十日（別冊第卅六号）の申出あり越て四月一日陸奥全権辨理大臣ハ李経芳ニ会晤し媾和条約案を提出するニ当り談判の順序を定むる旨を告け該条約案ニ付毎条諾否如何を聞き全条を遂て決定するの方法を執ることを主張したるニ彼ハ条約案全体を同時ニ提出することを希望し又後之を求めたるニ依り終ニ其需ニ応し同日より四日を限り条約案全体を承諾するか又ハ或条項ニ付更ニ商酌し度旨を決答せしむることを約定し其末彼より（別冊第卅七号）の通り申来りしニ依り帝国全権辨理大臣ハ特使を清国使節の旅館ニ遣ハし媾和条約案（別冊第卅八号）を手交せしめ（別冊第卅九号）の書面を領収せり然るニ同五日ニ至り清国使節ハ（別冊第四十号）の通りの覚書を送達し其書面ニや終始清国ニ内の事情を縷陳し更ニ戦争条款を加へることを求むるニ過きすして毫も其要領を得さるニ依り帝国全権辨理大臣ハ翌六日（別冊第四十一号）の通り其提出せし処の媾和条約案ニ向て更ニ条項又ハ全体ニ付諾否如何を明答あり度ことを要求せり

同日清国政府ハ在北京米国公使を経由し電信を以て李経芳を全権委員ニ任命せし旨を通知し又李鴻章よりも同七日附を以て（別冊第四十二号）の通り帝国全権辨理大臣へ通知し来りしニ依りハ同日附を以て（別冊第四十三号）の通り右承知の旨を回答せり

前述の如く媾和条約案ニ対する清国使節の答覆其要領を得さるを以て同八日伊藤全権辨理大臣ハ其新任清国全権大臣李経芳を其旅館ニ招き緩々弁論する所ありしニ其結果として清国使節ハ九日ニ至り（別冊第四十四号）の通りの覚書を添へ其修正案を提出せり

然るニ右修正案ハ到底帝国政府ニ於て同意し得へきものニ非さるを以て同十日会合の節（別冊第四十

五号）ノ通リ其答案ヲ提出セリ右答案ハ此中ニ付テハ十日ノ会合ニ於テ既ニ伊藤全権弁理大臣ヨリ詳述シタリト雖モ尚念ノ為メ翌十一日（別紙第四十六号）ノ通リ書翰ヲ以テ右ハ全ク最終ノモノナルコトヲ申送レリ然ルニ清国使節ハ尚之ニ服セス同十二日（別紙第四十七号）ノ通リ我要求ノ不当ナル旨ヲ申出ヘタルニ因リ伊藤全権弁理大臣ハ翌十三日（別紙第四十八号）ノ書翰ヲ送リテ我再修正案ニ掲ケタル条件ハ媾和ノ為メニ為シタル最極限ノ譲歩ナルカ故ニ今日ハ最早討議ヲ許スヘキ限リニアラサル旨ヲ以テセリ

同十四日李経方ハ伊藤全権弁理大臣ニ面晤シ明日迄其決答ヲ延スヘシトナシ之ヲ求メ其旨尚（別紙第四十九号）ノ通リ書翰ヲ以テ申来リ而シテ翌十五日更ニ会合シテ最後ノ談判ヲ為シ竟ニ十七日ヲ以テ両国全権大臣ノ間ニ左ノ媾和条約　別約及追加休戦条約ヲ締結シ且議定書ニ調印セリ（媾和条約　別約追加休戦条約及ヒ議定書ハ略ス）

是ニ於テ清国使節ハ十七日午後下ノ関ヲ解纜シ天津ヘ向ケ帰国セリ因テ伊藤　陸奥両全権弁理大臣ハ翌十八日大本営所在地廣嶋ニ帰リ締約ノ上詳此両媾和談判ノ次第ヲ復命シタリシニ天皇陛下ハ御満足ニ思召サレ左ノ勅語ヲ賜ヘリ

清国曩キニ全権大臣ヲ簡派シ我ニ和ヲ請ハシム朕其切実ナルヲ認メ仍テ卿等ニ授クルニ全権ヲ以テシ命シテ清使ト会商セシム卿等専心折衝数日ヲ費シ遂ニ能ク要求ヲ得タリ今卿等ノ奏セル所ノ梗概ハ朕カ旨ニ副ヒ而シテ帝国ノ光栄ヲ顕揚スルニ足ル朕卿等ノ功ヲ偉トシ深ク之ヲ嘉尚ス

斯クテ同二十日ニ於テ右媾和条約及別約ヲ御批准アラセラレ（別紙第五十号）而シテ翌二十一日右批准交換ノ為メ内閣書記官長伊東巳代治ヲ全権弁理大臣ニ任命セラレタリ

---

## 三国ノ勧告及批准交換ノ件

日清媾和条件ノ欧洲諸国ニ知レ渡ルヤ露佛独三国政府ハ各其東京駐剳公使ニ訓令スル所アリテ四月二十三日（別紙第五十一号第五十二号第五十三号）ノ通リ日本ニ於テ遼東半嶋ヲ永遠ニ占領スルハ清国ノ帝都ヲ危クシ朝鮮ノ独立ヲ有名無実ニシテ随テ極東亜洲ノ平和ニ永久ノ妨害ヲ来スヘキノ虞アルニ因リ日本政府ニ於テ該半嶋ノ永遠占領ノ権ヲ拋棄セラレンコトヲ友誼上勧告スル旨申出タリ帝国政府ハ三国ト交渉ノ末五月五日在独露佛公使ニ電訓シ帝国政府ハ三国政府ノ忠告ニ依リ遼東半嶋ノ永遠占領権ヲ拋棄スヘキコトヲ約スル旨（別紙第五十四号）回答セシメタリ是ニ於テ三国政府ハ各其公使ヲシテ一般ノ平和ノ為メ帝国政府ノ処置ヲ賀スル旨同九日（別紙第五十五号第五十六号第五十七号）ノ通リ申出タリ

是ヨリ先キ四月廿六日帝国政府ハ米国公使ヲ経テ清国皇帝陛下ヘ何時頃媾和條約ヲ批准セラルヘキヤヲ（別紙第五十八号）清国政府ニ問ヒシニ五月二日ニ至リ清国政府ヨリ米国公使ヲ経テ媾和条約ハ未タ清国皇帝陛下ヨリ下附セラレサル旨（別紙第五十九号）ノ回答アリ又同政府ハ奉天東半嶋ニ関シ帝国政府ト露佛独三国政府ト交渉ノ事アルヲ聞知シ之ヲ理由トシテ批准交換ノ期日ヲ延長センコトヲ同日（別紙第六十号）ノ通リ申出タレ共帝国政府ニ於テハ毫モ批准交換ノ期日ヲ延長スルノ必要アルヲ見サルノミナラス平和回復ノ為メ反テ一日モ速ニ之ヲ交換センコトヲ要セシ又若シ露佛独三国政府ヨリノ勧告ノ結果トシテ媾和条約中変更ヲ要スルコトアリトセハ批准交換後ニ至リ修正ヲ議スルノ容易ナルニ如カサル旨（別紙第六十一号）ノ通リ回答セリ然ルニ同七日ニ至リ清国政府ハ露佛独三国政府ヨリ批准ヲ延期スヘキ旨申出タリトテ更ニ（別紙第六十二号）ノ通リ批准交換ノ延期及ヒ休戦期限ノ延長ヲ請ヒタルニ因リ帝国政府ハ露佛独三国ト交渉事件ニ最早其局ヲ結ヒタル後ナルモ再ヒ清国ト戦闘ヲ継続スルノ必用ナキヲ以テ五日間休戦ヲ延ヘシ其期限内ニ可成速ニ批准交換スヘキ旨（別紙第六十三号）ノ通リ回答シタリシニ翌八日（別紙第六十四号）ノ通リ批准交換ノ事ニ関シ三国政府ヨリノ回答ニ接シタレハ八日ヲ以テ批准ヲ交換スヘキ旨已ニ芝罘ニ派遣シ置キタル全権委員ニ訓令シタリシ旨清国政府ヨリ申来レリ

斯クテ芝罘ニ於テハ五月八日伊東全権辨理大臣ハ其夜十一時三十分批准書ヲ交換シ（別紙第六十五号）ノ其ノ交換證書ヲ互換シタリ

因テ帝国政府ハ五月十三日ヲ以テ媾和条約別約及ヒ議定書ヲ公布シ又奉天東半嶋拋棄ニ関シテハ十日附詔勅（別紙第六十六号）ヲ煥発セラレタリ

（別紙第一号）

口上書譯文

日本国政府ハ清国ヨリ軍費賠償金ヲ支拂フヘキコト朝鮮ノ完全ナル独立ヲ認ムルコトノ外戦争ノ結果トシテ土地ヲ割譲シ及将来ノ交際ヲ律スル為メ確立スヘキ條約ヲ締結スルコトヲ基礎トシテ談判スルコトヲ得ヘキ全権ヲ具備シテ来ルニ非サル以上ハ更ニ其媾和使ヲ派遣スルモ全ク無益ニ属スヘキヲ声明シ此他尚其主要ノ度以上諸件ニ次ク事項アリ是亦商議決定スルヲ要スルモ又日本国政府ハ今後何時ニテモ必要ト認メ又ハ望マシキト思考スルニ於テハ此上更ニ要求ヲ提出スヘキ権利ヲ有ス

千八百九十五年二月十二日東京外務省ニ於テ

（別紙第二号）

電信文　（二月十九日発）

東京米国公使　　北京米国公使

清国政府ハ本使ニ求むるに左の事を以て日本国政府へ傳達せられん様閣下ニ依頼するを以てせり

内閣大学士李鴻章任命せられ全権を附与せられたり

同氏の栄誉ある花翎黄馬褂及頂戴ハ還与せられたり

同氏ハ本月十九日総督の事務を引継北京へ向出発し二十一日ニ其地へ来着すへし

清国ハ日本国ヵ何れの地を以て両国全権委員会合の地と定めらるゝや成るへく速ニ電答あらむことを請へり

李鴻章ハ条約を締結し之ニ調印するの全権を附与せられたる所の信任状を帯有すへし而して同氏ハ数日内ニ北京を出発すへし

此電信ハ昨日の貴電接手前ニ草せしものにて総理衙門の請求ニ應し之を発送す

---

（別紙第三号）

口上譯文

在北京米国公使の本月十八日の電信中清国政府ヨリ求むる処の回答を為すに先ち日本国政府ハ清国政府ヨリ其全権委員ハ本月十七日日本国政府ヨリの電信中ニ掲記する処の条件ニ適して派遣せらるへしとの保証を得ることを欲す

千八百九十五年二月十九日東京外務省ニ於て

（別紙第四号）

電信訳文（二月十九日発）

北京米国公使　　東京米国公使

二月十九日本国政府ハ左の事を清国政府へ傳達することを閣下ニ依頼せり

在北京米国公使の本月十八日の電信中ニ清国政府ヨリ求むる処の回答を為すに先ち日本国政府ハ清国政府ヨリ其全権委員ハ本月十七日日本国政府ヨリ電信中ニ掲記する処の条件ニ適して派遣せらるへしとの保証を得ることを欲す

日本国外務大臣ハ閣下の暗号電信中信任状なる語を使用せられ居ることニ付注意する必要ありと同大臣ハ使命をして徒労ニ帰せしむるか如きを無からしめんか為め清国全権委員の帯有すへき権限ハ必全権委任状を要し信任状ニ非さることを明カニ承知し置かれんことを希望せり因て李鴻章ニ附与せらるへき全権委任状の文言を清国政府より電信ニて提供せらる方宜かるへし

（別紙第五号）

電信訳文（二月廿三日午後四時五十分発　同二十四日）

東京米国公使　　北京米国公使

二月廿三日本使ハ茲ニ二通の書簡及来書の漢文

を電送セし清国政府ハ閣下ノ外ニ之を日本国政府
ヘ交付スルことを以てせり
若シ日本国政府ニて之を翻訳スルこと能ハされハ本使ハ
譯文を電送ス了

逕啓者現在頭等全權大臣李中堂奉命与日本
会商事件按照公法全權大臣与本国可通密電
各国大臣十六日日本所発両電均已閲悉李中堂
奉派全權大臣允日本二十三日電内欽商各節
均有執全權責任希即轉達日本政府並問明
擬在何所論晤同志請貴大臣先行電知日
本按照公法辦理幸勿阻止並希見復是荷順
頌日祉
正月二十九日

逕啓者貴大臣送來二十三日二處会議即行
電復以便約期前往照次勅書詞意悉照日
本所発勅書辦理今将底稿録送閲看亦
商轉電日本希貴大臣酌度可也順頌日祉
正月二十九日

大清国大皇帝　諭現因大日本国重敦睦特授文華
殿大学士直隷総督北洋大臣一等粛毅伯李鴻章
為頭等全權大臣与日本所派全權大臣会同商議
便宜行事議定和約条款予以署名畫押之
全權該大臣公忠体国夙著勳労定能詳審妥
事締結和文不負朕之委任所定條款朕親
加査閲果為妥善便行批准特授

（別紙第六号）

口上書訳文

二通の言語及勅書案の漢文本文中意味不明瞭の
点多シ因て日本国政府ハ誤解を防くか為め清国
政府ニて訳成したる右訳文を電送あらんことを求む
千八百九十五年二月廿五日東京外務省ニ於て

（別紙第七号）

電信訳文（二月廿六日午後二時五十分発　同廿七日着）

二月廿六日清本十六日一本使ハ茲ニ本月廿三日漢文ニて
電送セし処の書類の英訳文を閣下ニ電送ス
閣下ハ本月十七日及二十日（十九日とある（さ合吉之））附
日本国来電を本衙門ニ送附せられ倶ニ閲悉を経
たり李鴻章ハ全権委員ニ任せられたる本月十七日
附日本国来電中各種の問題を商議することを
望むとあり李氏ハ此等の任務を執行すへき全権
を帯有せり希くハ閣下より之を日本国政府へ
傳達せられ日本国ハ何れの地を以て両国全権委
員会合の場所と定むるやを問合ハされ且李
氏の適当の時期ニ及て出発することを得る為め
成るへく速ニ電信して回答することを求められたし
今回の勅書ハ其文意日本国ニて発せしものと同
一ニ茲ニ右英文写を閣下の閲覧ニ供し且

之を日本国へ電致せしきや否閣下の一考を加へられむことを乞ふ（王大臣の名刺を添ふ）

李鴻章ハ大使ニ任せられ日本国と事件を商議すへき全権を授与せられたり国際公法ニ拠れハ全権委員ハ其本国政府と秘密電信を往復することを得へし各国代表者の意見皆一ニ因て希くハ閣下より豫め日本国ニ向て国際公法ニ照らし措施し阻止することを勿るへき旨を通牒し玉はれむことを且閣下より日本国の回答を通知せられむことを（同上）

清国皇帝陛下勅諭して日本国皇帝と重ねて親睦なる友誼を修むることを欲し特ニ文華殿大学士直隷総督北洋通商大臣一等伯李鴻章を大使ニ任し授るニ全権を以てし日本国ニて任命する所の全権委員と会し共同商議して便宜事を行ハしむ同大臣ハ豫め和約条款を訂定し然後之ニ記名調印する所の全権を有せり同大臣ハ国家ニ公忠ニして夙ニ勲績を著ハせり必も能く勤慎事任ニ当り両国をして親好ニ帰せしめ以て朕の委任ニ負かさるへし然れ共之を議定する所の条款ハ朕の査閲ニ提供せしめ果して妥善なることを認むるニ於てハ朕之を允可すへし

茲ニ前記漢文書簡二通を訂正するときハ左の如し

---

逕啓者貴大臣送来二十二日二十六日日本所発電均已閲悉李中堂奉派全権大臣及日本二十三日電内叙局各節均有非全権責任希即轉達日本政府並向明擬在何処会議即行電復以便約期前往非次勅書詞意悉照日本所発勅書辦理今将底稿録送閲看応亦轉電日本貴大臣酌度可也順頌日祉

正月二十九日

逕啓者現在頭等全権大臣李中堂奉命与日本会商事件按照公法全権大臣与本国可通密電各国大臣所論皆同応請貴大臣先行電知日本按照公法辦理毋勿阻止並希見復是荷順頌日祉

正月二十九日

非公
第八号
後ニ在ス

## 遼東半島還附始末

（別紙第二十六号）訳文

大清国大皇帝陛下ノ欽差頭等全権大臣ハ大日本国大皇帝陛下ノ欽差全権辦理大臣ヨリ回答せられし休戦ニ関する覚書を披閲するニ所載の条件ハ萬之を肯諾し難く殊ニ遺憾と為す本大臣ハ之ニ由り誠意を以て和を議するものなれハ媾和条約を商議する間一時休戦を行ふハ実ニ両国の体面権利ニ均しく有益なると信するを以て

本月十四日の覚書ヲ提出せり本大臣ニ於テハ請ふ
所の事ハ極めて理あるのみならす各国普通の慣例ニも
適合せりと思惟せしも貴大臣ニハ未タ見て以て然りと
せられす然れ共本大臣の心ヲ尽くして和ヲ議せむと
する旅からの願望ハ毫も減する処なけれハ両国和局
の速ニ成ることヲ期望するのみ敬具

（別紙第二十七号）　（訳文）

大日本帝国大皇帝陛下の欽差全権辨理大臣
閣下本日午後本大臣会議所より帰途途中意外
悼むへきの難ニ遭ひたるヲ以て甚遺憾なから面
約せし如く明日午前十時親から会議すること能ハさる因
て特ニ茲ニ貴大臣ニ通告するハ明日約束の時
刻ニ至り本大臣より李経芳ヲ差出すへけれハ已ニ
提示せることヲ肯諾せられたる処の大日本国提議の
媾和条件ニ関する覚書ヲ李経芳ニ交付せられ
ることヲ望む而して本大臣ニ於て之ヲ接受せし
上ハ速ニ詳細ニ之ヲ調査して本大臣ハ又多日を
待たして更ニ貴大臣と会議することを得るを希望
す敬具

光緒二十一年二月二十八日（我三月二十四日）

大清帝国欽差頭等全権大臣
太子太傅文華殿大学士
一等粛毅伯直隷総督部堂　李鴻章

（別紙第二十八号）

口上書訳文

二通の書翰及勅書の訳文と其漢文本文とヲ比較
したるニ大差あることヲ発見せり是蓋し之ヲ寫送せ
るニ当て文章ヲ割断し及其の文字ヲ差違へたる為
めならむ但日本国政府ハ左の条件ヲ附して勅書ヲ承
認すへし

第一　訳文ヲ左の通り修正すへきこと

冒頭ニある「清国皇帝の下「陛下」の語
ヲ削除すること

「預め」の語「然る後」の語及末文ニある
「先づ」の語も亦之ヲ削除すること

第二　漢文本文ハ修正せし訳文と差異なき
様ニ具寫すへきこと

特ニ注意ヲ呼起すへきハ勅書ヲ発する理由ヲ述へ
たる條ニ在り日本国政府ニて接手せし漢文本文ニて
ハ日本国より和ヲ求めたるもの如く見ゆれハ然るニ
漢文本文ヲ訳文の通りニ具寫することを要す

会合の地ハ下ノ関ニ於てし而して清国全権委員の
提出する処の全権委任状の妥善なることヲ認むるニ於
てハ日本国政府ハ該全権委員及其の本国政府との
暗号電信ニて往復することヲ許すへし前述の如く
修正したる勅書の漢文本文ヲ接收したる上ハ日本国
政府ハ両国全権委員会合の期日ヲ取極むへし

千八百九十五年三月一日東京外務省ニ於て

（別紙第九号）
大清国大皇帝勅諭現因欲与大日本国重敦睦誼
特授文華殿大学士直隷総督北洋大臣一等粛毅伯李鴻章
為頭等全権大臣与日本国所派全権大臣会同商議便
宜行事定立和條約款予以署名畫押之全権該大臣
公忠體国夙著勲労定能詳慎将事締結妥善不負
朕之委任所定条款朕親加查閲果為妥善便行批准
特勅

（別紙第十号）
　口上書訳文
電送シ来リタル所ノ勅書案ハ満足之ニテ署名鈐璽セハ日本国政府ニ於テ異議ナク両国全権委員ノ下ノ関ニ到着シタル上是ヲ通知スヘシ但必要ノ準備ヲ為ス為メ清国全権委員ハ本日ヨリ二週間ノ後下ノ関ニ到着スル様ニシテ発程アリタシ日本国政府ハ成ルヘク速ニ発程ノ預定日取及該全権委員随行員ノ人数ヲ承知シタシ
　千八百九十五年三月四日東京外務省ニ於テ

（別紙第十一号）
　電信訳文（同三月四日午前十一時四十分発　日午後五時三十分着）
三月四日　清国政府ハ左ノコトヲ日本国政府ヘ伝達スルコトヲ閣下ニ依頼セリ李鴻章ノ乗坐シテ日本国ヘ渡航スヘキ船上ニハ左ノ形様ノ大使旗ヲ掲クヘシ
　長方形黄色旗ニシテ其中央ニアル円形中ニ真向キノ龍アリ其周囲ニハ「大清一統」即大清帝国トイフ意味アル四字アリ
其旗ノ下ニ青龍紅珠ノ清国ノ旗

（別紙第十二号）
　口上書訳文
日本国政府ハ李鴻章ノ乗坐シテ日本国ヘ渡航スヘキ船上ニ掲クヘキ旗章ノ形様ニ関スル在北京米国公使ノ三月四日ノ電信ヲ接手セリ
日本国政府ハ清国全権委員ノ乗坐シテ下ノ関ヘ来航スル船ハ中立国旗ヲ掲クル中立国船ナルヘシト推測シ居レリ日本国政府ハ成ルヘク速ニ右船名及其ノ所属国籍ヲ承知シタシ
　千八百九十五年三月七日東京外務省ニ於テ

（別紙第十三号）
　電信訳文（同三月十一日午前十時発　同日着）
本使ハ左ノコトヲ日本国政府ヘ電送スルコトヲ清国政府ヨリ依頼セラレタリ
　李鴻章ハ本月十四日日本国ニ向テ出発スヘシ
　独国ニ旗ヲ掲クル独国商船二艘禮裕号生義号ハ同使節及其ノ随行員ヲ乗セテ日本国ニ航行スヘシ
　随行員ハ十数人ナルヘシ
　李鴻章ハ大使ノ旗章ヲ掲クヘシ
　本使ハ天津ヘ発電シテ李鴻章ノ随行員ノ確数ヲ

問合せ呉れハ追て閣下ニ電知せん

（別紙第十四号）

書翰訳文

拝啓陳者テンベー氏の昨日の来電ハ十分明瞭ならさるニ付閣下より左の意味ニて同氏へ御問合被下候ハヽ幸甚ニ存候

李鴻章ハ天津より下ノ関へ到着の預定期日ハ何日頃ニして随行員の確数幾人なるや

千八百九十五年三月十二日

外務次官　林董

米国特命全権公使

エドウヰン　ダン　閣下

（別紙第十五号）

電信訳文（三月十二日発　同日着）

東京米国公使　北京米国公使

三月十二日　清国政府ハ左のことを日本国政府へ傳達せんことを閣下ニ依頼せり

李鴻章ハ生義号の代りニ独国の旗を掲くる独国商船公義号ニ乗坐せん

同氏ハ本月十四日ニ出発せん

同氏の随行員ハ従者を除き三十三人なり

（別紙第十六号）

電信訳文（三月十二日発　同十三日着）

三月十二日　清国政府ハ左のことを日本国政府へ傳達せんことを閣下ニ依頼せり

若し日本国政府ニて異議なくハ清国使節ハ其随行員と共ニ二艘の汽船中ニ住居することを欲せり汽船ハ特ニ其支度を整へ居り且斯くするときハ日本国政府ニて旅館を設備するの労を執らるゝことを要せさらん

（別紙第十七号）

電信訳文（三月十三日午前九時六分発　同日着）

三月十三日　李鴻章ハ其の請求を東京へ電知することを本使ニ依頼せり

日本国政府より水先案内者ニ命示し下ノ関の沖合ニて其乗坐する所の二艘の汽船ニ会し港内へ導ひかしめらるゝ様せられたし

（別紙第十八号）

電信訳文（三月十三日午前九時十五分発　同日着）

三月十三日　李鴻章ハ本月十四日天津を発し下ノ関へ直航し多分十九日ニ到着せん随行官吏ハ三十三人ニして従者九十人なり

一別紙第十九号）

大日本国皇帝陛下の外務大臣ハ茲ニ大清国皇帝陛下の欽差頭等全権大臣閣下ニ向て左のことを通知するの光栄を有せ

大日本国皇帝陛下ハ内閣総理大臣従二位勲一等伯爵伊藤博文閣下及本大臣を全権辨理大臣

ニ任命せられたる大清国皇帝陛下より任命せられたる欽差
頭等全権大臣と媾和条約を締結するの全権
を委任せられたり
明治二十八年三月十九日赤間関ニて
外務大臣子爵陸奥宗光印

---

（別紙第二十号）（訳文）
大清帝国欽差頭等全権大臣ハ大日本帝国外務
大臣よりの本日附の通知ニ由り大日本帝国大皇帝
陛下ハ内閣総理大臣従二位勲一等伯爵伊藤博文
閣下及貴大臣を特派して全権弁理大臣と為し
大清帝国大皇帝陛下の特派欽差頭等全権大臣と
媾和条約を締結せしむる為め全権を授与せられ
たる旨を領承せり本大臣ハ大清帝国大皇帝陛下の
命を奉し特派全権大臣として大日本帝国大皇帝
陛下の特派全権大臣と会同して媾和条約を締結し
並ニ便宜事を行ふの全権を帯ひ現ニ本日午前
当港へ到着せり因て大日本帝国全権大臣ニ於て
速ニ期日を定め全権委任状を交換して以て商
議を開き両国媾和条約を妥定するニ便せられ
たし敬具
光緒二十一年二月二十三日（一般三月十九日）
大清帝国欽差頭等全権大臣
太子太傅文華殿大学士
一等粛毅伯総督部堂　李鴻章

---

（別紙第二十一号）
大日本帝国全権弁理大臣ハ茲ニ大清帝国欽差
頭等全権大臣閣下ニ向て左の事を告知するの光栄を
有す
閣下ニ於て若し左の日時ニ御差支なけれハ両国全権大臣
ハ本月二十日午後三時其の為め撰定せし場所ニて第一回
の会晤を為すへし而して其の時ニ於て互ニ帯有せ
る所の全権委任状を交換すへし
明治二十八年三月十九日
大日本帝国全権弁理大臣伯爵伊藤博文
大日本帝国全権弁理大臣子爵陸奥宗光

---

（別紙第二十二号）
天祐を保有し万世一系の帝祚を践みたる大日本国皇帝
（御名）此書を見る有衆ニ宣示す
朕大清国との平和を回復し将来の友誼を保維するか為め朕
信任する所の内閣総理大臣従二位勲一等伯爵伊藤
博文外務大臣従二位勲一等子爵陸奥宗光の材能
敏達なるニ由り忠誠公ニ奉し勤慎事ニ従ふを以て特ニ全権
弁理大臣ニ簡命し委するニ各別ニ又ハ共同して清国より
特派する所の全権大臣と会同協議し便宜事を行ひ媾
和条約を締結し之ニ記名調印するの全権を以てせ
而して其の議定する所の各条項ハ朕親しく検閲を加
へ其妥当なるを認めたる後之を批准すへし
御名　御璽

神武天皇即位紀元二千五百五十五年明治二十八年三
月十五日廣嶋行在所ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐
セシム

内閣總理大臣伯爵伊藤博文連署

（別紙第二十三號）（譯文）

大清國大皇帝勅諭ス現ニ大日本國ト重ネテ睦
誼ヲ敦フセムト欲スルニ因リ特ニ文華殿大學士直隷
總督北洋大臣一等肅毅伯李鴻章ヲ頭等全權
大臣ニ任シ日本國派スル所ノ全權大臣ト會同商議シ
便宜事ヲ行ヒ媾和条約ヲ締結セシメ予フルニ記
名調印ノ全權ヲ以テス該大臣ハ公忠國ヲ體シ夙ニ
重勞ヲ著ハセハ定メテ能ク詳愼事ヲ行ヒ邦交ヲ
締結シ從ノ委任ニ負カサルヘシ其議定スル所ノ条
款ハ朕親ラ査閲ヲ加ヘ果シテ妥善ナラハ之ヲ批准
スヘシ特ニ勅ス

（別紙第二十四號）譯文

大清欽差頭等全權大臣ハ現ニ媾和条約ヲ商
議スルノ始ニ於テ両國ノ陸海軍直ニ一律ニ休戰シ
以テ和約条款ヲ商議スルノ地歩ヲ為サンコトヲ請
フ此議ハ已ニ數月以前ニ於テ北京駐劄米國公使
ヨリ東京駐劄米國公使ニ電達シ貴和ヲ講スヘキ
ヤヲ言明スヘシト電答セラレタリ今ヤ本大臣媾和
条約ヲ締結シ之ニ記名調印スルノ全權ヲ奉有シ
而ハ切ニ我カ朝廷ヨリ委ネラレシ處ノ重任ニ負カサラムコト
ヲ冀願ヘリ因テ特ニ重ネテ前議ヲ提出シ思フニ請フ
所ノ休戰ノ一事ハ實ニ媾和条約ヲ妥成スルノ第一
要素タリ右茲ニ聲明シ且貴答ヲ乞フ

（別紙第二十五號）

大日本帝國全權辨理大臣ニ於テハ戰地ヲ距ルヲ
遼遠ナル地ニ在テハ休戰ヲ約スルコトヲ以テ媾和
談判ノ妥局ヲ結フニ必須ノ要義ト視做スコト能ハ
サルモ若シ両國ニ向テ均等ノ利便ヲ擔保スルニ
足ルノ条件ヲ附スルニ於テハ休戰ヲ肯諾スヘシ
大日本帝國全權辨理大臣ハ目下ノ軍事上ノ形状ヲ
察シ併セテ彼地ノ實戰ヲ中止スルニ因テ生スル所ノ結
果如何ヲ顧ミ左ノ条件ヲ附スヘキコトヲ聲述ス

日本國軍隊ハ太沽天津山海關竝該所ニ在ル
城塁ヲ占領スルコト

前記各所ニ在ル清國軍隊ハ一切ノ軍器軍需品
ヲ日本軍隊ニ引渡スヘキ事

日本軍務官ニテ天津山海關間ノ鐵道ヲ
支配スルコト

休戰期限間清國ハ日本國ノ軍事ノ費用ヲ負
擔スルコト

若シ以上ノ条件ニシテ異議ナクハ休戰ヲ實行スヘ
キ期日其ノ期限日清両軍ノ經界線及其ノ他ノ細
目ヲ直ニ提出スヘシ

大日本帝國全權辨理大臣ハ今茲ニ此ノ回答ヲ為シ

且将来の誤解を防くか為め最モニ清国政府か休戦の事を提議せられしニ当りて帝国政府より与へし処の回答ハ大清国欽差頭等全権大臣閣下の称せらるゝか如き意義ニ非さりしことを一言し置くの必要あるを思惟す当時帝国政府ニて用ひし処の語言ハ左の如し

又假令日本国政府ハ休戦を許諾する場合ありとするも両国全権委員会合の上ニ非されハ日本国政府ハ右休戦ニ関する条件を明述せさるへし

（別紙第二十六号）

（別紙第二十七号）　前ニ出

（別紙第二十八号）

以書翰致啓上候陳者昨日附貴翰を以て閣下本人悼むへき出来事の為め約ニ従ひ今相会晤することを能はさるニ因り帝国政府提出の媾和条件を具載する書面を李参議ニ手交し以て之を閣下ニ持交せる様御請求の趣致閲悉候

閣下より此御請求あるニ至りたる処の驚痛すへき変事を耳ニするや本大臣等ハ直ニ閣下の旅館ニ至て御安慰を問ひ且閣下か斯る暴虐ニ罹る難ニ遭はれしハ痛惜の至ニ堪へさる旨を申述置候而して斯る痛惜の情ハ日本帝国臣民一般ニ於ても同感なるへきことハ本大臣等の保証する処ニ有之候今日迄行懸りの談判ニ付てハ本大臣等御請求ニ従ひ李参議を経由して之を為すへしと雖も先以て閣下遭変ニ関する情形を我皇帝陛下ニ奏報せさる必要等之有之候得ハ少く遅緩を招くハ是亦実ニ免れ難き次第ニ有之候尤右ニ付本大臣等より何等申入ることを得へき時到来次第直ニ其旨を李参議へ通告可致候

本大臣等ハ茲ニ更ニ痛惜の意を伸ふると同時ニ閣下ニ向て敬意を表し候敬具

明治廿八年三月廿五日下ノ関ニ於て

大日本帝国全権辨理大臣伯爵伊藤博文
大日本帝国全権辨理大臣子爵陸奥宗光

大清帝国欽差頭等
全権大臣一等粛毅伯李鴻章閣下

（別紙第二十九号）（訳文）

大日本帝国大皇帝陛下の欽差全権辨理大臣閣下

昨日附貴翰接収せり本大臣か悼むへきの難ニ遭ひ親ら会議すること能はさるを以て二十八日附書簡を送呈せしニ深く遺憾の意を表せられ且本大臣の前簡中の趣旨ニ遵ひ措施せらるへきも少く遅緩を招くことを免れさる旨開示せられ之を領悉せり昨日ハ旅館ニ臨みて起居を詢はれ且本大臣の負傷ニ付深く痛惜せられ本大臣甚た之を感銘せり尚又貴国大皇帝陛下より慰問を承ハし大皇后陛下より厚き慈慮を

蒙り御製の繃帯を恩賜せられ又勅意を以て侍医
を派して診察せしめられ本大臣感激の至りに勝へす
侍医の技術精良なると貴大臣の保護周到なるとに
因り本大臣をして早く快愈に赴き體気舊に復さ
ることを得せしめ其上に更に貴国大皇帝大后両陛
下に向て懇問扶助の盛意を陳謝す又貴簡中
言ふ所の已に提示せるをも肯諾せられし媾和条件に
関し少く遅延を来すことなしとの事ハ如何にも至当と思惟
せり本大臣ハ静に其提出の機を俟へし此事たるや
清国に向て関係ある処甚大なれハ本大臣ハ深く
念慮を労し居れり右謝意を述ること此の如し敬具
光緒二十一年三月初一日（我三月二十六日）

大清帝国欽差頭等全権大臣
太子太傅文華殿大学士一等粛毅伯　李鴻章
直隷総督部堂

（別紙第三十号）

## 詔勅（前冊ニ出署之）

（別紙第三十一号）

大日本皇帝陛下ハ本月廿四日の変事を聞召され深く
宸襟を悩せ給ひ前きに允諾せさりし所の無条件休戦を
若干期限を定め或る区域の内に於て允諾すへきことを其
の全権大臣に命せられたり本大臣ハ同僚全権大臣伊藤
伯爵とハ現に下ノ関に在らるれハ速に休戦条約を
訂結するため本大臣ハ何時なりとも閣下の御都合次第右に
関する細目を審査協定することに従事すへし

（別紙第三十二号）

## 休戦条約

大日本皇帝陛下ハ今回不虞の変事の為め媾和談判の
進行を妨碍せしを以て茲に一時休戦を允諾すへきことを
其の全権辨理大臣に命せられたり因て大日本皇帝
陛下の全権大臣・・・・・・・・及大清国皇帝陛下の欽
差頭等全権大臣・・・・・・・・・・ハ左の休戦条約を訂
結せり

第一条　大日本政府ハ台湾澎湖列島及其附近に於て交戦に
従事する所の遠征軍を除くの外他の戦地に於て休戦することを
允諾す

第二条　日清両国政府ハ本条約の存する間ハ攻守の別
なく何れも今其対陣の方面に於て進撃の備を加へ
或ハ援兵を派し其他一切戦闘力を増加せさるへきことを
約す然れとも現に戦地に於て戦闘に従事すへき軍
隊を増加するの目的に非さる以上ハ両国政府に於て
新に兵員を配置運送することを妨けさるものとす

第三条　本条約の存する間ハ盛京省に駐する大日
本国軍隊ハ田庄台　鞍山站　連山関　賽馬集
寛甸県及長甸県に亘る折線以外に進出せさるへ
し又該省に駐する大清国軍隊ハ前記の折線を
距ること日本里数十里を踰へて大日本国軍隊に接

近つくことなかるへし

第四条　海上ニ於ける兵員軍需及其の他一切戦時
禁制品ハ運送ハ戦時常規ニ依り捕獲せらるゝことある
へきものとす

第五条　日清両国政府ハ本定約調印後ヽヽ日より
休戦を実行すへきものとし而して両国政府ハ敏速の
方法を以て各其軍隊司令長官ニ休戦の命令を
発すへし

第六条　本条約ハ別ニ互ニ通知を要せす明治二
十八年四月十六日即光緒ヽ年ヽ月ヽ日の夜半ニ
於て終るへし而して若右期限内ニ於て媾和談判
不調なるときハ本定約ハ同時ニ終了するものとす

右証拠として日清両国全権大臣ハ茲ニ記名調印する
ものなり

明治廿八年　月　日即光緒　年　月　日
下ノ関ニ於て作る

（別紙第三十三号）（訳文）
第一条　大（清日本）帝国政府ハ茲ニ清日両国
陸海軍の以下ニ定る処ニ遵ひ一律ニ措施するを約定す

第三条　現ニ奉天省内ニ在る日本国兵ハ休戦期限
中ハ田庄台　鞍山站　連山関　賽馬集　寛甸県
ニ互る経界線内ニ屯駐し両国軍隊ハ各其現在
の場所ニ屯駐し厳令を発して経界線以外ニ出て、
侵擾することを勿らしむへし

第五条　両国政府ハ本定約締結の日より二十一日間を
限り本定約ニ従て措施すへし但軍隊の所在地ニして
電信の通せさる場所即奉天省内の遼陽　瀋陽及
澎湖島台湾の各地ハ本定約締結の日より五
日を経て休戦期限を起算すへし

（別紙第三十四号）
第一条を左の通ニ修正す
日清両国政府の台湾澎湖島及其附近ニ於て
交戦ニ従事する処の軍隊を除くの外他の戦地ニ
於て休戦することを約す

第二条　本定約の効力ニ依り休戦すへき軍隊ハ実ニ
除交戦を停止する時ニ当りて各其屯駐する処の
場所を保持するの権利を有すへし但本定約の
期限内ハ如何なる場合あるとも前記の場所以外ニ進
出することなかるへきものとす

原案第二条を第三条ニ改む
原案第三条を削除す

（別紙第三十五号）（休戦条約署名す）

（別紙第三十六号）（訳文）
大日本帝国大皇帝陛下の全権辨理大臣閣下
目下休戦条約已ニ調印済となりたれハ本大臣ハ両国永
遠平和の事ニ付速ニ会議を開き休戦期限の終
了せさるニ先ち一の成議を見ることを希望して已まさ
るも本大臣目下負傷療養の為め内外の名医ニより軽く

外出することを戒められ当分会議所へ出席すること能はさる因て右事情を察の上貴国提議の媾和条件を覚書に製して本大臣へ送付せられ以て調査に便せられたし若又貴大臣に於て之に不同意あれは本大臣旅館内に会議所を設け本大臣をして負傷を冒して外出し外気を受くることなく貴大臣と会議することを得せしめられたし右孰れなりとも貴答を待て之に応し本日午後又は明日何時なりとも貴大臣の便宜に任すへし此段申進す敬具

光緒二十一年三月初五日（我三月三十日）

〃〃〃〃〃 李鴻章

（別紙第三十七号）（訳文）

拝啓只今李参議等の復命に拠れは貴大臣は四日以内に本大臣より媾和条約案全体を要求するか又は或条項に付更に協議を為すへきやを回答するを要諾せられしと本大臣は目下負傷療養中なれとも媾和のことたる関係重大なれは疾を力めて熟慮せさるを得す就ては即刻特使を以て条約案を送付せられ以て本大臣の逐一査閲を加ふるに便せられたし而して其の全体を要求するか又は或条項に付更に協議を為すかに至ては本日の接收の時刻より四日以内に回答せん（了）

光緒二十一年三月初七日（我四月一日）

大清帝国欽差〃〃〃〃 李鴻章

（別紙第三十八号）（媾和条約）

（神武使訳第三三訳ニアリ今略之）

（別紙第三十九号）

光緒二十一年三月七日即明治二十八年四月一日午後二時二十分大日本帝国全権辦理大臣より特使を以て送付せられたる媾和条約案日本文漢文英文各一部を接手せり之を記しもて

〃〃〃〃〃 李鴻章

初七日（我四月一日）

（別紙第四十号）

大日本帝国大皇帝陛下の全権辦理大臣より提出の媾和条約案に対し大清帝国大皇帝陛下の欽差頭等全権大臣の覚書

貴大臣の条約案を提示し之に対する回答を四日以内に限られたるを以て疾を力めて詳細に査閲し其関係至重なる条項は殊に力を竭して考究せりと雖も到底負傷の後精神常に本に回復せさる処あれは本大臣は実に我朝廷付託の重きに對する能はさらむことを恐れり若し此覚書中の答詞にて周備ならさる処あれは実に傷疾の為めに力の心に従はさる為なれは一に貴大臣の諒恕せられむことを乞ふ数日の後に至れは必すしも詳答することを得へし今為に条約案の要領を挙て四大綱となし逐条答辨の煩を避くへし此の所謂四大綱とは第一

朝鮮の独立　第二割地　第三軍費　第四通商上の権利即ち是之

### 第一　朝鮮の独立

清国ハ已ニ数月以前ニ於て朝鮮の完全無缺独立自主国たることを認めんと欲する旨を言明せり因て今回媾和条約中ニ之を載入することハ論なしと雖も日本国ニても同様之を認むることを要す故ニ日本国提出の条文ハ修改を要すへきなし

### 第二　割地

日本国提出の媾和条約案の緒言を見るニ媾和条約を締結して以て両国及其臣民をして将来紛議の端を除かしむることあり就てハ第二条も此主意ニ依るへきものなり然るニ今回割譲を要求せられし土地の如きハ若し強ひて清国をして之を肯諾せしめらるゝニ於てハ啻ニ争端を除くを能ハさるのみならす後来必ず續々紛議を生し両国人民子々孫々彼此相仇敵視し遂ニ底止する所なきニ至るへし我等既ニ両国全権大臣たれハ両国臣民の為めニ深く謀り遠く慮りて永遠和好を維持し互ニ相援助すへき条約を締結して以て東洋大局を保持せずんハあるへからず蓋し清日両国ハ比鄰の邦ニして歴史文学工藝商業一として相同しからさるなきニ何そ必しも此の如く仇讐とならしむることを為さん抑国家所有の地ハ皆歴代相傳ふる数千年或ハ数百年ニして價を以て論すへからさる基業なれハ一朝之を割棄することあらハ其臣民たる者恨を飲み冤を含みて日ニ報復せんと図るハ必然の勢なり況や奉天省ハ我朝發祥の地たれハ其南部各地をして日本国の有となり海陸軍の根拠地とならしめハ何時ニても直ニ我京師を衝くことを得へし故ニ清国臣民ニして此条約文を親るときハ必ずや日本ハ我祖宗の地を取り海陸軍を置き隙ニ乗するの計画をなすものならんと是我か永遠の仇敵ならしむるもの欲するものなりと云ふ且両国境界を接し海陸軍の為めニ必ず多く砲臺を築き多数の海陸兵員を置くことを要するのみならず費用莫大なるに加之両国言頼の往来等相接の地を以て其戦争を始むる一端を藉り事を生し為さゝる所なかるへく随て多数の交渉事件を醸すニ至るへし日本国ハ清国と開戦の初其公使をして各国ニ宣言せしめて曰く我清国と干戈を交へ争ふ所のものハ朝鮮の独立ニ在るのみ敢て清国の土地を貪らんとするニ非すと日本国ニして若し果して初心ニ違ハざれハ清国の為めニ右条約案第二条及以下指摘する所の各條ニ改削を加へられん乎永遠和好を維持し彼此互ニ援助するの条約となし此東方亜細亜の為めニ一長城を築き欧洲各国の狎侮を受けさることを期せん日本国ニして若し計此ニ出てす徒ニ一時の兵力を恃み意ニ任せて要求せらるゝニ於てハ清国臣民ハ勢必ず膽を嘗め薪ニ臥し力めて復讐を謀るへく東方両国同室ニ戈を操り互ニ相救助せざれハ遠く外人の掠奪を来さゝることあるのみ

### 第三　軍費

此回の戦争ハ清国決して先きニ手を下せし事ニ非ず又開戦の後ニ至ても清国決して日本の土地を侵取せしことなし故ニ理論上より云ハ清国をして軍費を賠償せしむへきものニ非らさるか如し然れ共昨年十月中我政府ハ戦争息まさるニ因り米国公使より調停の労を執らんとせられしを以て軍費を賠償せらるれハ承諾せりと全く和を遂け民を安せんと欲しけるか為メ又本年一月二十三日日本国より北京駐剳米国公使へ電信ニて之を声明せられたり就てハ其金額ニして是迄未た定まらされハ本大臣ハ国より之を承諾して媾和条約中ニ其載すへきも日本国の宣言せる所ニてハ此回の戦争ハ全く其意朝鮮国を独立させんとするニありと然るときハ清国ハ昨年十月廿五日を以て既ニ朝鮮の独立自主を認むへき旨を宣言して仮令強ひて清国をして軍費を賠償せしむるとするも右まて其日を過きさる後ハ多額を要求すへき事ニ非さる清国ニて朝鮮の独立及自主を認むへく宣言せし日迄とし加之軍費賠償金の来るもまた果して清国の力能く之ニ堪ゆるや否を酌量すへし若し清国の財力真ニ乏を告居るときハ一時強ひて締約を調印せしむるとするも将来約の如く之を償却すること能はさるへし然るときハ日本国ハ必清国ニ主与る違約の罪を以て又必再ひ兵端を啓くの如きことなれあらむ今回日本国より要求する軍費賠償金額ハ到底清国現今の財力ニて償却し得へき処ニあらす今若し假ニ内国租税を増加せんか国民必ず奉して乱をなすニ至るへし国民ハ我政府か志を屈して和をなさんとて以て保き恥辱とまし居るか如くなれハ若し更ニ苛酷の賦斂を行ふ時ハ貧民焉んそ能く其堵ニ安せむや若夫海関税を増加せむか條約改正の期未た至らさるを以て各国焉そ能く之を肯諾せむや又假ニ条約を改正するを得てとするも各国一併ニ之を肯諾するを待て始て実施することを得へけれハ其間歳月を要し到底今日の急ニ応すること能はさるへし又外国債を起すニ於ても必海関税を以て之か抵当となさるへからす然るニ洋暦本年三月上海税務使の報告ニ拠れハ外債を募て軍事費ニ充つるを以て洋暦千八百九十五年ニハ同年限三百九十万七千四百二十両を九十六年ニハ二百二十八万千六百二十両を九十七年ニハ五百十六万二千二百三十八両を九十八年ニハ三百六十四万四千二百十六両を九十九年ニハ三百五十二万七千五百四十六両を外債償却の為め海関税中より支払ふへき金高又二十年内ニ外債償却の為め海関税中より七千八百零一万七千百零三両を支出すへき金高にて以上ハ洋暦本年三月迄ニ早調へたる外の海関税を以て償却すへき外債の高ニして本年三月以後清国ニて借入れたる外債ハ此高の内ニ在らす

従前清国ニて外債を募るに甚た容易ニして利息も低廉なりし清日交戦以後ハ外債之を高貸なし清国の信用大ニ減し毎歳七朱或ハ八朱半の利子を払ハさるを得す六朱の利子の分ありと雖も其高僅少な

シテ且額面價格ト募集價格ト大差アリ有力ナル經驗アル銀行家ノ說ニ據レハ清日兩國媾和ノ後若シ清國ニテ外債ヲ募ラムトスル時ハ額面ノ金額ヲ得ルニハ年六朱乃至七朱ノ利子ニ非レハ能ハサルヘシ又洋曆千八百九十年ヨリ九十三年ニ至ル各海關ニテ徴收セシ輸入稅代指稅及阿片釐金稅ヲ合セ其收入ハ每年平均關平銀二千二百五十四万八千百五十両ト為ルヘシ其內六割ハ各省總督巡撫ニ分送シテ公費ニ供セサルヲ得ス然ルニ今若シ此額ヲ以テ軍費賠償ニ流用スル時ハ別ニ各省ノ公費ノ為メ財源ヲ求メサルヲ得ス而シテ租稅ヲ增加スルトキハ國民ノ好マサル所ニシテ若シ又外債ヲ起シテ日本國ニ賠償セントスルニ年利六朱半トシテ元利ヲ合セ二十年ヲ限リ償却セントスルトキハ實ニ凡六億九十万両ヲ要スヘシ此ノ如キ巨額ハ清國ノ能ク賠償シ得ヘキ所ニ非ス加之媾和ノ後ハ清國ニ於テ善後ノ處分ヲ為ス為メ種々ノ費用ヲ要スヘシ例ヘハ徴募兵ノ如キハ之ヲ解散スルトキハ總テ無職業トナリ掠奪騷擾ヲ事トスヘシ然レハ政府ハ之カ取締ヲ為サヽルヲ得ス又兩國人民ハ政府カ志ヲ屈シテ和ヲ乞ヒシヲ不當トシ憤懣亂ヲ企ツルモアルヘケレハ清國政府ハ其行為上一層困難ヲ感セサルヘカラス富ニ新規捐稅ノ徴集ナルヘキノミナラス却テ從來ノ稅源ヲモ失ハントスルノ虞アルナラス故ニ歐洲ノ方式ニ做ヒ陸軍ヲ訓練シ船艦ヲ製造シ機械ヲ精選シ更ニ海軍ヲ擴張シテ以テ始テ能ク國家ノ利權ヲ保持スルコトヲ得ヘシ然ルニ練兵造艦ノ二事ハ莫大ノ金額ヲ有スルニ非レハ為スニ由ナシ今二万万ノ軍費ヲ賠償スルコトヲ要シ又一方ニ陸海軍ヲ訓練スルコトヲ要スルカ如キハ到底清國財力ノ堪ル所ニ非ス況ヤ其內地無利債ノ事業ヲ計畫スルニ於テヲヤ故ニ日本國ニ向テ其要求額ニ大削減ヲ加フルコトヲ請ハサルヲ得ス抑日本國ニ要求スル所ノ賠償金ハ名ツケテ軍費ト云フ上ハ此回ノ戰爭ニ關スル經費ヲ指シタルモノナルヘク其今日迄ニ支出セシ精細ナル高ニ至テハ未タ公然ナル計算ヲ見サレハ外人ノ得テ詳悉スルヲ能ハサル所ナレトモ之ヲ日本國ノ今回要求スル高ニ比スルトキハ蓋シ其小半ニモ及ハサルヘシ日本國新聞ノ記事等ニ徴スレハ其軍事ニ費セシ所ノ概數ヲ窺ヒ得ヘキニ似タリ但シ若シ誤アレハ幸ニ訂正セラレヨ按スルニ開戰以前ニ日本國大藏省ニ現金三千万円ヲ貯存セリ其內若干程軍費ニ支出セラレシハ外國人ノ確知スルヲ能ハサル所ナレハ其今姑ク全額ヲ擧テ軍費ニ支出セラレシトスルモ開戰後又內國債一億五千万円ヲ募集シテ軍事費ニ充テラレタリ洋曆本年二月六日日本國內閣總理大臣伊藤伯爵ハ廣島ニテ和議不調ノ後東京ヘ歸リ衆議院ヘ出席シテ演說セラレテ曰ク現在ノ情形ヲ察スルニ未タ何レノ時ニ於テ和議ノ成ルヘキヲ知ルヘカラス若シ今募集スル所ノ軍費ハ今後戰事繼續スレハ必缺

之を去るに至らん故に増加軍費の事を提出して議会の協賛を請はさるへからすと此演説に拠る時は第一回の国債一億五千万円は当時尚未た使用し尽されす此後戦事継続するにあらされは急に缺乏を告るなかるへし且日本国諸新聞の言ふ処に於ては親規に募集せし軍事費は目下使用の途なく洋暦本年六七月の際に至て始て之を要すへし伊藤総理大臣は議会の開会に先ち此事を提出して協賛を求めしも決て目下の急用あるに非すと云ふ又洋暦本年三月二十三日刊行東京英文新聞に第一回国債一億五千万円の内五千万円は未た募集せられす八千万円は已に募集せられたれ共未た全く払込を了らさることあり此外尚人民の献金あり若し大蔵省剰余金及ひ国債等を合算するときは日本国にて清国と交戦せし為め費せし処は今日迄に一億五千万円より多からさるへし加之日本国は今回已に勝利を得居れは其収奪せし処の清国軍艦軍器軍需品を折算すれは其価莫大なるへく此等は軍費賠償金の内より扣除して当然之又償金年賦に就き利子を要求せらるゝは一層道理不公にして之に同意するを能はす原来の償金已に巨額なるに尚其上利子を加算する時は清国財力の到底堪得へき処に非す猶貴大臣の詳細なる考察を加へられんことを希望す

（別紙第四十一号）

大日本帝国全権辯理大臣は明治二十八年四月一日の会に於て媾和条約案を提出せるに当りては右条約案に対し大清帝国欽差頭等全権大臣より毎条に付諾否を答覆せらるか条を逐て決定するの方法を執ることを主張したりしに大清帝国欽差全権大臣は条約案全体を同時に提出せらるることを要すとの旨を反覆陳述せられたり因て大日本帝国全権辯理大臣は竟に其求に応し四日を限り条約案全体兼諾せらるゝか又は或条項に付更に商酌を為されん旨を決答せらるゝことに約定して以て媾和条約案を提出せり

然るに今大清帝国欽差頭等全権大臣より送付せられし処の答覆を案するに何そ料らん終始大清帝国内の事情を縷陳し大日本帝国全権辯理大臣の更に商酌を加へらるゝことを求められたるに過きすして之を以て帝国政府の提案に対する答覆として見るを能はさるのみならす亦如何に商酌を加へらるへきことを確然言明せられたり然り而して大清帝国々内の事情如何に至ては今茲に媾和を議するに当りて論及すへき限りにあらす又戦争の結果として要求する処の者は通常の場合に於て或事件を談判するの問目の論にあらさることを知らさるへからす是を以て大日本帝国全権辯理大臣は其提出せし処の媾和条約案に向て大清帝国欽差頭等全権大臣の全体若くは毎条に付諾否如何を明答せられ而して若し或

改正すへき処あれハ一〻之を条項の体式ニ具して
以て直ニ提議あらんことを望む

明治二十八年四月六日下ノ関ニ於て

（別紙第四十二号）（訳文）

以書翰致啓上候陳者光緒二十一年三月十二日
欽命総理各国事務衙門より電複致接收候処
前出使大臣李経芳を全権大臣ニ命し李鴻章
ニ随同して日本国ニ派出の全権大臣と媾和条約
を商議せしむへき旨本日勅諭ありたることニ有
之候間右様御承知相成度此段及照会候敬具

光緒二十一年三月十二日

大清欽差頭等全権大臣
太子太傅文華殿大学士北洋大臣
直隷総督部堂一等粛毅伯　李鴻章

大日本帝国全権弁理大臣
内閣総理大臣従二位勲一等伯爵伊藤博文
外務大臣従二位勲一等子爵陸奥宗光閣下

（別紙四十三号）

以書簡致啓上候陳者本日附貴翰を以て目下貴大臣ハ
傷痛未た痊へさるニ付更ニ二品頂戴前出使大臣李経芳
閣下を全権大臣ニ命し貴大臣と共ニ本大臣と媾和
条約を商議せしむへき旨本日貴国皇帝陛下より
勅諭ありたることを貴国政府より電報ニて申越され趣
御通知相成候処右回答得貴意度敬具

明治二十八年四月七日

大日本帝国全権弁理大臣伯爵伊藤博文
、、、、、、、、、、、子爵陸奥宗光

大清帝国欽差頭等全権
大臣一等粛毅伯　李鴻章閣下

（別紙第四十四号）（訳文）

大清帝国欽差頭等全権大臣より
大日本帝国全権弁理大臣ニ回答覚書

本月十一日本大臣より大日本帝国全権弁理大臣へ送
付せし覚書ハ貴意をして満足せしむることを能ハさりし
旨来書ニ接し本大臣の深く遺憾とし且失望する処
之右覚書ハ決して清国ニ内の困難なる事情を開陳
せしのみニ非す日本国より提出せられたる媾和条約案
中最も緊要なる条款ニ付考究を加へ悉く本大臣の
所見を記載せし次第なり然れ共今茲ニ大日本帝国全
権弁理大臣の期望を満たさんを欲し其便利の為め別
ニ一の約案を調製し貴大臣ニ提出の約案ニ各条
相対せしむ其新ニ挿加せし処の第十一条ハ貴大臣ニ於て
必も肯諾せらるゝならんと信し右対案ハ目下談判の情
形ニ応して起草したるものニして本大臣か全権大臣として
有する処の権限を十分尽したるものなれハ尚若し其内ニ
或ハ貴大臣の意見と悉く符合せさる点あれハ両国全権
大臣ニて商議せハ容易ニ協定の道あるへしと思考を

今や休戦期限も僅日あけれハ貴大臣の速ニ会議の日を指定せられて更ニ須臾らくも延緩せられさることを希望す

## 條約對案（訳文）

第一条　清日両国ハ互ニ朝鮮の独立自主国たることを公認し且互ニ其中立国たることを擁保し朝鮮の自主ニ妨碍ある内政の干渉又ハ其独立ニ妨碍ある貢献典礼を修むるか如きことを将来全く之を停止すへきことを約す

第二条　清国ハ左記の土地の主権並ニ該地方ニある城市官衙倉庫兵器及一切の官有物を日本国ニ譲与すへし

第一　奉天省南部四個の廳州縣の地

一　安東縣

二　寛甸縣

三　鳳凰廳

四　岫巖州

以上四個の廳州縣区域ハ總て現在の境界ニ據る

第二　澎湖列島北ハ北緯二十四度より南ハ北緯二十三度迄とし東ハ英国天文台東経百二十度より西ハ東経百十九度迄とし英国海図ニ依り前記経緯度線の交絡して成つくる処の方形以内なることを特ニ茲ニ言明して以て誤謬を防く

第三条　前条ニ掲載し附属地図ニ示せる処の経界線ハ本約批准交換後直ちニ清日両国より各二名以上の共同境界劃定委員を任命し実地ニ就て確定する処あるへきものとす而して若し本約ニ掲記する処の境界ニして地形上又ハ施政上の点ニ付完全ならさるニ於てハ該境界劃定委員ニ於て更正することを任すへし

該境界劃定委員ハ成るへく速ニ其任務ニ従事し其任命後一箇年以内ニ之を終了すへし但該境界劃定委員ニ於て更正する所ありて其更正したる所ニ対し清日両国政府ニ於て可認するまてハ本約ニ掲記する所の経界線を維持すへし

第四条　清国ハ軍費賠償金として庫平銀一億両を日本国へ支拂ふへきことを承諾す右金額ハ五回ニ分ち第一回ハ二千八百萬両残り四回ハ毎回千八百萬両を支拂ふへし而して第一回の拂込ハ本約批准交換後六箇月以内ニ於てし残り四回の拂込ハ各其前回拂込の期日より一箇年の後ニ於てし本約批准後四箇年半以内ニ皆済すへし尤右期限前ニ支拂ふへくハ何れも其便宜ニ任すへし

第五条　清国より日本国へ割与せられたる地方の住民ニして右割与せられたる地方の外ニ移住せむと欲する者ハ自由ニ其所有新産を売却して退去することを得へく決して之か為めニ指資税金賦課金を取立らるゝことなかるへし又右の為め本約批准交換の日より二箇年間の猶豫を与ふへきことを約す而して右年限の満ちたる後尚未た移住せさる者ハ日本国政府ニ於て之を日本国民と看為すへし又清国臣民の右割与せられたる地方より退去

して其地方ニ住居せさるも依然其財産を右地方ニ享有する者ある時ハ日本国政府之ニ対し日本国臣民の財産ニ対すると同様の取扱及ひ保護を与ふへし

第六条　従来両国間ニ存在せし條約ハ総て交戦の為め消滅したれハ清日両国ハ本約批准交換の後各全権委員を任命し通商航海条約及陸路交通貿易ニ関する約定を協商締結すへきことを約す而して右新条約ハ清国と欧洲各国との間ニ現存する諸条約章程を以て基礎と為すへし又開港場航海税金倉入税金賦課法等ハ総て清国ヵ欧洲最恵国ニ対する待遇と同一なるへし又本約批准交換の日より前記新条約の批准ニ至る迄ハ清国ハ日本国政府　官吏　商業　航海　国境貿易　工業　船舶　臣民等ニ対し総て清国ヵ最恵国ニ対する待遇を与ふへし又日本国ニても清国政府　官吏　商業　航海　国境貿易　工業、船舶　臣民ニ対し総て日本国ヵ最恵国ニ対する待遇を与ふへし

第七条　日本国ハ本約第八条ニ依り一時占領の軍隊を除き其現ニ清国版図内ニ駐在する者ハ本約批准交換の後一箇月以内ニ尽く撤回すへし

第八条　清国ハ本約の規定を誠実ニ施行すへき担保として日本国軍隊ヵ山東省威海衛を一時占領することを承諾す而して本約ニ規定したる軍費賠償金の第一第二両回の払込をなしたる時ニ於て日本国ハ其の軍隊の半数を撤回すへし又該賠償金の最終回の払込をなしたる時ニ於て直ちニ尽く其軍隊を撤回すへし

第九条　本約批准交換の上ハ両国ニ其時現ニ有する処の俘虜を尽く還附すへし而して清国ハ日本国より斯く還附せられたる処の俘虜を虐待若くハ処刑せさるへきことを約す

日本国臣民ニして軍事上の間諜若しくハ犯罪者と認められたる者ハ清国ニ於て直ちニ解放すへきことを約し清国ハ又交戦中日本国軍隊と種々の関係を有したる清国臣民ニ対し如何なる処刑をも為さす又之を為さしめさることを約す

第十条　本約調印の日より攻戦を止息すへし

第十一条　（新ニ挿加することを提議す）　清日両国ハ将来更ニ紛議戦争の起るを避るか為め本約の解釈若くハ旅行上ニ関し互ニ其所見を異ニするか又ハ第六条ニ規定する処の通商航海条約　国境貿易条約の談判若くハ解釈若くハ旅行上ニ関し両国政府各其意見を異ニするか為て到底外交上の談判或ハ公文往復ニ依て妥結しかたきことある時ハ両国政府ヵ共ニ一友国ニ請ひ為ニ仲裁人を選みて之ヵ裁断ニ任すへし若又右友国の事ニ付両国政府の所見合同せさる時ハ米国大統領ニ依頼し一名の仲裁人を選て之ヵ裁断

ニ任セへし而て右仲裁人の裁決ハ両国ニ於て必す誠実ニ遵行すへきことを約す

第十二条　本約ハ大清国皇帝陛下及大日本国皇帝陛下の閲覧を経之を妥善とし批准せられたる上ニて何年何月何日某處ニ於て交換すへきものとす

右証拠として両国全権大臣ハ茲ニ記名調印するものなり
何年何月何日下ノ関ニ於て四通を作る

（別紙第四十五号）

一 緒言ニ対してハ大日本帝国全権辨理大臣ハ如何なる修正をも加ふることを承諾すること能ハす

一 第一条ニ付てハ大日本帝国全権辨理大臣ハ先きニ大清帝国欽差全権大臣へ提出せし処の語句を変改することを得す

一 第二条ニ付てハ大日本帝国全権辨理大臣ハ大清帝国欽差全権大臣より提議せられし修正案を肯納すること能ハすと雖も原案を左の通り更改することを承諾すへし

清国ハ左記の土地の主権並ニ該地方ニある城塁兵器製造所及公有物を永遠日本国ニ割与す

一 左の経界内ニ在る盛京省南部の地
鴨緑江より該江を溯り安平河口ニ至り該河口より鳳凰城海城及営口ニ亘る折線以南の地併せて前記の各城市を含む
遼東湾東岸及黄海北岸ニ在て盛京省ニ属する諸島嶼

二 台湾全島及其の附属諸島嶼

三 澎湖列島即英国グリーンウイッチ東経百十九度乃至百二十度及北緯二十三度乃至二十四度の間ニ在る諸島嶼

一 第四条ニ付てハ大日本帝国全権辨理大臣ハ大清帝国欽差全権大臣の提議ニ肯納すること能ハすと雖も原案を左の通り修正することを承諾すへし

清国ハ軍費賠償金として庫平銀二億両を日本国へ支払ふへきことを約す右金額ハ都合八回ニ分ち初回及次回ニハ毎回五千万両を支払ふへし而して初回の払込ハ本約批准交換後六箇月以内ニ次回の払込ハ本約批准交換後十二箇月以内ニ於てすへし残りの金額ハ六箇年賦ニ分ち其第一次ハ本約批准交換後二箇年以内ニ其第二次ハ本約批准交換後三箇年以内ニ其第三次ハ本約批准交換後四箇年以内ニ其第四次ハ本約批准交換後五箇年以内ニ其第五次ハ本約批准交換後六箇年以内ニ其第六次ハ本約批准交換後七箇年以内ニ支払ふへし又初回払込の期日より以後未た払込をらさる額ニ対してハ毎年百分の五の利子を

支払ふへきものとす

但し清国ハ何時たりとも該賠償金の全額或ハ其幾部分を前以て一時ニ支払ふヿを得へし

一 第五条ニ付てハ大日本帝国全権辨理大臣ハ大清帝国欽差頭等全権大臣の修正案を肯納するを能ハす

一 第六条ニ付てハ大日本帝国全権辨理大臣ハ大清帝国欽差頭等全権大臣の提議を肯納するヿを能ハすと雖も原案を左の通り修正することを承諾すへし

日清両国間の一切の条約ハ交戦の為め消滅したれハ清国ハ本約批准交換の後速ニ全権委員を任命し日本国全権委員と通商航海条約及陸路交通貿易ニ関する約定を締結すへきことを約し而して現ニ清国と欧洲各国との間ニ存在する諸条約章程を以て該日清両国間諸条約の基礎と為すへし又本約批准交換の日より該諸条約の実施ニ至る迄ハ清国ハ日本国政府官吏商業航海陸路交通貿易工業船舶及臣民ニ対し総て最恵国待遇を与ふへし

清国ハ右の外左の譲与を為し而して該譲与ハ本約調印の日より六箇月の後有効のものとす

第一 清国ニ於て現ニ各外国ニ向て開き居る所の各市港の外ニ日本国臣民の商業住居工業及ひ製造業の為めニ左の市港を開くへし但し現ニ清国の開市場開港場ニ行ハるゝ所の同一の条件ニ於て同一の特典及便益を享有すへきものとす

一 湖北省荊州府沙市

一 四川省重慶府

一 江蘇省蘇州府

一 浙江省杭州府

日本国政府ハ以上列記する所の市港中何れの処ニ領事官を置くの権利あるものとす

第二 旅客及貨物運送の為め日本国汽船の航路を左の場所ニ迄拡張すへし

一 揚子江上流 湖北省宜昌より四川省重慶ニ至る

二 上海より呉淞江及運河ニ入り蘇州杭州ニ至る

日清両国ニ於て新ニ章程を妥定する迄ハ前記航路ニ関し適用し得へき限りハ外国船舶清国内地水路航行ニ関する現行章程を施行すへし

第三 日本国臣民か清国内地ニ於て貨物及生産物を購買し又ハ其輸入したる商品を清国内地へ運送するニハ右購買品又ハ運送品を倉入するか為め何等の税金取立金を納むることなく又清国官吏の干渉を受くることなく一時倉庫を借入るゝ権利を有すへし

第四 日本国臣民か清国ニ於て納むる諸税及ひ手数料ハ庫平銀を以てすへし而して右諸税及ひ手数料ハ日本国本位銀貨を以て其代表価格

ヲ以テ納金スルヲ得ヘシ

第五　日本国臣民ハ清国ニ於テ自由ニ各種ノ製造業ニ従事スルコトヲ得ヘク又所定ノ輸入税ヲ払フノミニテ自由ニ各種ノ器械類ヲ清国ヘ輸入スルコトヲ得ヘシ清国ニ於ケル日本国臣民ノ製造ニ係ル一切ノ貨品ハ各種ノ内国運送税内地税賦課税金取立金ニ関シ又清国内地ニ於ケル倉入上ノ便益ニ関シ日本国臣民カ清国ヘ輸入シタル商品ト同一ノ取扱ヲ受ケ且同一ノ特典免除ヲ享有スヘキモノトス

此等ノ譲与ニ関シ更ニ章程ヲ規定スルコトヲ要スル場合ニハ之ヲ本条ニ規定スル所ノ通商航海条約中ニ具載スヘキモノトス

一第七条ニ付テハ大日本帝国全権弁理大臣ハ修正案ヲ肯納スルコト能ハス

一第八条ニ付テハ大日本帝国全権弁理大臣ハ修正案ヲ肯納スルコト能ハスシテ全ク原案ヲ左ノ通リ修正スルコトヲ承諾スヘシ

清国ハ本約ノ規定ヲ誠実ニ施行スヘキ担保トシテ日本国軍隊ノ一時山東省威海衛ヲ占領スルコトヲ承諾ス而シテ本約ニ規定シタル軍費賠償金ノ初回次回ノ払込ヲ了リ通商航海条約ノ批准交換ヲ了リタル時ニ当テ清国政府ニテ右賠償金ノ残額ノ元利ニ対シ充分適当ナル取極ヲ立テ清国海関税ヲ以テ抵当トナスコトヲ承諾スルニ於テハ日本国ハ其軍隊ヲ前記ノ場所ヨリ撤回スヘシ若又之ニ関シ充分適当ナル取極立タサル場合ニハ該賠償金ノ最終回ノ払込ヲ了リタル時ニ非レハ撤回セサルヘシ尤モ通商航海条約ノ批准交換ヲ了リタル後ニ非レハ軍隊ノ撤回ヲ行ハサルモノト承知スヘシ

右一時占領ニ関スル諸費用ハ清国ニ於テ之ヲ支弁スヘシ

一第十条ニ付テハ大日本帝国全権弁理大臣ハ原案ヲ変改スルコトヲ得ス

一大清帝国欽差全権大臣ヨリ提議セラレシ第十一条ノ新条ハ大日本帝国全権弁理大臣ニ於テ之ヲ肯納スルコト能ハス

（別紙第四十六号）（訳文）

拝啓陳者昨日本大臣ヨリ閣下ヘ提出セシ修正ヲ加ヘタル媾和条件ニ付テハ其節冒頭ニテ陳述セシ処ノ要領ヲ茲ニ更ニ書面ニ具シテ申進置候方可然ト存候

抑々右修正ヲ加ヘタル条件ハ最終ノモノト御心得相成昨日ヨリ四日間ヲ限リ何分ノ御決答相成度旨ハ已ニ昨日モ申入置候得共尚茲ニ重ネテ申述候

日本帝国政府ヨリ最初提出セシ処ノ要求ニ対シ閣下ヨリ縷陳セラレシ次第ニ付日本帝国全権弁理大臣ニ於テ十分考慮ヲ加ヘタルコトハ已ニ申述置タル通ニ有之

又我要求条件ニ譲歩シ得ル限リ軽減ヲ加ヘタル所
以ハ若飽迄我最初の条件ヲ変セサルコトヲ主張セ
ルニ於テハ清国ハ総テの困難ヲ蒙ルニ至ルヘシト閣下
ヨリ陳述セラレタル為メニ有之候ヘトモ已ニ申述置キ
タル通リニ有之候
軍費賠償金額の三分の一ヲ減シ其支払方ヲ軽
易ニシ一時占領の場所二箇所ヲ一箇所ニ減シ土地ニ
代ユルニ関税ヲ以テ賠償金の担保ニ充ツルヿ差
支ナキコトヽシ抵代税及内地税ニ関スル条項ヲ廃
除シ及ヒ黄浦河口ニ於ル船舶航行の障碍物取除
の要求ヲ撤銷セシカ如キハ償金ニ関スル日本国の
要求ヲ満サヽルコト甚困難ニシテ閣下ノ思考セラルヽ
処の清国財政上の窘迫ヲ免レシムヘシト為メ已ニ
開陳致シ置キタル次第ニ有之候
又土地ニ関スル日本国の要求ヲ大ニ軽減セシカ如キ
モ同ク調和の精神ニ出タルコトハ十分閣下ニ於テ御諒
察相成ルコトヽ相信居候
終ニ臨ミ本大臣ハ是迄屡々閣下の御会得あらんことを
努メタル処ニ付重ねて一言致シ度ハ戦争ナルモノハ其戦
闘上の措施ニ於テモ又其因テ生スル処の結果ニ於テモ
進ムコトアリテ止ルコト無キモノナレハ今日日本国カ幸ニ承諾
スルコトヲ得ヘキ処の媾和条件ハ後日ニ至リテモ承諾セ
ラルヘキモノト御思惟不相成様致度候本大臣ハ茲ニ
重ねて閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候敬具

千八百九十五年四月十一日　伊藤博文

大清帝国欽差頭等全権大臣伯爵李鴻章閣下

（別紙第四十七号）（訳文）

拝啓陳者昨日貴翰ヲ以テ媾和談判の進行及之ニ
伴フテ生スル処の事項ニ付御来示有之候ニ付テハ我政
府の為メ又本大臣の職分の為メ右ニ対シ簡単ナル回答
ヲ提供スルの必要有之ト存候
御義知の通リ本大臣ハ媾和条件商議の為メ大日本帝
国全権弁理大臣ニ会見スルコトヲ許サルヽニ先チ日
本国ヨリ要求の条件ニ対シ書面ヲ以テ確答致スヘキ旨
閣下ヨリの御請求ヲ受ケ而シテ始メテ会見ヲ許サレ
ヤ口頭ニテの討議ヲ待タスシテ閣下カ現ニ催迫セラル
処の如キ最終の提議ニ接シタル次第ニ有之候得ハ日
本国最終の提議ハ我政府の所見ヲ開示スル為メ
十分の機会ヲ与ヘラレタル上ニテ御提出相成ルモノ
トハ可難申候最初御要求の莫大の償金ヲ幾分カ
御減却相成タルハ満足の次第ニ有之候得共之ニテモ
尚戦争の為メ支出セラレシ処の実費ニ超過スルコト甚
多クシテ清国ニ取リテハ過重ナル負担ニ有之且此の
如キハ清国ヲシテ其切望スル処の内国の改良ヲ実行シ
難キニ至ラシムルモノニ有之候
閣下ヨリ「土地ニ関スル要求ヲ大ニ軽減セリ」ト御来示
有之候得共媾和の条件之カ為メニ幾何カ軽緩ナル

ヲモ得ルヤ本大臣ノ了解ニ苦ム処ニ候現ニ最終ノ提議ニテ要求セラレシ処ノ地域ノ経界ハ其小部分ヲ除クノ外ハ日本国軍隊ノ未タ占領セサル盛京省ノ全部ニ有之尚其外且最終ノ提議ニ於テ未タ日本国兵士ノ足跡タモ至ラサル豊饒ニシテ人口ニ富ミ我帝国ニ重要ナル処（臺湾）ヲモ割譲致候様御要求有之此ノ如キノ要求ハ各国媾和ノ慣例ニ背馳スル処ニ有之候

又異議ヲ容ルヽニ足ルヘキ通商上ニ関スル要求ノ義分ヲ御軽減相成ルコトハ本大臣ニ於テモ大日本帝国全権辨理大臣ノ措置ヲ欣悦スル処ニ有之候得共最終ノ提議ニ於テ尚本件ニ関シ要求スル処前例ニ無ク条理ニ合ハス且大ニ独立国ノ主権ヲ損害スルモノニ有之候即最終ノ提議ハ清国ノ土地ヲ擁シテ通商条約及ヒ国境貿易章程ヲ議定スルヲ求メ而シテ両国意見ヲ異ニスル事アルニ当リ之ヲ一友国ノ仲裁ニ附スルコトヲ拒絶シ通商条約ノ商議中清国ニ於ケル日本国人ニ最恵国待遇ヲ与フルコトヲ要求シ而シテ日本国ニ於ケル清国人ニ対シテハ同様ノ擔保ヲ与ヘス又何等ノ規定ヲモ設クルコトヲモ拒絶シ清国開港場ヲ距ル内地何レノ処ニテモ清国官吏ノ干渉ヲ受ケス倉庫ヲ借入レ貨品及生産物ヲ輸入購買スルコトヲ得ル特典ヲ日本国人ニ与フルコトヲ要求シ又日本国人ヲシテ清国各地ニ製造業ニ従事スルノ権利ヲ得セシメ且其製造ヲ経ル貨品ニ対シ内地一切ノ税金ヲ賦課セサルコトヽシ又日本貨幣ノ額面価格ヲ以テ諸税ヲ納ムルコトヲ要セントセリ

以上陳述スル処ハ本大臣カ敢テ重ネテ商議ヲ尽サンコトヲ求ムル次第ニ有之媾和条件ヲ商議スル為メ本大臣ヘ与ヘラレタル唯一回ノ会見ニ於テ最終ノ提議ヲ御提出相成サルヽニ当リ本大臣ヨリ申述スル処ヲ更ニ覆陳致度ク為メニシテ茲ニ開陳スル処ノ不同意ノ点ニ付閣下ノ御熟考ヲ求メ度ク存候而シテ閣下カ本大臣ニ約セラルル次回ノ会見ニ於テ之ニ対シ閣下ノ意見ノ有ル処ヲ御開示相成度其節本大臣ハ我皇帝陛下ヨリノ勅許ヲ得テ以テ最終ノ提議ニ対スル確答ヲ為スコトヲ得ヘシト存候本大臣ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候敬具

千八百九十五年四月十二日　李鴻章

大日本帝国全権辨理大臣伊藤伯閣下

---

（別紙四十八号）（訳文）

拝啓陳者一昨日本大臣ヨリ差出シタル書翰ニ対スル回答トシテ昨日附貴翰御送附相成段領収候本月十一日本大臣ヨリ書翰ヲ差出シタル所以ハ畢竟本大臣ヨリ口頭ヲ以テ言明シタル所ヲ更ニ書面ニテ開陳シ以テ閣下ヲシテ充分現在ノ情形ヲ審ニセシメント

欲スル次第ニ有之候而シテ本大臣ニ於テ閣下ノ御意見ニ対シ充分考慮ヲ加ヘラルヽコト又日本帝国政府ヨリ提出セシ修改ヲ加ヘタル要求条件ハ最終ノモノニシテ単ニ御決答ヲ与ヘラルヽノ一途アルノミニ付左様御了解アランコトヲ希望致スル次第ニ有之候

然ルニ未タ御来翰中閣下ハ一面ニ於テハ敢テ重ネテ商議ヲ尽サンコトヲ求ムルノ意アルカ如キ旨ヲ陳述セラレシニモ拘ラス一面ニ於テハ日本帝国政府ノ最終要求条件及ヒ之ニ達スル談判上ノ手続ニ対シ批評ヲ加ヘラレ且御不同意ノ点ニ対シ本大臣ノ考慮ヲ加フル様御希望相成居候処ヨリ見ル時ハ或ハ本大臣ノ趣意ヲ誤解セラレシニハ非サルヤト被存候

就テハ今貴翰ニ対シテハ只一言本月十日本大臣ヨリ提出シタル要求条件ハ最終ノモノニテ最早何時迄モ討議ヲ許スヘキモノニ無之旨申述候ノ外別ニ御答ニ可及必要無之候

抑々戦争ノ結果ヨリ生スル処ノ要求ハ普通ニ称スル処ノ採議トハ異ナル次第ニ有之而シテ日本帝国全権弁理大臣ニ於テ帝国政府ノ要求条件モ商議ニ附シタルハ畢竟講和ヲ重ンスルカ為メニ最極限ノ譲歩ヲ為シタルモノナルモ此調和ノ精神モ誤解セラルヽニ於テハ日本帝国全権弁理大臣ハ之ヨリ生スル処ノ結果ニ向テ一切ノ責任ナシト断言スルノ権利ヲ有シ候

因テ将来ノ誤解ヲ防ク為メ茲ニ一言申添置度ハ餘ノ義ニ無之今本大臣ニ於テ日本国ノ要求ヲ再議スルコトヲ拒絶セシハ本大臣ニ於テ敢テ閣下ノ御意見又ハ之ヨリ生スル処ノ結論ニ対シ容納ノ意ヲ有スル次第ニ無之候本大臣ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候敬具

千八百九十五年四月十三日　伊藤博文

大清帝国欽差頭等全権大臣伯爵李鴻章閣下

---

（別紙第四十九号）（訳文）

拝啓陳者本日午後四時ニ於テ御決答可被成旨御約束致置候処差支有之不便之義有之候ニ付明日午後四時迄ニハ必ス決答可致候敬具

光緒二十一年三月二十日即四月十四日

李鴻章

---

（別紙第五十号）

天佑ヲ保有シ万世一系ノ帝祚ヲ践ミタル大日本国皇帝（御名）此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕親シク明治二十八年四月十七日下ノ関ニ於テ帝国全権弁理大臣大清帝国全権大臣ノ記名調印シタル講和条約及別約ノ各条目ヲ閲覧点検シタルニ善ク朕ノ意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ右条約及別約ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百五十五年明治二十八年四月

二十日廣嶋行在所ニ於て親ら名を署し璽を鈐せしむ

御名　御璽

外務大臣子爵陸奥宗光副署

（別紙第五十二号）　三国干渉

露国皇帝陛下の政府ハ日本国ヨリ清国ニ向て要求したる媾和条件を査閲するニ遼東半嶋を日本ニ所有することハ常ニ清国首府を危ふくするの恐あるのみならす是と同時ニ朝鮮国の独立を有名無実と為すものにして右ハ将来極東永久の平和ニ対し障害を與へふるものと認む因て露国政府ハ日本国皇帝陛下の政府ニ向て重ねて其誠実なる友誼を表せむか為茲ニ日本国政府ニ勧告するニ遼東半嶋を確然領有することを放棄すへきことを以てす

---

（別紙第五十三号）

口上書訳文

独逸国政府ハ日清媾和の条件を見れハ貴国ヨリ請求したる遼東の所有ハ清国の都府をして何時迄も不安全の位地ニ置き且朝鮮の独立をし水泡ニ属させ因て東洋平和の永續の妨けとなることと認めけれハなりませぬ夫故ニ貴国政府ヨリ遼東の永久なる所有を断念なさる様ニ本政府ヨリ御勧告致します

（因ニ云独逸国公使ハ口頭ニて日本語を用ひ宣言したり）

（別紙第五十四号）

電信訳文

在露　西特命全権公使

在独　青木特命全権公使

在佛　曽禰特命全権公使

日本帝国政府ハ露独佛三国政府の友誼上の忠告ニ基き奉天半嶋を永久ニ占領することを抛棄することを約す

---

（別紙第五十五号）

口上書訳文

露国皇帝陛下の政府ハ日本国か遼東半嶋の永久占領権を抛棄せられたるの通告を得日本国皇帝陛下の政府ヨリ此措置ニ依り重ねて其高見を表彰せられたるを認め宇内の平和の為めに茲ニ其祝辞を述ぶ

---

（別紙第五十六号）

口上書訳文

独逸国皇帝陛下の政府ハ日本国カ遼東半島の永久占領権を抛棄せられたるの通告を得日本国皇帝陛下の政府カ之ニ依て其卓見を彰表せられたるを認め宇内の平和の為め茲ニ日本国政府ニ向て其祝辞を述ふ

（別紙第五十七号）

口上書訳文

佛蘭西共和国政府ハ日本帝国政府カ遼東半島の永久占領権を抛棄することを承諾せられたる旨公然の通知ニ接し日本国皇帝陛下の政府カ之ニ依て再ひ其卓見及ひ謙譲の意を彰表せられたることを認め宇内の平和の為め日本国政府ニ向て茲ニ其懇篤なる祝辞を述ふ

（別紙第五十八号）

電信訳文

東京米国公使

北京米国公使

四月二十四日日本国政府ハ左のことを清国政府へ通告することを閣下ニ依頼せり日本国皇帝ハ媾和条約日清両国文の分を併せて全く之を批准せられたり日本国政府ハ清国皇帝ニ於て何時頃該条約を批准せらるへき筈なりや兼知りたし

（別紙第五十九号）

電信訳文

五月一日午後三時発（同二日着）

東京米国公使

北京米国公使

五月一日閣下ハ左のことを日本国政府へ傳達せられたし

四月二十四日附貴電翌二十五日接手直ちニ右電報及其訳文を総理衙門ニ送りたり之ニ対し四月二十八日附を以て左の通り回答ありたり

日本国との和款条約ハ何時頃批准せらるへき筈なりや日本国政府ハ発電せられ度ニ付回答を求むとの貴翰を接収せり該条約ハ皇帝陛下の閲覧ニ供するため李全権大臣より東負を以て之を軍機處へ差出され共尚未た陛下より下附せられす右批准を経て下附せらるるときハ直ちニ其趣を閣下ニ通知すへし

於是本使ハ総理衙門ニ向ひ此書翰ハ本使宛なれ共右ハ日本国政府より清国政府へ申来りとて轉達をすることを本使ニ依頼せしへき筈なる旨を告け且清国政府ニ於て右書翰中のことを本使より日本国政府へ電報することを望まるれハ其趣を判然申入られたし何となれハ本使ハ唯通信を取次くのみにして本使の名義ニてハ何事も電報することを能はされハなりと申入たるニ本日総理衙門より接取したる書翰中ニハ前段書面の大要を述へたる末左記の通り書載せり

条約ハ尚未た皇帝より下附せられす四月二十八日附当衙門よりの書翰の趣ハ閣下より日本国へ電報あらむことを請ふ

（別紙第六十号）

電信訳文（五月一日午後六時発

東京米国公使　北京米国公使

五月一日　清国政府ハ左のことを日本国政府へ電送せらるゝことを本使ニ依頼せり　聞く処ニ拠れハ露独仏三国ハ清日両国間の新条約を変更せしむる事ニ付日本国と商議する所あるよしと就てハ其事の定まるを待て肝要之五月八日ニ批准を交換せらるとして八日合至て短り因て其期日を十数日延期せらることを提議す此事ハ日本国政府の勘考の為め電信ニて申送られたし且回答を待つ

---

（別紙第六十一号）

電信訳文（五月三日発）

北京米国公使　東京米国公使

五月三日　閣下よりの五月一日の暗号電信ニ対し日本国政府ハ左の通清国政府へ傳達あらんことを閣下ニ依頼せり

日本国政府ハ媾和条約の批准交換を延期することを要する事情あるを見さるのみならす　反て平和回復の為ニ批准の交換を甚た猶豫せさることを切ニ緊要とす若し露佛独三国より申出の結果として媾和条約ニ修改を加ふる方然るへき場合ありとするも斯る場合ニ処する例規ニ従い批准交換の後ニ於てするよりも之を交換せし後ニて此等の事を処弁する方寧ろ容易なるへし伊東巳代治閣下ハ批准交換の為め全権辨理大臣ニ任せられ今已ニ芝罘へ赴く途上ニあれハ批准交換の為め定められたる日限前ニハ同地へ到着すへし

---

（別紙第六十二号）

電信訳文（五月七日午後五時五十分発　八日着）

東京米国公使　北京米国公使

五月七日　清国政府ハ左のことを日本国政府へ電送せらることを本使ニ依頼せり　過日清国ハ条約批准交換の期日を延展せらることを提議し日本国政府の勘考の為之を電報せらることを米国公使ニ請ひたりし十日日本国より接取せし回答ニ曰く日本国政府ハ媾和条約の批准交換を延期するを要する事情あるを見されハ批准交換を毫も猶予すへからさると清国ハ全権を附與したる二名の官員を芝罘ニ派遣し批准交換の期を待しめらる然るニ頃日ニ至り露佛独三国より屢ゝ批准交換を延期せらることを求められ因て該三国の回答を俟て処辨せんとしたる今ニ至るまて未た何等の回答ニ接せす然るニ該三国ハ久しく清国と友誼あれハ今其之を調処せんと欲するの意ニ背くニ便ならす且前次日本国よりの電報ニハ批准交換を延期せらることを要する事情なしとあれハ更今聞く処ニ拠れハ遼東問題を商議するの辨法ありとのことなれハ其情形自ら前日ニ異なる所あり且批准交換を俟て然る後修改を加へむよりハ寧ろ其前ニ満足なる商議を為すニ如かさるか如し　就てハ三国より清国ニ寛其回答あるを俟て批准を交換すへしとの請求もあれハ

清国の望ニ応せられさりしも之を直ちニ日本国政府へ発電せられたるを再請シ日本国ニ請ヒ清国ニ対シ本問題を妥結するの時日を假さむか為め批准交換の期日并ニ休戦期限を延展せられむことを以てせ
清国ハ日本国の熟考を加へて速答あらむことを待つ
又清国ハ其批准交換委員ニ芝罘ニ於て命を待へきことを訓令しされハ日本国よりも同様の訓電を其批准交換委員ニ発せられむことを乞ふ

（右電信接到の後前電の漢文を電報し来れり即左の如し）

中国政府請貴大臣轉電日本政府前因中国擬展緩互換和約日期請貴大臣電商日本政府後接電復信云査無実有須行展緩情形仍応按期互換中国已派換約全権大臣伍廷芳聯芳二員赴烟台等候惟連日以来俄法徳三国屡嘱暫緩互換候信辦理至今尚無電復信因念三国与中国素敦睦誼未便拂其停調之意且前次日本電復信原因尚無須行展緩情形今聞所商遼東之事已有辦法与明日情形不同与其俟互換之後再行更改似不若於未換以前妥為商議為此再懇貴大臣即日轉電日本政府俯達中国因三国諄属候信再換並以再請日本将換約停戦日期另行改訂以期從容定議応候日本政府詳奪速電覆中国已飭換約大臣在烟静候並請日本政府電知換約大臣一体辦理

孫大臣毓汶
慶親王　各押
栄大臣禄

四月十三日

（別紙第二十三号）

電信訳文（五月八日発）

北京米国公使　東京米国公使

五月八日　日本国政府ハ左のことを清国政府へ傳達せらむことを閣下ニ依頼せり
日本国政府ハ批准交換期限定展ニ関する清国の請求ニ付五月七日附在北京米国公使よりの電報ニ接せり右ニ対する回答として日本国ハ左のことを清国ニ告知す
日本国ハ已ニ露仏独三国の勧告を容れ遼東半島を永久ニ占領せさることを決したり故ニ該三国ニ於ても十分満足なることを表することと信す
然れハ其該半島を抛棄するに付必要の取極ハ之か為め両国政府間ニ新ニ商議を要すへく而して右商議ニハ時日を要するニ付日本国政府ハ條約の修改及ひ之か為めニ必要なる取極ハ後にて整理することとし先つ予定の如く批准を交換することを主張す
然れハ其批准交換の期日将ニ尽きむとし且更ニ開戦することハ両国の利益ニ害あるを以て日本国政府ハ休戦

ノ日限ヲ五ケ日延期スルコトヲ承諾シ而シテ其期限ノ満了スル内ニ可成速ニ批准ヲ交換スヘシ

（別紙第六十四号）

電信訳文（五月八日午後十二時四十分発）

東京米国公使　　北京米国公使

五月八日清国政府ハ左ノ事ヲ日本国政府ヘ傳達スルコトヲ本使ニ依頼セリ　清国政府ハ本日三国ノ回答ニ接シタルヲ以テ直チニ清国全権委員伍廷芳聯芳ヘ発電シ所定ノ期日ニ於テ批准ヲ交換スヘキコトヲ訓令セリ

期日ノ延展ヲ請求スルコトニ付昨日発送セシ清国政府ノ電信ニ付テハ考慮ヲ煩サス

清国ハ日本国使節ヲ迎接スル為メ相当ノ準備ヲ為セリ

---

（別紙第六十五号）

下名ハ明治二十八年四月十七日即光緒二十一年三月二十三日下ノ関ニ於テ締結調印シタル大日本帝国皇帝陛下ト大清帝国皇帝陛下トノ間ニ於ケル媾和條約及別約ノ批准書ヲ交換スル為メ茲ニ会合シ右条約及別約ノ批准ヲ篤ト対照シ其各符合セルヲ認メ定式ニ依リ本日右交換ヲ執行セ

右証拠トシテ各此交換證書ニ記名調印スルモノ也

明治二十八年五月初八日即光緒二十一年四月十四日

芝罘ニ於テ之ヲ作ル

米永製

大日本帝国欽差全権辦理大臣　伊東巳代治

大清帝国欽差換約全権大臣二品銜　伍廷芳

大清帝国欽差換約全権大臣三品銜　聯芳

---

（別紙第九十九号）

詔勅（前冊ニ出ツ略之）

（遼東半島還附始末）

五月十日附詔勅ノ旨意ニ依リ八月二日在清国林特命全権公使ニ遼東半島還附ニ関スル談判全権ヲ付與セラレタルヲ以テ同公使ハ十月二十日以後清国全権大臣李鴻章ト数回会議ノ末竟ニ十一月八日ヲ以テ左ノ条約ヲ締結シ且議定書ニ調印セリ（遼東還附条約及議定書ハ略ス）

斯クテ十一月十七日ニ於テ右条約ヲ御批准アラセラレ（別紙第一号）而シテ同二十九日北京ニ於テ両国全権大臣ノ間ニ批准交換ヲ了シ交換証書（第二号）ヲ互換セリ因テ十二月四日ヲ以テ右条約及議定書ヲ公布シタリ

（別紙第一号）

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ践ミタル日本国皇帝（御名）此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕親ク明治二十八年十一月八日北京ニ於テ日清両国全権大臣ノ記名調印シタル奉天半島還附ニ関スル条約ノ各条目ヲ閲覧点検シタルニ善ク朕ノ意ニ適シ

間然スル所ナキヲ以テ右条約ヲ嘉納批准ス
神武天皇即位紀元二千五百五十五年明治二十八年十一月
十七日東京宮城ニ於テ親カラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム
御名　御璽
外務大臣臨時代理
文部大臣侯爵　西園寺公望　印

（別紙第二号）　批准交換證書

下名ハ明治二十八年十一月八日即光緒二十一年九月二十二日北京ニ於テ締結調印シタル大日本国皇帝陛下ト大清国皇帝陛下トノ間ニ於ケル奉天半島還附ニ関スル条約ノ批准書ヲ交換スル為メ茲ニ会合シ右批准条約ヲ篤ト対照シ其各相符合スル事ヲ認メ定式ニ依リ本日右交換ヲ執行セリ

右証拠トシテ各紙交換証書ニ記名調印スルモノ也
明治二十八年十一月二十九日即光緒二十一年十月十三日北京ニ於テ之ヲ作ル

大日本帝国北京駐箚特命
全権公使正四位勲一等男爵　林董　印
大清帝国欽差全権大臣太子太傅
文華殿大学士一等粛毅伯爵　李鴻章　印

（完）

## 将校叙勲

陸軍歩兵中佐
叙功四級金鵄勲章叙勲三等瑞宝章　三上晋太郎
同輜重兵少尉
叙功五級金鵄勲章叙勲六等瑞宝章　明海角吉

## 臺湾平定の宣言　二月二日

臺湾地方既ニ平定ニ帰シタルヲ以テ日本政府ハ同地ニ居住シ又同地ニ往来スル各締盟国ノ臣民人民及船舶ニ向テ左ノ特典便益ヲ許与セ

第一　日本帝国ト通商及航海条約ヲ締有スル各国ノ臣民及人民ハ淡水基隆安平臺南府及打狗ニ於テ居住シ且商業ヲ営ムコトヲ得又右等諸国ノ船舶ハ淡水基隆安平及打狗ノ諸港ニ寄港シ且積荷ヲ輸出入スルコトヲ得

第二　臺湾ハ其情形上特殊ナル処アルヲ以テ目下日本帝国ト各締盟国トノ間ニ現存スル通商及航海条約税則及其他ノ諸取極ハ出来得ヘキ限リ臺湾ニ居住シ又ハ同地ニ往来スル各締盟国ノ臣民人民及船舶ニモ之ヲ適用スヘシ但前記ノ特典便益ヲ享受スル者モ臺湾ニ於テハ常ニ臺湾ニ於テ施行セラルル処ノ法令ヲ遵守スヘキモノトス

## 朝鮮政府の通知　二月十二日

今回新内閣を組織したるも主義ハ依然たる進歩主義を執り日本との交誼ハ旧に異ならず親密の関係を持續する旨日本政府へ傳達す可し

本邦駐劄同國公使より外務省に申出たる由

（但去ル十日の事変国王並世子ハ魯国公使館に滞在し總理大臣金宏集内務大臣鄭秉夏ハ斬殺せられ魚允中兪吉濬趙羲淵ハ逃亡行衛不知國王ハ於露公使館新内閣ヲ組織シ新ニ金炳始ヲ總理大臣ニ朴定陽ヲ内務大臣ニ任シ從前日本黨ト稱セラレタル諸大臣ハ皆斬戮罷免せられたるなり）

## 大本営解散

來ル四月一日ヲ以テ大本営解散仰出サレタリ

明治廿九年三月廿八日
海軍大臣侯爵西郷從道
陸軍大臣侯爵大山巌

---

## 枢密顧問官ノ恩典

枢密顧問官從二位勲一等伯爵　東久世通禧
同海軍中将同　川村純義
同　同　副島種臣
同　正三位勲一等子爵　福岡孝悌
同　從二位勲一等伯爵　佐々木高行
同　同　勝安芳
同　正三位勲一等　尾崎忠治
同　從二位勲一等子爵　田中不二麿
同海軍中将從二位勲一等子爵　仁禮景範
同　正三位勲二等子爵　海江田信義
同　從三位勲二等　細川潤次郎
同海軍中将正三位勲一等子爵　中牟田倉之助
同陸軍中将同　三好重臣

明治二十七八年事件の功に依り金盃一組を賜ふ

明治二十九年三月二十九日

貴族院議員

衆議院議員

貴族院議員在任中第七回帝国議会召
集の際励精に付銀盃一組を賜ふ
明治二十九年三月廿九日
賞勲局総裁正三位勲一等子爵　大給恒

衆議院議員へ御沙汰
第七回帝国議会召集の際励精ニ付銀盃
一組を賜ふ
同　同

---

## 大本営解散　四月一日

### 勅語

大本営設置以来各朕カ意ヲ體
シ夙夜懈リナク参畫機ヲ失ハス
克ク今日ノ成績ヲ挙クルヲ得タリ
朕甚之ヲ嘉ス

勅使参向

昨一日大本営解散ニ付午前十時賢所ニ於て御奉告祭を行はせられ御風気ニ付鍋島宮中顧問官御代拝ス奉仕し又神宮へハ九条掌典長　神武天皇御陵へハ掌典岩倉具綱氏　孝明天皇御陵へハ侍従子爵東園基愛氏故参謀総長熾仁親王御墓へハ岩倉侍従職幹事を遣ハされ各御奉告あらせられたり

---

## 第二回償金　二十九年五月

伯林ニ於ける償金の受取済
今七日独逸伯林ニ於て第二回償金の半額
四百十一萬二千六百二十二磅十志一片
を其筋ニ於て受取り直ニ同金額をデイライスバンクヘ独逸帝国銀行ニ預入れたり

於英国倫敦一昨八日半額受取済
今八日当地ニ於て第二回償金の半額及未払込償金の利子並ニ威海衛駐兵費を合して總額
四百四十萬五百六磅二志五片を其筋
受領し直ニ英蘭銀行ニ預入れたり
伯林倫敦二ヶ所ニて領収せる第二回の償金
合計

八百二十二萬五千二百四十五磅一志十片

（未拂込債金ニ對する利子ハ）

百二萬八千百五十五磅十二志八片

（但威海衛駐兵費ハ除く）

右合計金額ヲ我カ貨幣ニ換算すれハ

八千五百四十一萬六千六円七十五錢五厘之

## 捕虜送還費領收

（北京駐劄林公使清國政府ヨリ受取捕虜送還費ハ如左）

金壹萬四千五百四十一円九十錢

## 日清戰役國際法論講評

本編ハ仏國学士会院及國際法協会ノ員仏國大審院檢事長アルチユール、デジヤルダン氏カ文学士有賀長雄氏ノ日清戰役國際法論ニ就て論評せるもの之

### 第十九世紀の末の日本及有賀氏の著作

日清ノ戰争ハ嘗て歐洲人ノ豫期せさる事實を公表せり其事實とは何ぞや曰く東洋の一隅ニ開明の一邦土あるを知らしめたること是也日本帝國ハ啻ニ歐洲の進歩せる工業技藝を採り兵器戰艦の製作を習ひ政事法律の模範ニ則りて外相を壯麗ならしめたるのミニ非すして國際法ヲ學ひて實際ニ適應せしむへきや如何ハ我仏國の著述家中ニ於て未た尚疑ひを抱くものありしか日本ハ既ニ斷乎としてこれを守り決然として之を實際ニ應用せるハ我輩の嘆賞して措かさる所之

余ハ有賀長雄氏の近著日清戰役論を以て五十年来世ニ公ニせられたる國際法の著書中最も珍奇の一書として稱揚するニ躊躇せさるへし其書ハ千八百九十四年の出板ニ係り出板後數月を經て氏ハ陸軍司令部の法律顧問となり從軍の命を受け兼て参謀の一員たり氏は西方欧羅巴の列國公会ニ於て採擇せる定則若くハ最近二十五年間ニ國際法協会より列國政府ニ提出したる定則を活用せんことを勉め雷同を全くする毋く其說を呈して應用せしめたるもの甚多しと未た之を一言せは日清戰争ニ於て戰略と政務との方面は山縣大山の兩大將之ニ當り法律ニ関する方面は即我輩か主張せる所の原則を服膺して實用せるハ法學士たり外交家たる有賀氏之ニ由れり

其實を言へは日本人民ハ素養既ニ完成して開明の程度ニ於て人後ニ落ちす世界事物の進行ニ於て以廣大の地歩を占め道義の範圍ニ於ても亦上

流ナランとするものゝ日本ハ業を欧州ニ受けたり而も未年の生徒進て教師となるの期ハ蓋近きニ在り是ニ独仏戦争の起るや日本ハ発したる局外中立の宣言ハ公法家の皆知る所なり又日本国ハ千八百八十四年八月廿二日のジエネーヴ條約ニ加盟し（千八百七十七年鹿児島の乱ニ際し佐野伯大給子等の如き皆慈善家起て博愛社と称する一社を創立し皇帝陛下の允裁を経て彼我の別なく軍人の傷者病者を救護せしか是れ日本赤十字社の基礎ニして今日ハ両陛下の篤き栄ある保護の下ニ立て頗る盛大なり）千八百五十六年四月十六日の巴里の宣言（海上法要義）ハ千八百八十七年三月廿九日を以て日本ニハ公布せられたるも亦人の知る所なり而して今ヤ一歩を進めて戦時公法を絶東の帝国ニ創建すへきの如きは清国人の最も注意をなすへく而して且其好期ニ会せり然るニ戦争ニ於て国際法を遵守する於ては国際法上の或る条規を誤りたるも文明両国の間ニ於て相互の条件ニ依るニ非れは之を遵守せさる事となるか故ニ日清戦時ニ際し独り日本の一方のみニ於て国際法を遵守するハ頗る困難なりき有賀長雄氏曰く戦時公法上より観察を下すときハ清国人ハ土耳其人ニ比すへく亜刺比亜人ニ比すへく亜米利加の赤色人種ニ比すへし日本帝国ハ此の如き人民と干戈を交ふるニ於て仏蘭西・英吉利独逸等の国と交戦する場合ニ遵由すへき法規ニ遵由して悖らさらんことを欲したるものなり宣戦の公布（千八百九十四年八月一日）ハ皇帝之ニ御名を親署せられ各大臣之ニ連署せり文中殊ニ意義深遠の一句あり曰く

朕茲ニ清国ニ対して戦を宣す朕か百僚有司ハ宜く朕か意を体し陸上ニ海面ニ清国ニ対して交戦の事ニ従ひ以て国家の目的を達するニ努力すへし苟も国際法ニ戻らさる限り各々権能ニ応して一切の手段を尽すニ於て必す遺漏なからんことを期せよ

此の如き誓言之を言ふハ易く之を守るハ甚難し然るニ日本ハ之を守れり是我輩本論ニ於て詳細ニ証明し並ニ解説せんとする所の現象之清国臣民ハ日本国ニ居住することを得へきやハ実ニ起りたる問題之仏国の国防政府ハ豫め巴里の合囲を察し千八百七十年九月十二日を以て敵国の人民を挙けて領域外ニ逐へり然れ共交戦の法規ニ戻る所なし之ニ反し露国ハ千八百七十七年の戦役ニ於て土耳其臣民の引続き帝国内ニ居住することを許せり日本の内閣ハ清国臣民ニ引続き居住することを許すを以て原則とし帝国内従来居住を許されたる場所ニ居住することを得へく令し（千八百九十四年八月四日の勅令第一条）其居住氏名等を居住地の府県知

紫水製

事ニ屆出をなしたるものと雖も秩序を亂し治安を害し又ハ其嫌疑あるものハ府縣知事の告達を以て帝國の版圖外ニ退去せしむることを得るものとし　又清國臣民ハ内務大臣の特許を得るニ非れは新ニ帝國領土内ニ入ることを得さるものとせり

次の問題ハ日清兩國の間ニ通商を中止せさる可らさるかと云ふ事之ニ余ハ海上法論ニ於て國際法の自由なり之を論せれハ交戰兩國間の通商を禁止するの理由を生せさると明言せるを躊躇せさりしも今日の實際ニ於て列國間の國約上ニ現はれし國際法の先例ハ如何と云ふニ至りてハ僅ニ千八百六十年ニ英仏二國か其國民ニ清國と通商するを許したる一例を挙けて國約的國際法の帰著する所ハ亦通商を禁止せさるニ在りと論するを得さるのみ然るニ日本政府ハ断然ビーケンシホークカザレギースホウィートン等の舊説を排し千八百六十年の例ニ倣ふて通商を公許し且之を公許するを以て莫大ニ日本の利益なりと認めたり

尚一層賞賛すへきハ從て此等の事件ニ就き全國人民か中央政府の意ニ服從したるの一事是也清國ニ於てハ啻ニ日本臣民を虐待したるのみならす尚領事及其家眷ニまて暴行を加へたり日本ハ臣民の保護を合衆國領事ニ委任したるも領事ハ其責を全ふし難きを恐れて終ニ委任を辞せんとせる程なりしか然るニ日本ニ居住せる清國人の身體財産ハ到る処保護を得て毫も毀損せらるゝことなかりき

## 戰鬪者

千八百七十年十二月仏國ノ新政府ハ現役軍隊備軍（正則戰鬪者）の外ニ補助軍隊（義勇兵團）志願兵等）を使用せり此類の補助軍隊ハ政府之を認許し其編制秩序整頓し公然兵器を携ふ等の条件ニ合ふニ於てハ戰時公法ニ戻らすして之を使用することを得へきもの也日本の愛國者ハ日清間ニ事あるを見て中央政府ニ願ひ義勇兵團を編成せんと請ふもの頗る夥多ありし而して有賀長雄氏の見る所ニ據れハ中央政府ニ於て此請願を容るとも敢て不當の所為と云ふ可らさりしも日本皇帝ハ此正則戰鬪者をして正則軍隊の兵員と同一の紀律の下ニ立たしむるの難きを慮へて請願を許さす一方ニ於て清國政府ハ何人を問ハす日本の將校下士卒若くハ官吏の首級を獲て之を呈するものニ若干両の賞与を与へきを約したる日本政府ハ左の如き勅諭を発せり

千八百九十四年八月八日の勅令

各地方臣民義勇兵を團結するの挙あるハ忠良愛國の至情ニ出ることを知る惟ふニ國ニ常制あり民ニ常業あり非常徴発の場合を除くの外臣民各其常業を勤ることを怠らす内ニハ益々生殖を進め

以て富強の源を培ふハ従の望む所之弟第要の如きハ現今其必要なきを認む各地方官僚ら旨を体し手論さるゝ所ある可し

又茲ニ記ると同時ニ一の徴発なる同題起れり即ち日本の人夫ニ兵器を携帯せしむることを禁すへきや否の同題是之人夫ハ清国人ニ依りて募集し軍需品の運搬及炊事の為ニ軍ニ随伴するものなり之其資格を論せハ人夫なれ共軍属ニ外ならさる之ニ兵器の携帯を禁するハ戦事なれ共彼等ハ戦争の始ニ当りて軍紀を恪守すへりしか如く大山大将ハ千八百九十五年十月三十日有賀長雄ニ命して新ニ規則を制定せしめたり其第一条第二条ニ曰く従者馬丁及人夫の輩ハ一切兵器を携帯することを許さす　現ニ携帯する所の兵器ハ十一月十二日中ニ悉く其雇主人夫組長或ハ人夫頭ニ差出すへしと而して十一月二十二日ニ至り数名の人夫ハ兵器を帯して敵の逃走兵士ニ遇ひ其殺戮する処と為りたるものゝ如し然れとも同じ発せる規則ハ漫く之を廃することなかりき

大山大将ハ独仏戦争ニ際し軍事視察の任を帯ひて仏国ニ在りたれハ該戦争の顛末ハ大将の知悉せる処之日本らジュ子ーヴ条約ニ加盟せるを促したるものハ大山大将之東京陸軍大学校ニ国際法の科を設けたるものも亦大山大将之此大将ら十月十五日を以て第二軍ニ為したる申告の如きハ一転して以て欧州公法要録の序文と為すへき價値あり其文ニ曰く

我軍ハ仁義を以て動き文明ニ由て戦ふものなれ故ニ我軍の敵とする所ハ敵国の軍隊ニして其一個人ニあらさるなれハ敵軍ニ当りてハ固り勇壮なるへしと雖も（中略）敵国一般の人民ニ對してハ最も我ニ害を作し我妨害を為さゝる限りハ之を遇するニ仁愛の心を以てすへし秋毫の微と雖も決して掠め奪ふことあるへからす（中略）到る処勉めて人民を撫て彼人をして安堵せしめ我恩徳ニ懐かしむへし

第一軍司令官山縣大将も亦嘗て一様の語を以て部下ニ訓示せり即九月廿七日の告文ニ曰く

我敵とするものハ独り敵軍のみ其他の人民ニ至ては我軍隊ニ妨害し若くハ妨害を加へんとするもの外ハ我之を敵視せさる限りナ非も軍人と雖も降るものハ殺す可らす無礼其詐術ニ罹る勿れ云々（捕虜及傷者の待遇）

## 占領地の民政

日本軍ら占領地ニ布きたる民政の完美なるハ真ニ意想の外ニ在り此一事ハ余ら仏国の聴衆讀者ニ向て保ち考案を加へんとする所之日本軍ハ占領地ニ民政を布くを以て戦争の目的を達する一手段となしたるか故ニ其地ハ素より兵権を以て支配せるの外なりしと雖も而も清国人民を綏撫して畏懼の念なからしめ占領者と相和し相親みて帰意あらしめんことを謀り先つ文官を用ひて民政の機関となし一領事

又ハ公使館書記官又ハ府縣書記官）或ハ土地ノ言ニ達セル人物ヲ用ユルヿ 家ヲ挙ゲテ民政ノ機関トナセリ山縣大将ノ未ダ東縣ヲ攻畧セルヤ速ニ民政廳ヲ置キ公使館一等書記官小村壽太郎ヲ主宰トナシテ総テ人民ノ訴訟ヲ聴カシメ特ニ日本ノ将卒ニ対スル農工商賣買ノ訴訟ニ至ル迄之ヲ受理セシメタリ但シ牛莊縣ト云ヘルハ満洲ノ一市ニシテ人口三萬アリ又同二年ニ於テハ千八百九十四年十二月三十日金州城市街ヲ分チテ四区トナシ告示シテ曰ク清國ノ官吏アル高貴ノ人ヲ挙ゲ責任ヲ負ハセテ各区ノ事務ヲ擔當セシムヘシ又市民ノ總代一人ヲ選ミ全市ニ関スル事務ヲ監督セシムヘシ以後各区ノ利害ニ関スル事件ハ総テ市民ヨリ其總代ニ訴ヘ民政廳ハ總代ノ申告ニ由テ裁判スヘシト

加之乃木将官ハ假リニ全然民主主義ノ制度ヲ作リテ之ヲ其管轄内ノ衛邑ニ布キ（千八百九十五年二月一日）普通撰挙ニ依リ村長ヲ撰挙セシメ且人民ニ諭シテ曰ク此制度ヲ以テ其ハ当金州城ト一村トナシ声氣ヲ通シ壅蔽ノ患ヲ去リ民必ス其業ニ安ンスヘシト

又各領事ハ公共ノ健全ヲ謀リ強ヒテ衛生法ヲ施行セリ有賀氏ノ見ル所ヲ以テスレハ此カ如キハ欧洲ノ戦争ナキニ於テ其比ヲ見ザル所ニシテ思フニ清國人ノ不潔ナルハ公同ノ利益ヲ害ヒテ已ムヲ得ザル茲ニ至レルモノナラン

## 中立國ニ対スル所為

日清戦争ノ始マリ新タニ一問題ノ起レルアリ即開港場及外國人居留地ハ局外中立地ト看做サルヘキヤ如何ノ問題是ナリ千八百九十四年七月七日以来在朝鮮京城外國領事ハ此事ニ就キ朝鮮外務衙門ト相議スル所アリ英國領事ハ合衆國領事ノ賛同ヲ得テ意ヲ京城仁川釜山元山ノ地ヲ局外中立ト為サントスル考案ヲ提出セリ日本公使大鳥氏之ヲ非トシ争ツテハ容レズ並ニ英國政府ハ前ト之ト同時ニ日本政府ニ向テ上海及其附近ノ海上ニ於テ決シテ用兵ノ動作ヲナサヽル契約セン事ヲ請求セリ而テ此請求ハ日本内閣ノ容ルヽ所トナレリ並ニ戦争中營口牛莊芝罘天津ノ如キ港市モ亦此契約ヲ及ボサンヿヲ求メタリシヲ日本ハ再ヒ之ヲ容レタリ有賀氏ハ千八百九十五年二月初旬開港場ノ中立ニ関シ精密ナル意見書ヲ参謀部ニ呈セリ其要ヲ摘撮スレハ左ノ如シ

開港場及居留地ハ交戦國ノ同意ノ特別ノ契約成立シタル場合ヲ除ク外ハ中立ニ非サルナリ又特別ノ契約存スル場合ニ於テモ其契約ニ指定シタル範圍ノ外ハ中立ニ非サルナリ

又日本軍ハ中立國宣教師ノ保護ヲ勉メタリ耶蘇教ノ如キハ特別保護ノ主眼タリシハ日本将官ノ発シタル告文中ニ見ル所ナリ

又日本軍ハ成ルヘク中立諸国ノ通商ヲ妨害セサランコトヲ勉メタリ即直隷湾口ニ封鎖ヲ為サヽリシカ如キハ其著明ナル一例ナリ参謀総長彰仁親王殿下ハ千八百九十五年三月十四日ヲ以テ左ノ訓令ヲ発セラレタリ

曰ク

帝国軍隊カ直隷省地方ヘ進軍スルニ当リ在海陸両路ノ各国ノ貿易ヲ妨碍セサル様露国公使ヲ経テ同国政府ヨリ照会アリタリ就テハ作戦ノ支障ナキ限リハ独リ露国人ノ貿易ノミナラス一般ノ貿易モ務メテ相当ノ保護ヲ与フル様注意スヘシ

今ヤ余ハ日清戦役論ヲ繙閲シテ感起スル所二則ヲ当学士会院ニ提出シテ其参考ニ供センコトヲ為ス者左ノ如シ

東洋ノ僻隅ニ大事業ヲ成就スヘキ一国アリ之ヲ日本ト云フ其進歩ハ啻ニ戦争ノ術ニ止マラス萬国公法ノ理想ニ於テモ欧洲ヲシテ驚嘆セシムルモノアリ国際法論ハ欧洲ニ於テモ漸ヲ以テ進ミタルモノナルニ日本ハ一躍シテ此論理ヲ自得シタリ是ヲ以テ高尚ナル正義ヲモ感得シタル国ナリ将又利害ヲ商算シタル国ナルハ別論ニ属スト云モ其之ヲ実行スルヤ極メテ清潔ニシテ恰モ自国ノ能力ヲ感知スル心念ノ中ヨリ適宜ニ之ヲ節抑スルノ嗜好ヲ自然ニ生シタルカ如シ是人類一般ノ利益トシテ祝スヘキ所ナリ

然ルニ茲ニ亦我輩ノ常ニ心ニ記シテ忘ル可ラサル一事アリ他ナシ我未タ曽テ欧洲ハ空論ノ為メニ破ラレ破壊熱ノ為メニ侵蝕セラレ軽浮ノ企業ニ債ヒテ姦ノ為メニ百事動揺シテ着実ヲ欠キ権利法律ノ思想ノ如キモ益々衰退スルノ勢アルコト是ナリ其時ニ当リ我輩尚絶東ニ師範タラント欲セハ須ラク先ツ絶東ノ教ニ示ス所ヲ修メテ自カラ利セサル可ラス

（三八）

## 捕虜及傷者ノ待遇

戦争ノ捕虜ハ罪人ニ非ス唯敵ノ軍勢ヲ減殺スル目的ヲ以テ一時自由ヲ奪ハルヽニ過キストノ主旨ニ捕虜ヲ待ツノ原則ニ日本軍ハ戦争中終始恪慎シテ此原則ヲ守リタルニ因リ常ニ捕虜ヲ拘禁セス自由ニ歩行ヲ許シ（清国ノ領地ヲ通過スルトキノ外）之ニ養料ヲ給シ被服ヲ与フルコト日本ノ兵卒ト異ナルコトナク且ツ其労役ヲ課セス（自営ノ為メニスル作業ノ外）将校ニハ別房ヲ与フル等ノ如キ優待ヲ極メタリ（第一師団ニテ制定シタル捕虜取扱規則ハ極メテ有益ニシテ我輩ノ称揚スル所ナリ）

瑞西ノ万国赤十字社中央委員ハ清国カ両軍ノ負傷者ニヂエネーヴ条約ヲ応用セントスルノ意アルヤ否ヤヲ知ラント欲シ日本赤十字社ニ向テ清国ノ意向ヲ通知センコトヲ請ヘリ社長佐野伯ハ之ヲ両国ノ當局

議ハ成らんことを希望しまするなり然れ共日本の陸軍官衙ハ惟へらく北京政府ハ其軍隊ニ向て如何なる命令を下せしも到底其励行を期し能はさるを見て於て千八百九十五年二月二十八日を以て日本赤十字社ハ中央委員ニ向て左の回答を為せり

今日清国をして我赤十字社の主義を施行せしむるか如きハ到底期し得へき所ニ非す我兵士の不幸ニして清軍の捕虜となるものハ啻ニ救護を受くるの能はさるのみならす恐るへき惨害ニ遇ふことを免れさる次第ニて実ニ痛歎しまする所なり

米国ノ新聞記者ゲンライン氏ハ当時山地大将の部下将校ニ向て左の如き称嘆の語を吐けり曰く

欧米ニ於ても此の如き場合ニ臨み此の如き慈恵を以て敵兵の負傷を待つものハ多く其比類なし見す卿等今日の所為ハ真ニ以て模範ともなすへきものなりと

（日本の赤十字社ハ千八百九十五年ニ於て社員十六万人を養成し但戦闘部隊の衛生事務ハ仮繃帯所及繃帯所の勤務ニ属しこれを以て野戦衛生部第一線の事業とし而して赤十字社ハ其第一線の衛生勤務を補助することを許されさりしも而も第二線第三線第四線ハ戦闘部隊の直接後方勤務兵站管区内の勤務及留守師団管区内の勤務）ニ在て救護勤務ニ服することを許され其功労極て大なりき赤十字社の病院ニ至て救護を受けたる若干の清国傷兵ハ看護の白手ニ于驚嘆し感泣したるの状ハ有賀氏の日清戦役論ニ依し之を写せり）

### 戦利品及徴発

千八百九十四年十二月十八日大山大将の発したる戒諭ハ其全文を取て茲ニ示さゝるへカラス

敵国ニ於て軍隊必需の物件を徴発するは列国公認の権利なりと雖も此権利ハ軍隊ニ属するものにして一個人の私すへきものニ非す軍隊ハ徴発ハ自ら規定のあるあり且軍国の威厳を損ふ如き不法掠奪ハ甚しきものなり故ニ規定ニ由るの外ハ何人たりとも妄りニ敵地住民の物件を押収するハ厳ニ禁する所なり若し夫軍隊必需の外ニ於て一個人単独ニ物件を要求する所あらは其所有者又ハ保管人と協議を以て買取るへし決して強迫を行ふへからす犯す者ハ必す罰あり

英国の普通法典ニ於ては尚一個人ニ戦利品を収むることを許さるの権利政府ニ在りと為し又有名なる法学者ヘフテルハ之を著書ニ論して戦利ハ陸戦ニ於て一般ニ許さすして一個人の物件を取得する正則方法のあることを説けるハ戦争の記憶して未た忘れさる処なり然るニ日本軍の命令せし所ハ既ニ此の如く公明ニ貴重の光輝ハ却つて日本なり

発射して我軍ニ達せしと謂ふ可し日本軍の一般ニ遵守しける徴発の原則ハ左の如し

第一　敵国ニ在る不動産ハ国家ニ属すると一個人ニ属するとを論せす戦利品と為す可らす

第二　敵国ニ在る国家公有の財産ニして敵の戦闘力を保維するニ足るものハ戦利品と為すを得

第三　敵国ニ在る一個人の動産ハ兵器火薬弾丸を除くの外ハ戦利品となす可らす

第四　一個人の所有ニ係る他の動産ニして日本軍隊ニ必要欠く可らさるものハ之ニ向て徴発の権を用ゆることを得

朝鮮の地ニ轉戦しける山縣大将の軍ハ或る場合ニ於て兵卒の宿泊料ニ至る迄弁償しけることあり千八百十三年の戦役ニ際し大将ダヴーハ漢堡ニ在て二三の公用建造物を用ひて厩舎ニ充つ独逸人之を以て頻りニ大将を誹議し又斯徳刺堡の合圍ニ方り独逸軍ハ砲弾を以て故らニ教会堂図書舘及編纂所を燬くや我会友メビエール口を極めて之を非難せり昔ボリーブ（希臘の史家）も亦馬塞頓王フイリップニ向て此類の譏議を加へたり役日本軍ハボリーブの所論を了讀しけるか或ハ千八百七十年十月十五日発行の二洲雑誌（メビエール氏か独逸軍の所為を攻撃しける論説を載せたる雑誌）を譜閲しけるか思ふニ二者孰れか日本軍の知る所ならん何となれハ彼等の進んて金州ニ入るや同所の文庫を保護するを努めて果して宝器を免れしめたりメビエール氏幸ニ聞かれハ千八百九十五年一月二十九日乃木旅團長の発しける訓示を一讀せよ是ニ予め布告する所之其訓示ハ即ち堂宇及公用建設の破壊を禁して之を制止する為めニ発しけるもの之

一層周密の用意を以て閲讀すへきものハ第二軍の徴発心得之旨有賀長雄氏か大山大将の依嘱を受て起草しけるもの之仏国の公法家中我会友コルメードサンテール及ジレル二氏ハ徴発の権利を非認せり然れ共孰れの國の軍隊も其自活ニ欠く可らさる物品を得ん為めニ一個人の資産を徴発するの権能を有せずとして論争するハ戦時の緊急ニ必要なるの法と相抵觸するもの之ジエル氏か其著書戦時公法要説ニ徴発の権ハ兵力の濫用を制限して之を節抑して規定ニ移らしむるの一法ニして自然ニ生しけるもの之と云へるは頗る穏当の見解と謂ふへし若し華盛頓ニして第二軍の徴発心得を一見せしめハ必ず異議を容れさるならん　（占領地の民政ハ略之）

---

## 日清通商條約批准交換　（廿九年十月）

日清通商條約批准書の交換ハ去ル廿日を以行ハるへき豫定なりしか一昨廿一日午後一時卅五分を以外務省ヘ達したる公電ハ左の如し

日清両国通商條約批准書ハ昨廿日清国全権張蔭桓と本官との間ニ無事交換を了したり

北京駐在帝国全権公使　林董

外務大臣伯爵大隈重信殿

## 償金利子の受領　廿九年十一月

清国より我邦ヘ支拂ふへき未済償金一億両ニ對する利子五百萬両ハ去る七日約期の如く倫敦ニて受領済と為りし由同日倫敦発にて加藤公使より外務省ヘ達したる電報ハ左の如し

今七日清国未済償金の利子八十二萬二千五百二十四磅十志二片を無事受領せり

右受領済の金額ハ無論英蘭銀行ニ在る預けと為したるものなるへし　（卅年新報）

## 第三回償金收受（明治三十年五月八日）（卅年十日）

五月八日午後八時十五分　倫敦発
同九日午前九時三十分　外務省着

償金其他條款が由り五月八日英国駐劄清国公使より正に受領せり

加藤公使

外務大臣宛

五月八日午後一時四十分　倫敦発
同九日午前九時三十分　外務省着

加藤公使ハ英国駐劄の清国公使より受領したる償金其他合計二百八十九萬二千五百四十四磅十志五片を日本銀行倫敦代理店ヘ交附し直ちに英蘭銀行へ預け

入れしあり

外務大臣宛　荒川総領事

右受領の内訳を示せは

| | |
|---|---|
| 軍費賠償金 | 二、七四一、七四八、〇七、〇三 |
| 賠償金利子 | 六八、五四三、一四、〇二 |
| 威海衛守備費 | 八二、二五二、〇九、〇〇 |
| 合計 | 二、八九二、五四四、一〇、〇五 |

而して又之を一昨八日の為替相場倫敦参ヶ月二志〇片の割合を以て本邦通貨に換算すれは左の通り

二千八百九十二萬五千四百四十五円二十銭八厘三毛五

---

清国償金受領済（明治三十一年五月八日加藤公使電報）

清国償金英貨一千一百萬八千八百五十七磅十六志九片を今七日受領したり

---

又去七日伯林発高田代理公使より外務省に達したる電報左の如し

今七日清国償金全償金英貨一百萬磅受領の手續を終りたり

[illegible]水[illegible]

以下
14丁
白紙

第八冊